

令和2年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

令和2年3月6日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	1 1 番 山本 剛
1 2 番 鈴木 市朗	1 3 番 工藤 義明
1 4 番 野並 享子	1 5 番 東郷 正明
1 6 番 北村五十鈴	1 7 番 荒川 泰宏
1 8 番 立入三千男	

不応招議員

1 0 番 稲垣 誠亮

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総 務 部 長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市 民 部 長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教 育 部 長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総 務 部 次 長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総 務 課 長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	瀬川 俊英	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	吉川 加代子	書 記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（岩井智恵子君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

市民の皆様にご報告をいたします。市議会では、新型コロナウイルスの感染症対策として、本定例会会期中の本会議及び各委員会の会議の傍聴を中止させていただくこととなりました。市民の皆様をはじめ関係各位には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠席議員1人、欠席議員は第10番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は2月26日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（岩井智恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第11番、山本剛議員、第12番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（岩井智恵子君） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 皆さん、おはようございます。第15番、東郷正明です。コロ

ナウウイルスの感染が全国的に広まっています。実は、滋賀県の大津市でも確認されました。また、この市役所においても緊急対策会議等行われまして、市の職員、そして教育委員会等の皆さんには大変この対策に対して力を注いでいただいておりますことに感謝申し上げます。今後とも市民の安心・安全のため正確な情報、そして発信をされていかれますよう、よろしく願いいたしまして質問に入ります。

まず最初に、信号機の廃止、撤去について質問します。

2017年度から全国的に信号無視をさせない環境整備のための総合対策として、交通量が減少するなど、信号機設置の指針が示す基準に該当しなくなったことと、設置から年数経過により更新時期に来ており、多額の財政が必要として信号機を廃止、撤去しています。撤去された中には時間の経過と共に必要でなくなった信号機もあるとしていますが、市は県警、公安委員会等から信号機撤去計画の説明をいつ受けたのか、また、この信号機撤去計画を聞いてどう思われたのか、滋賀県では信号機の約70基、25%撤去するという計画がされているが、本市ではこれまでに撤去されたのは何カ所あるのか、また今後撤去される計画は何カ所なのかをお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、東郷正明議員の信号機の廃止撤去についてのまず県警、公安委員会等からの信号機撤去計画の説明をいつ受けたのか、また信号機撤去計画を聞いてどう思ったのか、そして信号機の撤去箇所数についてのご質問にお答えをいたします。

信号機の撤去につきましては、平成30年4月17日付での守山警察署長及び滋賀県警本部交通部交通規制課長連名の文書、それと説明にて協力依頼を受けております。その内容につきましては、既存の信号機の安全性や管理上の観点から信号機の撤去事業が必要である、そのために、滋賀県内においては平成29年から必要性が低下した信号機や耐用年数が経過した信号機の撤去を進めており、またあわせて信号機設置の必要性が高い交差点に移設して有効活用の検討をしている旨の説明と、またそして信号機廃止後の交差点等の交通安全対策の市への協力依頼ということとなっております。また、新聞報道においても県警交通規制課の考えとして、新しい道路ができたときなどは、必要な箇所には信号機を当然設置するとされておられまして、本市においても安全かつ円滑な交通に寄与するものと捉えまして、信号機撤去事業に積極的に協力を行うこととしたところでございます。

また、信号機の撤去箇所数でございますけれども、市内においての平成30年度に撤去

したところは1カ所、令和元年度に八夫東の信号を含めて5カ所、そして、令和2年度には3カ所を予定しているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） これまで30年度、31年度、また令和2年度にまだこれから撤去予定もあるということで、野洲市では現在この点滅信号は何件あるのかをお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 現在、点滅信号が何件あるのかでございますけれども、ちょっと町内の一灯式、今後撤去する一灯式のところでございますが、そこ矢放神社と安治西と堤東でございます。あとまた高木の方にも一灯式の点滅信号が他にございます。それだけはちょっと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 2018年度から新たな信号機の設置がされないようになっていきます。これは、交通安全施設整備の予算がこれまで年々削られてきています。これは、2024年の滋賀国体では545億円予算が使われると言われていきます。県はもっと県民の暮らしや安全のためにお金を使うべきと私は思うんですけども、この県公安委員会に対して信号機撤去計画を見直していくよう求めるべきと思いますけども、これに対して答弁をお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 県の方に信号機の撤去を、廃止というこれを見直していくべきではないかというご質問ではございますけれども、県の方の方針といたしましては、信号機が老朽化していることであるとか、またあと一灯式の信号機につきましては大変わかりにくいということで、事故が起こっているということで、いろんなことで撤去の方針をされています。ただし、危険なところにはつけていくということでございましたので、そういった交通安全対策の考えからは、市の方も協力していこうという考えでございましたので、それを撤回しろということをお求めということまでは考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今、危険な箇所には要求していくということで言われましたので、またそれはしっかりと要望していただきたいと思います。

次に行きます。2月7日に吉川の交差点で軽トラック同士による交通事故が発生しました。この交差点の信号は、昨年12月に撤去され、地域の住民からは大変不安の声が挙がっていました。その後、交差点では明るい道路舗装や停止線にライトを設置するなど、そうした対策もされていますけれども、今回事故が起こったことを受けて、さらにそういったような対策が必要であると思いますし、またそういう今後の検討はされているのか、また信号機撤去の交差点の出会い頭事故防止をするために、例えば守山市立田町にあるラウンドアバウト型の交差点への改良を検討してはいかがかと思いますが、これについて答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 議員の皆さん、おはようございます。

ご質問の事故の再発防止に対してのお答えをさせていただきます。

この交差点につきましては、吉川集落から吉川浄水場に向かう道路でございます、琵琶湖から五条方向に向かう道路との交差点でございます。非常に見通しのよい交差点でございます。

この事故を受けまして、2月19日の日に現地にて守山警察署と再発防止対策に係りまず協議を行っております。守山署からの指導のもと、交差点内の安全対策につきまして再確認した結果、注意喚起を促す看板の設置や、交差点への進入に対して振動による車両の減速を促すハンプの設置を検討しております。

また、ご提案いただきましたラウンドアバウト型の設置につきましては、交差点の中心部から外径30メートル程度の用地が必要となりまして、現場を検証いたしますと、交差点北側の角にあります鉄塔がありまして、鉄塔移設が必要となります。このため、現場状況から、ラウンドアバウト型交差点への改良は非常に困難と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 吉川の交差点の点滅信号が撤去されたことに私はちょっと疑問を感じます。地元住民によると、平成12年12月にもう事故が起こっておりますし、それ以前にも起こっていると聞いています。信号機が撤去されたことを大変心配の声があったということでした。撤去後にいろいろな対策も立てられていて、また先ほどのお話で土

地の30メートル必要とか、そういった面でも、すぐにこれできないのではないかとは思いますが、それならまた信号機の点滅でこれまで何度か事故が起こっている、これを普通の信号にできないかなと思うんですけど、そのあたりの、またこれは今対策されたから、その後の状況などを勘案しながら、また事故が起こってからでは遅いんですけども、今後もより一層安全対策をしていただく、求めていくことに対してどのように考えておられますか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公安委員会の提案ではあるんですけども、市もそういうことであればということで承諾をしました。あそこに通常の信号をつけるくらいなら、毎回私も県警本部長と知事に言っていますけども、鮎家の湖岸道路との接点、あそこは亡くなっておられるわけですよ。この間も会議で言いましたけども、うわさでは死亡事故が起こらないと信号がつかないと言われている。こんなことではとても困る。あらかじめきちっと危険箇所は公安委員会、まさに公安委員会ですから責任持って下さいと。ましてや、死亡事故が起こったところを私ずっと長年言っているけどもまだつかんわけですよ。そんな現実の中で、滋賀県にそれだけの体力があると思っておられるのかどうかですね、ぜひ県議会で、お仲間頑張ってくださいと思います。だから、あそこに通常信号をつけるなんていうのは、今の滋賀県の体力からしたら無理です。まずつけるんだったら、ようやく北口つきましたけども、鮎家のあそこの方が先ではないですか。なぜそこを要望されないんですか。私、徹底的に要望しているわけですよ。

この間紹介したように、前の県警本部長はつくべきところには全部ついていると言ったから、私はそんなことは納得できないと。

先般首長会議があつて、そこでももう一回宿題になっていて、私行けなかった、行かなかったんですけども、知事がもう一回報告している記録がこの間回ってきました。もうこれでいいんだみたいなことですから、ここで余り市民部長をぎりぎり痛めつけていただいても生産性はないので、もうちょっと違ったところでやらないですか。菖蒲の入り口のあそこも点滅があつたんですけども、事故が何回もあつて、私も事故現場見たことがあります。だから、公安委員会が点滅信号があつても事故が起こりますよということを言ってきたので、市としても了解すると。そのかわり必要なところにはつけてもらうということでありますが、言いましたようにラウンドアバウトとか通常信号をあそこにつけるということは非現実的なことだと思いますので、お答えをいたしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 必要なところにつけるといふことで、要望言われておりますので、そこはまた今後もよろしく願います。また、私どもも県議とか通じて、また県との交渉においても求めていきたいというふうに思います。

次に、湖南病院付近の信号機は取り外されて、市三宅に移設されました。これは的確な判断であったと私は思っています。ここの交差点での交通事故は、それ以降発生していないのかお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷議員のご質問の湖南病院前の信号機撤去後の事故は起こっていないのかということについてのご質問にお答えをいたします。

この件につきまして守山警察署に問い合わせを行いましたところ、当該箇所にて安全対策及び撤去が完了しました令和元年9月20日から現在まで、交通事故の発生はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 信号機の設置基準というのは、交通量と周辺の病院とか介護、そうした施設がある場所においてということが基準の中にあるんですけども、湖南病院や寿々ほうすの利用者の方が、ここ散歩道とかそういう歩道にもなっていると思うんですけども、そもそも信号機が設置されたのは危険だから設置されたと思うんですけども、ここに対して答弁をお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今回の湖南病院前の信号機でございますけれども、危険だから設置されたのではないかということでございますが、今回、市三宅の方に撤去して移設をしております。このときに交通量等を調査いたしております。市三宅の方は交通量ですね、1時間で朝の時間は1,300程度バイクとか自動車含めましてございます。こちらの方の歩行者も1名であったり、車の方も300台を割っているということもございますので、交通量等も含めまして、県警本部の方で判断していただいておりますし、こちらの方もそれに協力したということになっておりますので、そこはご理解をいただければと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） この場所、湖南病院の付近の場所においては、確かに交通量減って、横の農道というのかな、そこから来られる車も朝は少し抜け道として通られる方も昼間はないんですよ。そやけど、今後も交通安全の指導とか、そうした対策もまたしていられるよう、またそこは求めておきます。

次に、信号機の設置や撤去が進められている中で、以前からこれまでに信号機の設置を求められている箇所が20数カ所あったと思うんですけども、公安委員会で先ほども言ったんですけどリセットされたということをして市長がこの前矢野さんの質問だったかな、そこで言っておられたんですけども、これはほんまにあり得ない対応で、信号機設置に基づいて県の公安委員会、先ほども市長言っておられましたので、そこは今後も引き続いてまたよろしくをお願いします。

それと、信号機の設置をこれまで求めていたところが、特に危険なところ、そのところの方を認識されていると思うんですけども、そこ辺の要望も合わせてお願いしておきます。先ほどまた答えられましたので。

信号機の撤去の問題と異なりますけれども、湖南幹線の2023年度末までの比江のところを通る道路ですね、4車線供用開始に向け工事が今進められています。比江～比留田の間には小学校の通学路もあります。以前一般質問したときに、比江を横断する交差点への安全対策を求めましたが、この交差点には信号を設置するということでした。信号機設置はいつごろになるのか、それとこの比江と、それを通り抜けて県道とか、またありますけれども、比江～比留田間に信号機は何カ所設置される予定であるのかお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、大津湖南幹線の信号設置についてお答えをいたします。

大津湖南幹線事業につきましては、2月の全員協議会で状況報告をさせていただきましたが、現在野洲川にかかります橋の橋脚工事を滋賀県で進めていただいております。

議員ご質問の比江集落内の市道中主比江線との交差点部につきましては、ご指摘のとおり通学路となっております。児童及び歩行者の安全のため、市といたしましても必ず信号機が必要な箇所と考えておりまして、公安委員会に強く要望しているところでございます。

現時点では設置時期は未定ではございますけれども、供用開始までには設置されるよう

滋賀県と連携を密にしながら、引き続き公安委員会と協議をしていきたいと考えております。

また、信号機設置箇所につきましては、市道中主比江線を含めまして5カ所現在要望しているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 強く要望しているということで、また5カ所設置するというところで、時期もできるだけ早く設置時期もわかるように、また市民にお知らせしていただきますよう求めておきます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 追加しておきますけど、大体市が要望するのは変でして、県道が通ったら県が道路管理者であると共に、県の公安委員会ですから、当初から一体で設計してくれという要望を市長会で行っておりまして、一応県は今後はそうするという事になっています。

去年も栗東で県道がついて、信号がなかなかつかないという問題があって、みんなでこれはおかしいと。なぜ信号のところだけ市町が要望に行かないといけないのか、本来県なり国なりが道路をつくったのであれば、交差点にはセット物でという了解を得る形で今進めていますので、市も頑張りますけども、本来はそういう形であるべきだと思っていますので、今そういう流れになっています。

○15番（東郷正明君） わかりました。以前比江の方にも県の方から説明会ありまして、そのときにも僕も聞いたんですけども、また次の質問に入ります。

就学援助の入学準備金の認定基準について質問します。

小中学校の就学援助制度の入学準備金は、2018年度より3月に支給されるようになりました。保護者からは大変喜ばれています。しかし、この入学準備金の認定基準と4月からの就学援助制度の認定基準が異なっていることにより、小学校入学の場合に問題が起こっています。

小学校の認定基準については、4月からの就学援助制度では入学する子どもの年齢を6歳とした基準ですが、入学準備金については5歳で計算されています。米原市では、入学前の6歳の基準で算定されています。野洲市では5歳の前年度の生活保護基準であることから、過去の生活基準を用いており、5歳と6歳では月にすると1万円ほど差が出てくる

のではないかと。また、認定基準も大きく変わってきます。このことによって、入学前に5歳の基準で非認定となった方が、改めて4月の就学援助本体の申請をされないかもしれないということが一人も起こっていないのでしょうか。4月に小学校に入学予定の何人が入学準備金を申請し、また認定されたのは何人なのかを答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） おはようございます。

それでは、東郷正明議員の就学援助の入学準備金の認定基準について、非認定者の対応についてお答えをいたします。

入学前申請をされた方については、同時に次年度の申請を行っていただいておりますので、諦めて申請されないという方はございません。また、4月に小学校入学予定者の申請については平成30年度では19名から申請があり、うち18名が認定されました。なお、非認定となった1名については、平成31年度についても非認定となっております。非認定の理由は、所得が超えておったということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今回は、19名申請されて18名が認定になって、1人の方が所得の基準に合わなかったということでしたね。それで、今回そうなったんですけども、誕生日が違うだけで認定基準が変わってきたら、やっぱりこれは公平ではないと思うんですけども、こうしたことに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 認定にあたりましては、野洲市では6歳ではなく5歳で認定をしておりますので、誕生日が違っても4歳、5歳は同じ認定基準になりますので、差異はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次の質問です。2番に入りますけども、入学前は認定されなかったが、入学前に6歳の基準で計算されていれば入学前の3月に入学準備金の支給がされていた方がこれまでもあったのではないかとと思うんですけども、入学準備金前倒しの趣旨からすれば、やっぱり5歳ではなく6歳で計算すべきと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 入学前支給の算定につきましては、基本的に令和元年度であれば平成30年度中の所得により決定をいたします。そのため、当該児童の年齢は12月31日を基準とするのが基本だと思っております。ですので、4歳または5歳であり、入学前支給の判定について問題はないと考えております。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） この5歳と6歳の計算方法を巡っては、国会でもこれまでに議論されています。文科省の担当者は、6歳で計算すべきと答弁されています。これは文科省の答弁どおり、ぜひ6歳で計算されることを求めたいと思うんですが、もう一度答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 文科省の答弁ということですが、文科省は明確な基準を出しておりません。明確な基準を出していただかない限り、現在は4歳、5歳が所得基準でいくと妥当なのかなと考えております。今後、文科省がしっかり基準を出していただければ考える必要はあるかと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 文科省が基準を出していないということでありましたけれども、国会での答弁とかで担当者、6歳で計算されるべきということも言われています。基準の方はしっかりと明快な方向にすべきと思いますけれども、やっぱりこれまで何度もこの議論が交わされてきました。それで、5歳と6歳だと支給金額とかも変わってくると思うんですけども、これやっぱり先ほども言いましたように、誕生日がちょっと違うだけで、申請時のときの誕生日がちょっと違うだけでやっぱり変わってくるというのは、今、子どもの貧困とかもあって、格差社会の中で、やっぱりここは市としても前向きに対応が求められるのではないかと思うんですけども、このあたりいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 文部科学省においては基準が示されておりません。また、文部科学省が国会答弁、共産党の議員に対して答弁した場合も、できるというようなことがあります。今回も6歳にはできるということをおっしゃって、6歳の判断については市町村の教育委員会がするという事になっております。また、湖南4市全て野洲市も同じ基準でやっておりますので、現在のところ考え直すつもりはないということでございます。

また、議員がおっしゃるように、将来文部科学省からしっかり基準を出していただければ、また考える必要があると思いますので、そちらの方で頑張っていたきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 国会答弁でもできるという発言がされているということでありました。できるということをおっしゃられ、また実際にしておられる自治体もあるんですから、ここはやっぱりしていくべきだと私は思います。また、湖南4市で統一されているようですけども、やっぱりここは湖南4市でできればその基準を6歳で計算するように、各いろんなそういう話し合いの場所があれば求めていただきたいと思いますけども、これに対してはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 湖南4市で協議する場があれば求めるというか、議題として出していくことは可能かと思えますけれども、それが実現できるかどうかはお約束できません。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） しっかり議題に上げていただいて、また共有していく方向でよろしくをお願いします。

次に行きます。就学援助制度は、毎年保護者からの申請により、所得や家族構成、また年齢等をもとに認定されます。申請書には所得等の目安が記載されておらず、保護者にもわかりにくいものとなっています。子どもの人数や家族構成によっても変わり、生活保護基準の1.2倍で試算された金額等が記載されたものを申請書と一緒に保護者に渡していただければ、申請基準がよりわかりやすくなります。野洲市において、本来認定基準であるのに入学前の申請で認定されずに、その後申請すらされない保護者も昨年はなかったということですが、これまでなかったと言えるのか、また制度の徹底が図られるよう、また求めていきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 制度対象世帯の明示についてのご質問にお答えをいたします。

生活保護基準などを示すと、逆にわかりづらくなり、混乱が予測されますので、毎年2月に学校を通じて全校児童生徒に文書を配布いただくお知らせには、所得の参考基準として、家族3人及び5人構成の例を示しています。

また、4月から小学校へ入学される児童については、同様の内容の文書を入学説明会で

配布をしています。

これにより、随時相談を受けて、丁寧に説明をしております。制度の徹底が図れていると考えております。もし不明の点があれば、教育委員会にいつでもご相談いただくようにしております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 所得基準の金額等も示されているようですが、基準がこの野洲市の文書を見たときに何か字がいっぱいあって、数字もいっぱいあって、すごくわかりにくい。誰が見てもすぐにうちの家族はこれ、対象になるんだな、ならないんだなというのがわかるようになればいいと思うんです。要保護児童生徒への援助のこの趣旨は、援助が必要とする時期に速やかな実施が求められるということで、申請書だけを見てもなかなか就学援助の対象者になるのかが本当にわからない、誰が見てもわかる保護者に対しての生活保護基準の1.2倍の所得の目安というのが大きな、できるだけ数字わかりやすい、何か確かにその所得書いてある基準あるんですけども、非常にわかりにくいので、この辺のわかりやすい所得基準とか書いたものを一緒に添付していただければありがたいと思うんですけど、もう一度お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） わかりやすい文書ということで、東郷議員のおっしゃっていることはよくわかります。ただ、所得基準とかを載せてしまいますと、また余計ややこしくなって理解しにくくなってまいります。また、既に生活保護等受けておられる方が対象になってまいりますので、当然要保護、準要保護は別ですけども、要保護は申請する必要も出てまいりますし、要保護についても従前からいただいている方もたくさんおられますので、またごちゃごちゃと書いてあるということなんですけども、これだけのことをやっぱり書かないと、何がいただけるのかということも理解していただかなあかんと思います。ですので、先ほど申しましたように3人及び5歳の家族構成というのを基準として見ていただいております。大体そこで皆さんひかかってまいりますので、もしご懸念があれば、学校なり教育委員会に説明を求めていただければ結構かと思っております。

文書については、今後もわかりやすくする努力は必要かと思っておりますので、その努力はさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） できるだけわかりやすい文書にまた検討していただくということを求めて、この質問を終わります。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第2号、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 皆さん、おはようございます。

第16番、北村五十鈴です。

本日の一般質問は、大きく3点、一問一答にて答弁者は全て市長にお願いいたします。

まず1点目ですが、親の離婚から関連する子どもの貧困について伺います。

少子高齢化に悩む日本社会で、意外と知られていないのが近年の離婚数の増加と、そのことによる子どもたちへの影響ではないかと思えます。

昭和25年の離婚数は約8万組、その後、昭和50年代以降急速に増えて、昭和58年に15万組と1度目のピークを迎えます。その後、2度目のピークは平成14年に30万組に達しています。ただ、ここで問題にしたいのは離婚数ではなく、親が離婚した未成年児の数の増大です。その未成年の子の数は、最初の平成29年で約21万人、今、少子化が進み、例えば2019年に生まれた子どもの数は約86万人しかいない中で、約20万人の未成年の子ども、4人に1人、約25%の子どもたちが親の離婚を経験していることになります。ちなみに、昭和25年に生まれた子どもの数は約240万人で、3%でした。そして、その親の離婚による子どもに及ぶ影響は多々あると思えますが、その中でも子どもの貧困が顕著にあらわれています。

その原因の多くは、日本の離婚制度にもあることは確かですが、その中でも世界でも珍しい単独親権です。その結果、子どもは無法地帯になってしまい、ひとり親家庭の貧困が続くことになります。

そこで、問題の離婚制度は国の法域になりますが、自治体でできることはないのか、その具体策について市長にお伺いいたします。

1、本市での母子、父子世帯の推移を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

北村議員の子どもの貧困についての母子、父子世帯の推移についてのご質問にお答えをいたします。

推移につきましては、そのための情報はございませんけども、児童扶養手当の受給資格者数の推移でお答えをいたします。

本年2月末現在で、母子家庭351世帯、父子家庭18世帯です。平成26年度から平成30年度までの5年間の平均は母子家庭約360世帯、父子家庭約21世帯となり、ここ近年は大きな変動はありません。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 圧倒的に母子家庭が多いという数字が改めてわかりますが、2番に行きます。本市における母子世帯の平均年間就労収入の額をわかる範囲で伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 母子世帯の平均年間就労収入の額ですけども、これも児童扶養手当の事務で把握している所得金額でお答えをいたします。平成30年度中の所得金額の平均は母子家庭で約143万3,000円、父子家庭で約193万7,000円であります。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次に、児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している者に中学校卒業までの児童に支給される児童手当について、本市の現状を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 児童手当の支給の状況ですけども、令和2年1月末現在の受給者は4,153人で、対象児童は7,031人です。手当額については、2月定期支払い分の総額で2億9,881万5,000円となっており、概算になりますが、受給者1人当たりの月額約1万8,000円となります。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次に、両親が離婚をして、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭の児童のために、地方自治体から支給される児童扶養手当ですが、手当の額や所得制限、手当の状況について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問の児童扶養手当の額等についてお答えをいたします。

児童扶養手当の額につきましては、全部支給の場合は月額4万2,910円で、2人目加算1万140円、3人目以降加算が6,080円となっています。

所得制限につきましては扶養人数等により変わりますが、扶養人数1人の場合では、所

得金額が87万円以下の場合は全額支給となり、230万円以下の場合は一部支給となります。また、所得金額が230万円を超えると全額停止となります。

児童扶養手当の令和2年2月分については、全部支給は147人で、一部支給は151人となり、支給額の総額は1,079万980円となっています。

なお、本人や扶養義務者が所得制限額を超え、支給停止となっているのは72人です。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この中で、1つ教えていただきたいんですけども、ずっと思っていて、どうしてかなと思っていたもので、この1子1養と2子、3子と加算額が変わってくるんですけども、何人育てていても1人にかかるお金とか経費はほとんど同じではないかなと思うんですけども、この額が減っていくのは何か法律上とか規則とか、何かで決まったものがあるのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そこまでの具体的なことは担当部長からお答えをいたしますけれども、通告いただいていませんので、答えられるかどうかについてはわかりませんが、とりあえず担当部長答えられるんだったら答弁して下さい。答えられなかったら通告がないのでいいですが、そこも。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の子どもさんの2人目、3人目、その部分について、なぜその額になるというその積算のところまではちょっと今すぐに資料は持ち合わせておりませんが、基本的にその額の決定につきましては国のオールジャパンの基準でございますので、その決まったことを準用して市の方で事務の方取り扱っているということでございます。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 実際に育ててみると、2人目も3人目も同じだけ食べますし、同じだけお洋服も要るので、下がっているのがなぜかなというのがずっと不思議に思っていましたので、またわかりましたら教えていただきたいと思います。

5番目行きます。反面、先の手当等が子どもたちのために使われているのか、それを確認することは極めて困難であり、生活で使う域を超え、遊興などに使ってしまうケースもあると聞いていますが、本市の対応策を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 困難だから対応策、なかなか難しいですけども、手当をもらっているからといって家計全てを監視されるというのは、これは今の日本社会ではあり得ませんから、やはり手当は自分の裁量の中で管理して使うということです。

ただ、手立てはないんですけども、子どもたちの状況を見ることによって、健全に保護養育されているかどうかということですから、乳幼児健診、あるいは園、小中学校における見守りにより、子ども状況に変化があった場合は関係機関が連携して対応しております。

また、生活困窮等の状況であることを把握した場合は、市民生活相談課が家計相談等により、関係機関が連携して、適正なお金の使い方について指導や支援を行っています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先ほどお聞きしましたように、ひとり親家庭の平均的な所得については低額でありますし、児童手当、児童扶養手当等申請に基づく公的な手当を足してもやはり厳しく、養育費という私的な取り決めが大事になってくると思いますが、この養育費について、まずは未成年の子に対する養育費の状況を知りたいのですが、多分統計としては市は把握しておられないと思いますので、児童扶養手当受給資格者における養育費の受け取り申告状況からでいいですので、わかる範囲で伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 養育費の状況ですけども、今年度の現況届対象者322人のうち、100名が養育費を受け取っておられます。申告があった養育費等の額は、受給者1人当たり年額で約44万4,000円です。

なお、養育費を受け取っていない方の中には、子どもに会わせたくないとか、相手と関わりたくないなどの理由で、養育費は不要と判断された方も含まれています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この養育費の未払いが放置されていると思うんですけども、見解をお持ちでしたらお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 養育費の未払いの見解ですけども、養育費、ご存知のように父親と母親で取り決めるものでありますから、未払いになっているというのは、これは好ましくない、当然のことです。約束、契約ですから。

ただ、この状態を制度上は把握できませんので、市としてはたちまちはできませんが、児童扶養手当現況届や窓口での相談において生活状況を丁寧に聞き取っていますので、養

育費の未払いの相談についてはそういう形で対応していますが、今年度はそういうケースはありませんでした。

ご質問が通告されていたので、過去の例を調べたんですが、離婚後に生活困窮に陥った方からの相談に対応して、市民生活相談課の弁護士相談につないで、調停申し立てをした結果、養育費の支払いを受けたケースはあります。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） そこで、改めて離婚に伴う子どもたちの貧困問題は切実ですし、そのためにも離婚時に取り決めをしっかりとしておくことが大事だと思います。

法務省も離婚届の用紙と共に、あわせて「子どもの健やかな成長のために」というパンフレットを渡すように指導しています。離婚届の用紙は市町によっては窓口で自由にとれるところと、窓口で担当課に声をかけてからもらう形がありますが、本市の状況とパンフレットの配布について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 離婚届の用紙及びパンフレットの配布についてですが、まず、用紙につきましては市民課の窓口で、必要な方にお声をかけていただいて、お渡しをしております。法務省のパンフレットにつきましては、離婚届提出時にお子様がおられる家庭にお渡しをしています。また、子育て家庭支援課の窓口で離婚の相談に来られた場合もパンフレットをお渡ししております。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） このパンフレットには、特に養育費のことと面会交流について詳しく説明しているんですけども、明石市の方ではもう一段詳しく独自のパンフレットを作成したり、個別に養育費について、面会交流についてと、さらに詳しい冊子や子どもと親の交流ノートも作成したり、徹底して告知をしておられます。また、最近では養育費立替えパイロット事業も立ち上げています。

しかし、私はこの法務省の推進のパンフレットの配布が離婚時というのは遅いような気がします。離婚するときではなく、例えば結婚届と同時に渡して、離婚するとはこういう義務もあるのだと幸せのときに2人で認識を共有してもらう方が有効ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） パンフレットの配布時期の問題ではありますが、先ほど申し上げた

対応ですけれども、北村議員ご提案の結婚の際にお渡しすると。これ職員とも今ご質問があったんで議論したんですけれども、やはり幸せの絶頂、これから家庭を築こうと思っておられるときに、離婚に関するというのはいかがなものかなと。それ言い出したら、死亡の手続までお渡しせんといかん、出生。だから、職員の窓口担当、あるいは管理職の判断も好ましくないという判断ですし、私もそういうふうを考えておりますので、現行でいいかなと思います。

それと、野洲市の場合、市民生活相談、あるいは子育て支援課でいわゆるマンツーマンで丁寧な対応をしているつもりです。

今ご指摘のあった明石市、大々的にさすがNHKの職員らしくて、先に報道されて、今おっしゃったようにパイロット事業のことがありました。今回も改めて調べたんですけれども、養育費立替えパイロット事業ということになってはいますけれども、この事業、債務名義を有することを条件、債務名義というのは離婚で養育費を渡すということがきちっとある場合に限って、個人と民間の保証会社が契約をするという前提で、その分を支援しようということで、本当にこんなことで機能するのかなと。保証会社と離婚された方が契約を結ばないとだめだということですし、これを市が仲介するのかと。最初の報道ではすごいことだなと、もう市の税金でまず養育費を立て替えて、そして市が回収するとくふうで報道されていたので、これができるんだったらいろんなお困りのことが市ができるというふうになるんですけれども、それは私あり得ないと思ったんですが、彼は弁護士でもあったんですけれども、国会議員でもあったんですけれども、ばんと打ち上げて大きく新聞に載っていました。今ご紹介があったんであえて申し上げますけれども、かなり限定的な事業という性格を持っています。

本市では、今申し上げたように、養育費の取り決めにおいては専門性が高いので、困難な場合も多いことから、それぞれの相談者の生活状況に応じた弁護士による法的支援が効果的と考えて、先ほどの事例も言いましたように、弁護士との連携を強化しておいて、相談業務等の中できめ細かく対応しておりますし、今後もそういう方向で取り組みたいと思っております。あえて明石のことをおっしゃったので、野洲の方がいいのではないかなと思いますから。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） このパンフレットに関しましては、今、いろんな市町、いろんな女性議員の団体とかでも検討が進められております。セミナーにも伺ってきました。

実際読んでみますと、先ほど笑われた方が多いと思うんですけども、この中に書いてあることは、何ら結婚のときに渡しても問題のないことが書いてありまして、反対にこれを離婚時に渡して、今、現に意味があるのか、使われているのか、実際養育費に結びついているのかというところが問題になっていると思います。現実、離婚のときに日本は協議離婚が多いんですけども、いろんな理由はあると思いますけれども、もうお互い別れるという時点で、相手の顔も見るのが嫌だとか、出会うのも嫌だとか、早くもう別れたい、離れたいというときに、この子どものことはなかなかその当時の本人には考えにくいと私も思います。実際、ここに書かれているのは子どものことばかりです。でも、日本はどちらが子どもをとるということでもめていることも多々あります。だから、これを有効に使うのには、法務省もそのことに今理解も進めていてくれます。いつ渡すのがいいのか、このパンフレットをいつ理解してもらいやすいために、子どもたちのために養育費とこの面会交流、この面会交流という言葉は私は好きではないんですけども、この2つを子どもたちのためにいつ渡すのかはすごく大きな議論にもなっていると思いますし、私は笑うほど結婚の楽しい時期だから験が悪いとか、そんなものではなく、きちっとお示しする時期を考えていただけたらと思っておりますので、離婚のときはそぐわないと私も思いますし、また検討はしていただけたらと思います。

10番行きます。問題の根本には、冒頭述べたように日本では民法819条によって、離婚後の子どもの親権が父、母どちらか1人が親権を持つ単独親権制度になっていますが、世界ではほとんどの国が共同親権、共同養育を認めています。それに、日本の離婚の現状は協議離婚がほとんどで、子を奪い合うような現状にもなっていて、大人には優しく、子どもには厳しい離婚制度の法改正を望むところですが、市としてできる限り養育費の問題には今後一層取り組みを進めていただきたいと要望したいと思いますが、最後に本市の方向性を見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 方向性、今までも述べたつもりです。それとパンフレットは私イメージが悪いとかそういうことで言っているわけではなくて、読まないでしよう。いっぱいやるべきことがあって、自分のことを考えましても、そのときにたちまち必要のないものを読まないと思うから、保存しておいても、どこにしまったのかなと思うので、全ての方にお渡しすることが妥当かどうかということで、いわゆるイメージがダウンするとか、その時期じゃないということで申し上げているわけです。いっぱい資料、じゃ、例えば結

婚されたらさまざまな資料をどさっとお渡しするのと同じことになりますよね。だから、私は余り合理性はないということですし、それよりはいつでもご相談受けられますよという形で、特に野洲市の場合、何でも相談に乗って、相談に乗るというのは、聞くだけじゃなしに、きめ細かく市のサービス、司法書士さん、弁護士さん、あるいは関係機関につないでいって対応するという仕組みをきちっと位置づけて、その体制の中でサポートしていく方がいいのではないかなと思いますし、国の制度が変わらなくても、そこでかなりのことが補完できていると思うので、私は今後もこれの広く知っていただくのと、充実強化だというふうに思っています。

先般も直接関係ないんですけど、今ちょっと朝は毎月市民生活相談の分厚いレポートを全部私目を通してはいるんですけども、特に亡くなられた遺産相続とかの相談が多いので、これこのために持ってきたのと違って、ここで目を通そうと思って持ってきたんですけど、いいパンフレットをつくっているんです。野洲市は。だから、これをまねしてこの間長浜市がコンシェルジェ配置したので、朝もう一段窓口でもう少し丁寧にと、これ多分皆さん方にお配りできてないかと思えますけども、さまざまな生活相談を資料でやってもだめです、両方でやらないと。まずは人が対応してきめ細かく対応するということですので、高齢者、あるいは単身世帯、あるいはひきこもり家庭なんかも課題抱えておられますから、できるだけ市民に対して人が、市の職員が対応するという方向で進めていく方が妥当かなと考えております。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 済みません、2つ目行きます。

2点目は、C地区の現状と課題を伺います。

過去C地区の情報が議会に提供されたのは、去年7月のお願い文書でした。中身は、組合や地権者に対してのC地区の地区計画は大規模商業施設の一体的な開発を前提として決定したものであり、市は個別開発計画は想定していなかった。したがって今後の具体的な事業計画として、土地区画整理か街区ごとでの地区計画の見直しの検討をお願いしていました。

しかし、この時点での違和感は、この進めない開発に対して市には全く当事者意識がなく、組合や地権者に対して頑張ってください、そうしないと逆線引きも視野に入れていると結んでいました。

そして、今回2月18日の全協での説明です。今回の中身は、大きな変化として組合の

解散でした。これまで継続して大規模商業開発計画の開発事前審査願が提出されていたから、個別開発計画を受け付けていなかったけれど、組合解散により個別の開発が発生した。それに伴い、逆線引きも困難になった。そして、その個別開発により種々の問題が発生した。そんな説明であったと思います。

しかし、今回も大きな違和感が残ります。発生した数々の問題は個別開発のせいであるように受け取れますが、これまた責任転嫁の報告に思えてなりません。

そこで、改めて聞きたいと思います。このC地区の一連の流れと原因と責任を市長に伺います。

1、まず当初からたびたび登場する組合について伺います。結成の時期、名称、人数、代表者、概要、市との関係及び権限について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員のいわゆるC地区の開発についてのご質問にお答えをいたします。

昨日も東郷克己議員の代表質問で申し上げていたんですけども、本当に不思議なんですね、これ。北村議員が全協でも前回の定例会でもご質問になりました。入り口が全然違っています、今おっしゃったことも含めて。問題意識をぜひ言っていただきたいんです。市の責任を聞きたいというところを言うておられるのかどうかなんですけど、今、第1問目は組合についてですから、そこをお答えしますけども、かなり特殊な質問だと思っています。何を問題視しておられるのか全くわからないという前提で私答えます。意図がわからないという前提で。

当組合は、C地区が市街化区域になってから、かつ地区計画が決定された半年後の平成24年10月に民間開発によるその計画の実現を前提に、「近隣商業地域開発組合」と言う名称で設立をされています。

ただ、この組合は民間の任意の組織であるため、人数とか代表者、概要については本職はお答えする立場ではありません。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この組合は、今、市長おっしゃっていただいたように任意の団体だと思うんですけども、その法的なバックボーンは存在するんですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 意味がわかりませんが。意味がわからない。質問の意味がわ

からないからお答えできません。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ということは、もうシンプルに任意の団体であると受け取っていいんですよね。法的な団体ではないので、やはりそのまま任意の団体と受け取ったらいいということによろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そこも含めて、こちらは組合の全てを知っていませんから、私がそれ以上、そういう名称の組合があるということはわかりますけども、それ以上私が答える立場にないと言っているわけですから、だからさっきの答えを踏まえた上で何を聞かれているのかわからないので、お答えできませんと言っているわけです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 何度も公文書にも組合という言葉が出てきていますので、組合について聞くことは何ら問題ないと思うんですけども、公文書に組合という言葉を使っておられるのは市の方ですので、この組合について地権者の方にいろいろご質問させていただいたんですけども、そもそも入会のお知らせがなかったわという方とか、自分も入りたかったけれど入れてもらえなかったとか、いろんな方がいらっしまったんですけども、この組合の整合性のチェックに行政は踏み込んで把握とか認識はしておられたのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、組合の設立に関与は市はしませんし、権限もありませんし、だから今おっしゃったお誘いがとか何とかいうのは全く関与していません。組合というのは、まさに当事者が自ら集まってつくられるのが組合ですから、そういう趣旨からしたら、市が関与するものではないと思いますし。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私の過去の認識からいきますと、よく土地区画整理等で組合施行ですとかいう言葉で組合というのを聞いてきましたし、理解もしているつもりなんですけれども、今回でもC地区でもはっきりわからないですけど50か60人はおられる地権者の方を、組合がおまとめいただくこの合理性とか、共同性については私も十分理解していますし、ただ、行政が窓口で組合を通して下さいという言葉が使われておられたので、使われる限りは、その権限と責任も発生してくると思いますし、先ほど任意の団体と言わ

れているのに、実際窓口では組合を通して下さいという言葉が使われていた。これはどうも市長が言っておられるのとちょっと違う部分があるんですけども、今回この組合に対して、そこまでだから権限はなかったとおっしゃっておられるけれども、そうになっていたと、現実そんなことになっていたと。今回ですけれども、1行数文字で組合は解散されましたで終わっているんですね。それで、全てが今までリセットされるものなのか、この責任についての説明も謝罪もありませんでした。

ただ、誤解のないように言っておきますけれども、私はあくまでもその責任の相手は組合ではなく、行政に申し述べていますので、そここのところは誤解なく答弁いただきたいんですけども、どうもこの組合の任意であるのにある程度の権限があり、窓口でも使い、結局解散されたというこの何か曖昧な感じがするんですけども、市長何もかもオープンで包み隠さずといつもおっしゃっておられますので、市長はこの組合に対してこの流れが、窓口がその言葉を使っていたことも含めて、干渉するべきではない、踏み入ることではないとおっしゃいますけど、何かそここのところは市長はこの組合をどう理解されていたんですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと何か何を言っておられるのか、全くわけからないんですよ。窓口で何を言ったか、もっと事実を言っていたらいいかと。

まず、制度的に市街化区域の開発については市長決裁になってない。これ一々やっていたら大変だから。だから、調整区域の地区計画で開発する場合は、これは私に権限がある形になっています。今後どうするかちょっと考えようと思っているんですけど、大規模な場合はやはり市長に権限が、決裁権を持たさんと危ないんじゃないかなど。野洲は余り自分は触れたくなくて、陰でやるからなっていたんかなと思うんですけども、結構過去の決裁見てもみますと、実際はトップが関わっているのに部長決裁になっていたとかありますから、私は今の決裁権限をずっとなったときからそこは触れないできていますけども、市街化区域については協議、事前協議、そしてから許可も含めて部長決裁になっています。その間の今の組合を通さないとか、組合に声かけてもらってないとか、かけないとかいう話は私今初めて聞きました、それは。問題の枢要は何なのか、今おっしゃっていることが悪いんですけど全く意味がわからない。私に何を聞きたいのか、もうちょっとはっきりとして下さい。これだったら9月の議会の質問と全く一緒じゃないですか。これ同じことをこんな貴重な時間でやっていいのかなと私は思うんですけど、通告見ていまして結論

が全然違うし、入り口はもちろん違いますし、だからもう一回明確な質問を私にして下さい。職員が誰に何を言ったのか、それをもう一回確認せよというんだったら確認します。絶対私断言したように、隠さない、ごまかさない、うそつかないつもりでやっています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、今のことも含めてですけども、2番目に行きます。

C地区は平成24年3月市街化区域に編入されました。そのときも地権者総意だったと報告していますが、そもそもこの総意とは、市は何をもって総意とこの公文書に言葉を使っておられるのか、ここが私は一番今回の問題なところだと思うんです。これが引き金になっていて、だから市は何をもって総意という言葉を使っておられるのかお聞きいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、一般的には市街化区域に編入する条件、手続に入る条件があります。地権者の一定割合がそういう意向を示しておられる。そしてそれに基づいて、その土地利用の方向性が一定熟度が高い等々のことがあります。地権者の100%、これはあり得ませんから、その後の動きの中で。ですから、一定割合が賛同しておられる、あるいは要望しておられるというところが今回の総意ということですし、ここに関しましては、もう一回改めて徹底的まで行けるか知りませんが、通告があつてからもう一回調べました。当地区の市街化区域編入に係る地権者要望、これは平成7年に地権者全員から出ています。ここに今コピー持っています。それと、平成12年に土地区画整理事業に賛同することを前提に再度提出されています。この要望から見ていると、何か気の毒に断ったんです。私だったら、この断りの理解ができないんですけど、気の毒に断られておられるんですよ。もうさっき言いました総意はまとまっているんですけども、開発手法が土地区画整理事業（土地の減歩が伴うのが好ましい）との説明を受けて断られたというふうに平成12年の4月17日の要望に書いておられるんですが、これは7年に要望したけども、そういうことで断られたと、むしろこの当時は土地区画整理事業でないかというか、そういうことでどうも説明して断っているらしいんですが、いずれにしてもこのあたりは駅に近いということで、平成7年は全地権者、12年も全地権者、22年には民間活力をとということで、ここにはおおむね全員の地権者がこれに賛同したところということで、おおむねということでここにあります。ここにはもう大規模小売店の図面がありますし、ここに

は今般別紙のとおり開発事業者から事業概要（土地利用）が示され、その土地利用について協議を重ねた結果、おおむね全員の地権者がこれに賛同したところであります。この計画案の事業を行うと市の財政負担が伴わない民間の力での開発について興味を持ったところですが、つきましては、この民間活力を活用した整備手法で今後の区画区分編入を考えていただきたく、お願いを申し上げますという文書が平成22年12月16日、世話人4名のお名前でおおむね全員と、これをもって総意ということでした。

何度も言っていますように、野洲市の場合は全員とおっしゃっても手続に入ると知らない方が土地を売ってしまう、インサイダー取引が起こるということで、これも全地権者に文書を出して説明会まであらかじめやっています。これ普通やらないです。そこでどなたからも、もちろん全員が説明会には来られていませんけども、かなりが来られて、かつ文書を受け取られた方も異論がなかったもので、市街化区域の編入手続に着手したということですから、通常の編入手続の割合から比べたら、格段に多い総意を確認していますけども、このあたり、反問しませんけども、北村議員、ここをどう考えて質問しておられるのか、これが総意でないというふうに考えておられるのかどうかですけども、ここまで丁寧に、かつ3回にわたって要望しておられてやっている。これを総意として市が捉えたということでもあります。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 総意ですので、今の市長の文書とちょっと違うんですけども、総意は間違いなくその市街化にすること、大規模商業開発で行くことまでの総意は間違いなくできていたと思います。でも、その手法に関しては地権者の方にはそれほど丁寧な説明もいってなかっただろうし、全てに今市長が言われたその用紙が配られていたのかわかりませんが、それが何でわかるかというのと、この次の質問ですけども、C地区は市街化区域に編入された後大規模商業開発の提案が4度ありました。いずれも成立せず、またその理由の1つに官民境界不成立を上げておられますが、それは何度も言うようにこちらが聞きたいです。官民境界が調わなかったから開発はできなかった。官民境界はどうして調わなかったのですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ずるいじゃないですか。まず総意があったことは認められていたのか。あるいはその開発手法もはっきりここに民間からの提案があって、図面まで出てきていますと、かつ市の財政負担を伴わない形でというのは、土地区画整理事業じゃないと

という意味ですよね、これは。基盤整備も含めて、民間の力での開発について興味を持ったところだと書いてあって、この民間活力を活用した整備手法でということ、ほぼ全員の、おおむね全員の地権者が賛同した。その後の説明会、これリストがあって、参加者これ全部丸塗ってくれています、当時。私が通知出した方、参加者、ここまで手堅くやっているわけですよ。なぜ次官民境界に移るんですか。まずここは了解したと。これ、この間の全協でも北村議員同じこと言って、私が言ったら市長が言ったのはわかるとおっしゃったじゃないですか。また今日質問して……。

○議長（岩井智恵子君） 市長、反問ですか。

○市長（山仲善彰君） 違います。

○議長（岩井智恵子君） 質問に対して答えて下さい。

○市長（山仲善彰君） 答えるためにこれ言わないと。まず総意がなかったとお問い合わせに対して……。

○16番（北村五十鈴君） 反問して下さい。時間が私答えたらあるので。

○市長（山仲善彰君） いやいや、いいです。

○16番（北村五十鈴君） 時間がないので、私の方は。反問なら時間が関係ないので。

○市長（山仲善彰君） 官民答えますけど、官民境界については平成27年10月に地権者組合からC地区での個別宅地開発協議について、乱開発にならないよう……。

まず先ですね、官民境界が調わなかった理由。当該地区の地権者の委任を受けた民間商業開発事業者の代理人が、平成24年5月に官民境界確定申請書を提出され、同年8月に5日間に分けて現地立会が実施されています。これはご存知ですね、多分。確定協議書を提出されましたが、一部の地権者の承諾捺印がなかったことから、確定協議書と申請書を申請者に担当課が返却をしています。

また、3度目の開発事業者と開発協議を行っていた時点の平成27年8月には、地権者の委任を受けた開発事業者の代理人により当該開発区域全体の官民境界確定申請書が提出され、同年9月から10月にかけて3回の現地立会が行われています。

その後、4度目の開発事業者に事業が引き継がれて、その事業者が官民境界確定協議書を進めて承諾捺印を求められておりましたが、最終的には一部の地権者の承諾捺印が得られなかったことを理由に、確定協議書の提出はされていません。

開発区域の境界確定については、平成30年4月には、これは別ですけども、県道大津能登川長浜線、同年6月には西日本旅客鉄道株式会社と確定がこれは別にされています。

また、個別開発地では、令和元年7月に官民境界が確定され、現在この個別開発が進められているところです。

ということは、残念ながら大多数の方が計画された平成24年5月、27年8月のは調わなかったということでもあります。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員、ここでこれに関して言われますか。あと暫時休憩、次のところに移られるんだったら暫時休憩をとりますので、次4に移られますか。そのまま3のままですか。

○16番（北村五十鈴君） 今のをもう1回だけ。

ですので、先ほど市長が説明していただいた総意ができていて、図面まで調べていたとしたら、官民境界のときにそろっているはずですよ。そのそろわなかったのは総意じゃなかったからですよ。その総意をそろっていると先へ進めるであろうと把握されたというところが総意ではなかった、総意という言葉を使ってはいけなかったということがこの官民境界が調わなかったというところで実証されていると思いますので、私はこの総意は不的確であったと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） びっくりしますけど。結婚のときに離婚のパンフレットまで渡せとおっしゃった方が、まずは市街化区域にするかどうか、なるかならないか、そこにはそこを土地利用として農地じゃなくて都市的利用をしようということ、一定のプロジェクトが控えているということでもあります。

今おっしゃった官民まで響く話とは違います。動くから今度は官民ということで、昭和40年代からのところでも官民調べてないところはたくさんあります。これまでのところでまだ官民調べてないところはたくさんありますよ。だったら、もう官民が調うのを前提で総意を確認せんとだめということになりますね。

今回のこの官民が調わなかったことは、これはプライバシーに関わりますから実情を言えませんが、総意に賛成しておられたときの話と全く違います。だから、官民が調わなかったことをもってこの市街化区域への総意がなかったということには全くなりません。これは行政手続上の段階の話であって、全くそういう話ではありません。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 市長、それは違うと思いますよ。これは都市計画法から入っているものでして、これは都市計画法から基本法にあって市街化になって、市街化から地

区計画が張られて、それから官民になるんですよね。だから、市長が言っておられるのは逆であって、そこも踏まえて都市計画法を全うしなくてはいけないというこれは法律になっているので、さっきの話のような話にはこれはならないです。きちっとそのところを踏まえた上で市街化にしないと、市長が言っておられるのは逆だと私は思います。

休みに入っていていただいて結構です。

○議長（岩井智恵子君） 市長、答弁をお願いします。

○市長（山仲善彰君） 官民をされなかった方が市街化区域のときに賛同しておられたか賛同しておられなかったか。賛同しておられたんです。市街化区域には。官民のときになってから、後の質問にも関わりますけども、自分は農地で残すとか、私が担当者から聞いている話ですよ。今回も確認しましたけども。あるいは個別宅地開発をすとか、大規模小売店の一角に。だから、途中で変心されたわけであって、そのために官民を拒んでおられたわけであって、当初のさかのぼって総意の確認が間違っていたということには全く当たらないというふうに理解しています。

○議長（岩井智恵子君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反問ですか。先ほど言われた。

○16番（北村五十鈴君） 訂正をお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 最初の1番目の質問なんですけれども、市長は任意なので答えられないと言われましたけれども、全協で代表者自ら名前も述べておられましたし、ここで答えられないというのはおかしいと思いますので、そこは全協では答えられて本会議場では答えられないというのはおかしいですし、隠していることもないので、別にそういう質問でもありませんでしたので、正確に訂正して下さい。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員から、当該組合の概要について代表者名等を私が知っているから答えるべきとおっしゃいました。その理由としては、全協で私がそのことを言ったということですが、まず全員協議会では私はそのことには一切触れていませんし、万が一知っていたとしても、立场上答えられないということを申し上げたんであって、知っているか知っていないかと、公的に発言できるかどうかというのは全く別ですから、これはもう普通の憲法のもとで議員になっている方だったら当然ご承知のことだというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今のに答えていいんですか。

○議長（岩井智恵子君） 答えられたら答えて下さい。

○16番（北村五十鈴君） 市長は、この団体は任意だとおっしゃいましたし、野洲市には任意団体がいっぱいあると思います。その任意団体の名称、人数等はオープンにしておられますし、何らとがめるものでもないですので、普通の任意団体、法的に拘束されているものなら問題だと思いますけれども、任意団体であるのなら、別に普通に他の団体と同じように答えていただいてもいいし、名前も載っている団体もいっぱいあるので、私が法的に間違ったことを言っていることはないと思いますので、答えていただくのが当たり前だと思います。オープンにされるのなら答えていただいたらいいと思います。

○市長（山仲善彰君） 何も私に聞かなくても、北村議員たくさん知っておられるわけですし、私は地権者組合の名前は出ていますけども、代表者とか構成員とか、そこまでは立场上答える必要もないし、答える立場でもないし、そういうことを申し上げているわけで。

○16番（北村五十鈴君） 反問して下さい。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほんなら、反問。市長。

○市長（山仲善彰君） 議長から反問をお認めいただきましたので、基本的に1つなんですけども、大きくは3つぐらいに分かれます。

1つは、総意があったかないかということで、私、お答えしましたように、市街化区域に編入するにあたっての一定の要件があります。今回は総意があったという、これは私の

判断というよりは、通常、事務手続上、制度上設定している総意はあったという認識のもとにやっていますが、北村議員は総意がなかったとおっしゃって、私は答えましたけども、ここについては納得されたのか、されてないのかということ。

それと、それに絡めて、官民が調わなかったから総意がなかったというふうにおっしゃってますけども、これは、重なりますけども、地区に編入、地区に編入というか、市街化区域にすることと官民境界というのは直接関係がないわけです。間接的にはありますけども。自分の土地が境界はここまでだということで、公共事業であっても、道路には賛成するけど、いざ自分が土地を売る段になって境界確定に入ったら納得できないとおっしゃる場合もあるので、これは、事業の賛成と財産の保全という、官民境界はそういうものです。ということなので、総意があったというご理解がいただいているかどうか。

それと、前回、反問で「官民境界はいかなるものか」と私が反問しましたが、「知りません」とおっしゃいました。そこから大分時が経っているので十分調べられたと思いますから、官民境界なるものについて北村議員の認識を問わせていただきたい。

それと、官民境界を応じられなかったのは、私が答弁しましたように一部、一部、本当に一部なんです、今回も調べましたら。多分官民境界を応じられなかった方とも接しておられると思いますけど、あるいは接しておられないのか、面識があるのかないのか、官民境界をされた方と接しているのか、あるいは面識があるのかないのか。

この3点、お答え下さい。

○16番（北村五十鈴君） 4点でしたよ。

○市長（山仲善彰君） 4点で結構ですけど。

○議長（岩井智恵子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 議長、済みません。2つ目の質問が理解できなかったんですけども。

○市長（山仲善彰君） だから、3つなんですよ。要するに、官民境界等は財産保全ですから、だから、総意とは関係ないと言っているんですけども。だから、要するに、総意があったと理解されたのか、してないのか。それでも、ここまで説明しても総意はなかったと考えておられるのか。官民境界が最後整わなかったということは、総意がなかったというふうに理解しておられるのかということで補足的に言ったわけで。官民境界はどういうふうと考えておられるのか。

○16番（北村五十鈴君） 3つですね。

○市長（山仲善彰君） 応じなかった人と面識があるのかどうか。

○16番（北村五十鈴君） 4つですね。

○市長（山仲善彰君） はい。しゃべられたことがあるかどうか。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 1つ目ですけれども、これは前提に市長がおっしゃいました「市街化区域に編入するのに」という言葉がついてたと思うんですけれども、市街化区域に編入するには、総意はなかったと思います。

2つ目ですけれども、官民境界は、今おっしゃったように財産権のこと云々。でも、このC地区に至って官民境界をするというのは、開発をするために官民境界をするので、開発がなかったら官民境界は今至っていない。官民境界をするのも、業者がまた委託されて、それにはお金も発生してきますので、市長のおっしゃっていることとは私は反対だと思っています。

それから、3つ目は、前回、「知りません」と答えたのは正直に答えています。私はいつも、官民境界をする側の方に、業者の方に立って立ち会いもしてきましたし、実際現場にも行ってきましたけれども、私は、あのとき市長が言われたのは、行政の事務、行政の官民境界、そちら側のことは私は本当に知りませんでしたので、その官民境界をした後、いつも行政の方が持って帰られてどうなって、どうなるかは私は知りませんでした。だから、正直に「知らない」とお答えしました。

4番目の、今の地権者の、官民境界をされた地権者の方との面識はありますけれども、されていない方の面識はありません。

○市長（山仲善彰君） 休憩をとってもらえますか。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反問はこれで終了します。

次、いいですか。北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先日の全協で市長は、官民境界が調わなかった理由に、妨害者がいたような発言がありましたが、しかし、行政がそんなことを言ってもいいのか、市

長は誰が妨害したと報告を受けているのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） あのと、「ある種の妨害です」と言いました。全協で北村議員が、なかなか今も総意がなかったとおっしゃいました。これがなかったという前提でご質問されてますから、それを言い出すのであったら、これは妨害ということになりますよという論理なんですけども。

市街化区域になってからは、さっき申し上げたように、権限は委任してますから、ですけども、困難なときがあったり、滞ったら私に報告がある。それで、聞いている過程をもう一度今回通告がありましたから確認をします。

あのと妨害的だと言ったのは、妨害と言ったのは、私が当時順番に相談を受けていて、職員が困っていたので、そこの認識から言ったんですけど、今回改めて確認してお答えをいたします。

平成27年10月に、地権者組合からC地区での個別宅地開発について、乱開発にならないように市として毅然とした態度で取り組んでいただくよう要望書が提出されています。この土地の開発については、地権者の総意で大規模小売店。ただ、この総意が、北村議員が総意でないと今確認されたので、全くすれ違ってますけどもね。総意で開発が進んで、商業開発ということで動いてました。一旦開発に同意していた地権者、開発に同意していた地権者が、開発が動き出したところで、農地で残すとか、あるいは個別宅地開発をされようとするなど官民境界にも応じられなかった。

先ほど官民境界にお金が必要とおっしゃいましたけども、官民境界は、求められた人が負担をするわけですから、何もお金は、私は通常だったら要らないと思います。ですから、自分の財産はここまでということを確認されたらいいだけであって、何の経済的な負担がその時点で伴うものではないと私は思いますから、「あなたの土地はどこですか」ということを、いわゆる換地、道路とか川・水路と確定するだけですから、そこを拒まれる理由というのは普通はないわけですし、ましてや、聞いているのでは、プロジェクトには賛成されていたということですから、だから、結果的に、せっかくの商業開発が、官民開発が整わなければ開発が進みませんから、妨害的だと。ということで申し上げたわけでありまして。

そのときの文書も探してもらいました。誰がというのは、これは名前は言えません。これも私は述べられる立場ではありません、残念ながら。でも、ここに平成27年10月20日の文書があります。

「市に対しては、これまでの取り組みを評価していただいて、現在、組合員」、これは相当数です。数が書いています。「努力をして、市の発展のために、おおむね平成28年秋ごろより造成工事にかかり、平成29年夏に開業の運びで進んでおります」と。「しかしながら」、名前が入ってしまして、「個人の利益のために開発業者に宅地開発を検討させ、既に関係課に開発申請を提出していると聞き及んでいます」と。「この行為が商業集積の真ん中に」、このときは、だから、もう農地じゃなしに分譲住宅になったんでしょけども、「分譲宅地とはいかがなものかと思えます」と。「だから、市としては、ここまで来ているものについて、ならないように、自らも取り組むので、市としてもそういう方向でやっていただきたい」という要望が出ておりますから、職員としてはこの事実を確認しているので、あのときに「これは妨害的な行為ではないか」ということで申し上げたわけです。

もう1回、ここに、これもお示しする立場ではない。当事者から出てきています。ただ、ここまで言われているので、この文書をもう一回手元に出してもらって申し上げているわけで、本当に、普通こんなものがこういう形に私はならないと思いますよ。最初からいい絵があって、私も市街化区域、何とかならないかというので直接県にも行って説明をしました。あそこの道路のところに、こういう街路構成で、駐車場も十分あって、そして大規模小売店が建って、野洲の今まで弱かった商業開発ができる、いい町並みができるということで公園も計画されていまして。そしたら、せっかくないい事業者、ここにも事業者の名前が書いてあるんですけども、皆さんもご存知のような、日本レベルでも名前の知られている事業者です。そこをもってしてもできなかったというのはよほどのことなんですよ、これは。おまけに、こういうふうになってから市議会で、これ、全く後ろ向きの議論でしかないし、土地自体は昨日の東郷克己議員のご質問に答えたように、本当に展望のきかない状態になっていますし。

自治会も、これ、一応説明されたという記録になっているんですけども、残念ですね、よく応じられたと思います。前も言いましたように、防火水槽、誰が可搬式ポンプを持って行って消火に当たるのか。消防も権限外だから仕方がないので、この程度の指導しかできませんでしたが。今、新型コロナウイルスで右往左往していますけど、制度が整っていないからなんですけども、日本の土地利用制度も結構そういうことですから、そういうことで妨害と。本当にいいところがこういうふうになってしまったことは、ある種の妨害行為があったということでお答えをしたわけでありませう。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 市長は今、自治会は合意されたというふうに私は受け取ったんですけど、自治会は合意されていたんですか。

○市長（山仲善彰君） 何をですか。

○16番（北村五十鈴君） 今言われましたよね。地元自治会は理解していたというふうに言われたと思うんですけど。

○市長（山仲善彰君） 何をと。何を合意。

○16番（北村五十鈴君） その開発を理解されてたと。許可することを。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時06分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長にもう一度わかるように。わからないと言っているの、わかるようにちょっと質問して下さい。

○16番（北村五十鈴君） 私も今聞いたので間違っていたら申しわけないんですけど、自治会、地元自治会もその開発には了解していたというような話をされたと思うんですけども、地元自治会も了解されていたんですか。

○市長（山仲善彰君） その開発って、どの開発を言っているんですか。

○16番（北村五十鈴君） 今、市長は、ほんなら、何を自治会が、地元自治会が納得していたと言われたのは何を言われたんですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回のC地区の許可がおりの開発です。許可がおりの前には自治会説明がされていますから、同意された、ここが不思議だと私は言っているわけです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） どうも、ちょっとそこどころが、違う情報が入っていると思いますので、次に行きます。

今回のC地区なんですけれども、私が最初から言っているのは、この市街化に編入されたのが早過ぎたのではないかなということを言っています。市長がおっしゃるように、いろんなことがあると思いますし、実際開発していても、地権者が最初は賛成していても反対する場合もあると思いますし、事も上手に進まない場合もあると思います。だから、その事前の協議、事前の話し合い、ここで、このC地区なら都市計画審議会で決まると、

決めたと、そのときにリースまで決めたとというような発言が以前あったと思うんですけども、都市計画審議会はそこまでは決めておられませんでした。全て読ませていただきましたけど、リース、もちろんその手法に関して都市計画審議会で決めるものでもないと思いますし、決めてはなかったです。だから、私が言うのは、市長がおっしゃるのとは逆で、もう少し詰めてから、都市計画法ですので、何のために市街化にするのかという、その何のためというところが私は先走り過ぎたのではないのかなと。目的は、ビジョンとして、野洲市にどんな都市をつくるのに、ここを市街地にするのかという、そのどんな部分が本当は目的なんですけれども、市街化にするというところが目的になっていたように今は思うので、その諸々上手にいかなかったとを責めているではありません。もう少し丁寧にさせていただいていたらこんなことにはならなかっただろうし、「こんなことに」と市長はおっしゃいますけど、これは大きな問題ですし、野洲市にとっては大きな都市計画のこれは失敗ですので、私はあくまでも、この進み過ぎた都市計画、市街化に編入が間違っていたと思います。これを最後の質問にします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それだったら、これから一切、野洲市は市街化区域に編入ができません、これが。ですから、手続は全く間違っていない。その後の、本当に官民境界に応じないとか、あるいは自分とこだけ田んぼに残すとか、当初同意をしておられた方が、思いを翻されたわけです。官民境界は本当は別ですけども、推測するところ、開発が進まないように自分とこの官民に応じられなかったから、結果的に、てこの原理で、最後の一押しで大きなものが壊れてしまったという構図だと私は思いますし、今、都市計画審議会でもきちっと秘密なしに議論をしていて、お認めいただいています、私が認めたというよりは、都市計画法に基づく都市計画審議会で認められておるわけですから、ここに瑕疵があったと断言されますけども、それは私は一切ないことを断言しておきます。

それと、今お話を聞いて不思議なのは、都市計画審議会の議事録を読んだとおっしゃったんですけども、これはどこで読まれたのか。どうして読まれたのかなと私は思うんですけども。

○16番（北村五十鈴君） 反問ですか。

○議長（岩井智恵子君） これ、市長、反問になるかと思うんですけど。

○市長（山仲善彰君） 違う。いやいや、不思議がっているんですよ。ひとり言です。

それと、先ほど、官民境界を拒んだ方と面識がないとおっしゃった。これは、私は虚偽

の、これは反問ですから、虚偽の答弁だと、はっきりそこだけは申し上げます。虚偽答弁。ましてや、今、不思議が……。

○議長（岩井智恵子君） 市長、今のは反問ですか。

○市長（山仲善彰君） 違います。

○議長（岩井智恵子君） 違うの。

○市長（山仲善彰君） 虚偽だというお答えをしています。

それと、なぜ今の不思議がったかという、議事録を読まれたということも、まさに面識がなかったら、議事録は私は読んでおられないのではないかと推測するから申し上げます。ですから、市の責任とおっしゃいますけど、これに関しては、市は一切責任はないと断言いたします。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 責任はあると思います。議事録は会派で取り寄せてしっかり読ませていただきましたし、その都市計画審議会の中にも、地権者が、その議案のときにも退席せず、進められておりましたし、市長ももちろんそこに参加されておられました。私は、その諸々は何も市は間違っていないと思いますよ。ただ、早過ぎた。もう少ししっかり進めてほしかったということは間違いないと思います。

3点目に行きたいと思います。地域医療と健全経営について伺います。

市の病院事業は、2011年野洲病院の経営難から検討が始まり、去年から市立化いたしました。しかし、厳しい収支が続いておりますが、この問題になっております収支のことに関して伺います。

まず、野洲市民病院についてです。

1、収支計画の病床稼働率の80%とした根拠を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の地域医療と健全経営についてのご質問で、野洲市立病院収支計画、病床稼働率80%の根拠。

まず、収支計画の病床稼働率80%というのはお示しをしていません。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 何度も収支計画はいただいていますし、説明も受けていました。このことで以前から何度も議論にもなっておりました。私もこの80%という数字がいつから出てきたのか、さかのぼって自分なりに調べられるだけ調べてみました。その初

めて聞いた正確でなかったら申し訳ないんですけども、2015年1月、平成27年初めて私の手元には収支計画が提供されました。あの問題視された20年後も赤字の収支計画でした。そして、その稼働率はその当時の、その20年赤字の稼働率は65%でした。その収支では、総務省の起債は難しく、3月には16年、10月には8年と黒字化と一転していきました。この今から思えば、黒字化にするには80%の稼働率が必要であったのではないかと思います。その答えも残っていました。平成28年1月28日、市は当初の20年赤字の収支計画を作成した担当職員を異動させた後、新たな担当職員が黒字の収支をつくり、県に対して修正、上書きのお願いの協議をしています。その協議の中で、黒字化した収支計画を作成した職員は、結構随分ひどいことを言っておられます。20年赤字の収支計画を試算した職員のことを、課題認識の低い職員が精度の低い試算に基づいて勝手に記入したと言っておられますが、その汚名はもう晴れていると思いますし、結局65%の稼働率が正解でしたし、黒字の試算80%の稼働率につくられたもののように思います。国の起債を得るために過大に試算したのではなかったのでしょうか。これは、その当時の協議で県が述べているように、野洲市が負担可能な水準を超えていたことを真摯に受けとめ、違う中核医療を目指すべきだったと思いますし、65%でも何ら問題はなかったと私は思います。

実際、この半年、2番、病床稼働率を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病床稼働率のご質問にお答えをいたします。

何か答える意欲が本当になくなるんですね。全く事実と違うことを自分勝手に何か20年赤字の職員をどうのこうのと今引用されましたけども、これも何回も言いましたけれども、20年赤字が出たのはちょっと何年だったか忘れましたが、1月にやった市民向けの懇談会か何かで出した数値です。年明け早々に職員が来て、その年末までは違った数値でこうなりましたと来たので、私のごまかさない、隠さないというので、とりあえず出す。翌日か翌々日が会議でしたから、もうその直近で出しましょうと、その場で議論しましょうということになりました。いろいろなご質問があつて、こうなりますけども、前はこうだったけれどもこうなりましたと。逆に、その場で私担当職員に、今回こうなのはどういうことだと聞いたら、全ての医師の給料を2,000万のシミュレーションでしましたと。これはないんですよ。だから、そこで逆に20年の根拠がもうその場で崩れた。だからもう一回きちっと、前は医師は院長、副院長、もっといろいろで段階がつけてあつ

たわけですよ。それは何かの根拠で一律で2,000万にしたということから20年赤字が出てきたわけであって、決して北村議員が勝手に今言われたことが真実ではございません。

いずれにしても、市立病院が開院した7月1日から半年経過した12月31日までの平均稼働率は62.4%です。7月1日から2月24日現在では65.0%です。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 5番。お願いします。

現在の常勤、非常勤医師の数を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 常勤医師、非常勤医師の数ですけれども、3月1日現在で常勤医師は17名、非常勤医師は外来診療を担当する医師や当直の医師などで65名です。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 6番です。新しい院長の登用はいつごろになるでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは滋賀医科大学で検討いただいていますけれども、決まっただけからすぐというふうにはいきませし、前も言いましたように、学長、病院長もかわる時期、学長は3月末をもって次に京都大学教授の上山教授が学長になりますから、今、協議はしていますけれども、いつになると言われると明確には答えられません。その間は副院長が代行でやるということです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 明確でなくても、目標はお持ちなんではないでしょうか。やはり病院に院長がおられないというのはある意味問題だと思いますので、いつまでとは言いませんけれども、計画、目標はあるのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、院長ポストを空けておいて、できるだけ早くということになっていますから、目標はできるだけ早くです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 以前の私が質問したところにもあるんですけれども、私たちがずっといただいていた収支計画書についてですけれども、市長は総務省に対する報告みたいなものにはまた春つくるからおっしゃったと思うんですけれども、それが信憑性の

あるものだと私もずっと信じていましたし、それで動いてきたと思うんですけども、その収支計画書の信憑性はどれほどと考えるといいのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは総務省の様式制度でつくっていますから、そこは総務省に聞いていただかないとわかりません。いつも言っていますように、公会計、バランスシート、あるいはさまざまな財政指標も総務省様式でつくっていますが、これも本当に自治体経営をしようと思ったら、あの指標だけではだめなので、だからその精度がどの程度かというのは、制度設計をした総務省に聞いていただかないと私から見解を述べるこれも立場にはございません。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それは市長、問題発言だと思います。やはり経営する以上、取り組む前にどんな場合も試算表をつくります。その試算表をもってして銀行にも行き、借り入れもし、前に進むわけですので、総務省の責任にされることは問題だと思いますし、やはり野洲市としてきちっとした収支計画書はつくるべきですし、私たちには信憑性のあるそれが当たるか当たらないか、そこを私は言っているのではなく、責任を持って市がつくるべきであると思います。

市民病院について伺います。

不落札によりまして、今いただいている設計の変更プランになるんですけども、当初の駅前構想とは本当にかげ離れたデザインになりました。病院の機能だけを残すとおっしゃいましたが、それなら立地も駅前である意味もなくなったと私は思います。私は言っているように、駅前に大賛成でした。それは、相乗効果の意味からどちらも、病院も商業施設も成り立つと思っていましたけれども、今のデザイン、設計ではその商業施設の部分は進まず、この建物が建ってしまったらそちらも共にまちづくり、町並みとしてはもうもとは戻れないと思いますが、市長、何とかこの今計画されているこのプランを共に進めるように、駅前のまちづくりと共に進めるようなプランに変更していただくということは不可能なのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これもちょっと言っておられる意味がわからないんですけど、市が責任を持とうとしたのは商業交流施設です。これは同時進行は難しく、民間の動きにしても、まずは病院があって初めて機能するという前提ですから、病院の一定の目処が立

たない限りはなかなか民間の取り組みも進まない、これは当たり前のことですので、決して諦めているわけではないですし、プロジェクトをおろしてもいけませんから、一緒にと言われても、これはさまざまな要因があって、まずは病院をきちっとやるということですし、病院はその利用のしやすさとか、そういったことから駅前となっているわけで、ここは何回でも北村議員と意見が違いますけども、病院として駅前がふさわしいという判断をしているわけであって、今、北村議員がおっしゃったような商業とかと合わせて駅前というふうにはなっているわけではないので、駅前で進めるということは妥当だと考えています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今の市長のお言葉は、全く当初の約束とは違います。駅前で反対されていた方も、ああそんなまちになるのなら、駅前がそんな形になるのならと多くの方が賛成に回っていただきました。そのところは病院が核ではありませんでしたので、今おっしゃっていることは間違いだと思いますし、やはりそれは市民が判断していただくとおもいますが、私はあくまでもやはり話し合いの中でもとに戻してと考えておりましたので、今お尋ねしましたけれども、市長がそういう考えをしておられたら、なかなか前にも進まないと思いますし、市長の考えておられることが改めてよくわかりましたので、ありがとうございます。

○市長（山仲善彰君） 反問していいですか。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午前11時23分 休憩）

（午前11時24分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 私から見たら、職員も含めて苦勞してくれていますし、医大とか医師会も本当にできるだけ早くということも思っているんですが、ずっとご質問聞いていると、駅前は賛成けどもとに戻してとおっしゃって、もとに戻すというのはどこへ戻るのか、これ責任持って明確にお答えいただきたい。本当に病院の職員、日々苦勞して頑張ってくれていますし、新病院ができたという展望を持っていますし、医大なんか、やはり士気を高めるには新しい施設は要ると、余りにも今の施設はひど過ぎますから。それと、駅前的がいいというのは本当にいろんな方から聞いています、これは。だから、それをもとに戻せというのはどういうこと、戻るのはどこだということを明確にお答え

いただきたいと思えます。

○議長（岩井智恵子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この答えは市長何遍も聞いていただいて、私も誠実に今まで答えていますし、その共に進む同時オープンということは、市長の部下である職員が駅前でもいろんなどころでももう走っておられました。いつできるんですかと市民が聞かれたら、病院と同時オープンですと答えておられますし、議事録も残っています。だから、共に進めますと言われていています。部下が言われています。何度も言われています。だから、それで皆さん賛成されていたので、駅前に病院をつくるのなら、駅前を病院に立地を選ぶのなら、そのほかの商業施設も治水も共に3本柱で進むと約束されていました。ちゃんとあれも残っております。私が戻ると言っているのは、その市民に約束したところに戻して下さい、病院で手いっぱいですというのは理由にはならないです。経営を市長はいろいろやっているの、ちゃんとやれると言われました。だから、経営というのはそういうものです。まちづくりは形がありませんけれども、町並みというのは形があるので、それは考え、つくるものなんです。だから、病院だけをつくっていても、駅前の町並みはできないです。一緒につくらないと駅前の町並みにはならないので、そのところを市長は私とは見解が本当に違いまして、感性が市長の思っておられるのと私が思っている駅前とはずくかけ離れていると思うんですけれども、どちらが正しいというよりも、市民と約束した、これは税金ですることですので、やはり市民との約束は守らないといけないと私は思いません。

○議長（岩井智恵子君） 反問はこれで終了します。

次に、通告第3号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。議場も密室状態ですので、できる限りスピーディーに終えたいと思えます。

まず、今回は大きく3点お尋ねいたしたいと思えます。

はじめに、地域住民の生命を守る災害発生時の情報共有について伺います。

近年、大規模震災、大規模水害または大規模爆風害と想像を超える災害が頻発しております。これらの大規模災害に対して、現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断のもとで適切に対応することが重要であります。昨日も午前中、滋賀県内で新型コロナウイルスが発生したという情報がありました。このような重大な情報というのは、本当に極め

て重要であると考えます。

今日、ICTの進歩により、被災現場のさまざまな情報をリアルタイムで収集し、活用することが可能となっております。住民の安全を確保し、被害を最小限に食いとめるためのICTの利用活用を積極的に進めるべきだと考えます。

はじめに、基盤的防災情報流通ネットワークの情報共有について伺います。

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにて基盤的防災情報流通ネットワークが開発されました。この基盤的防災情報流通ネットワークは、被害が想定される地域や被災した現場のさまざまな情報を迅速に整理し、電子地図上に表示するものであります。平成31年度からは、内閣府防災担当が運用しております災害時情報集約支援チームで本格的に運用を開始いたしました。基盤的防災情報流通ネットワークの活用によって、刻々と変化する被害推定情報やインフラ被災推定情報を地図上へ表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められます。

また、避難所の避難者数、道路の通行止め箇所、給水拠点など、同じ地図上に表示し、物資支援等の配布に際して最適な巡回ルートを選定することができます。

さらに、災害廃棄物の収集においても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管場所、通行止め箇所等の情報を同一の地図上に表示することにより、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にします。

そこで、災害時の被害を最小に抑えると共に、的確な救援と迅速な復興を進めるために、基盤的防災情報流通ネットワークの情報を共有し、活用できるように、野洲市の防災情報システムを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、津村議員の地域住民の生命を守る災害発生時の情報共有についてのご質問の1点目、基盤的防災情報流通ネットワークの情報共有、活用のための野洲市防災情報システムの導入に係る見解についてお答えをいたします。

基盤的防災情報流通ネットワークは、国立研究開発法人防災科学技術研究所、防災科研と言われるところと民間企業が共同で研究開発を進め、今年度より防災科学技術研究所が本格運用を開始した府省庁連携の防災情報共有システムということでございます。

防災科学技術研究所に確認をいたしましたところ、このシステムの概要は、国の府省庁が導入している防災システム等で入力された情報を災害対応に共有できるシステムということで、災害発生地の自治体、県や市町が利用できるようになっているというものでござ

います。

また、現在試験的に都道府県が導入している防災システムに接続、接続ですね、これが行われているのみで、本格的な接続については来年度以降、各都道府県が検討していく状況でございます。現在接続されているのはモデル的にやっているというところでございます。市町の検討していく状況でございます、市町の防災システムの接続については現時点では検討段階ということでございます。

以上のことから、基盤的防災情報流通ネットワークの情報活用を前提とした野洲市の防災情報システムの導入については考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） いつやってくるかわからない災害ですので、国、県でまた決められたことに対し、今検討中ですので、またいち早く進められるように願っていきたく思います。

次の質問に移ります。

災害時に迅速に情報を収集し、リアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの構築について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、関係機関との情報共有にするためのシステムの構築という2点目の津村議員のご質問にお答えをいたします。

災害時の情報共有システムにつきましては、現在滋賀県が整備しております滋賀県防災情報システムを県内の市町や関係機関が利用しております。

このシステムでございますが、台風や地震などの災害発生時における人的被害や住家被害などの被害情報を迅速に収集・整理して、県・市町・消防などの防災関係機関で情報を共有して、的確な災害対応を行うことを目的に整備されたものでございます。

県では、収集した情報を取りまとめ、国へ速やかに報告し、連携を図るということとなっております。

また、市町が発表いたします避難勧告等の情報や、避難所開設の状況など、避難関係の情報などをこのシステムに入力いたしますと、この情報が地域情報提供システム、しらしがメールですね、こちらやLアラート、災害情報共有システムと連携して市民へ情報発信することが可能となっております。

以上のことから、市独自の防災情報システムについての導入は現在のところ考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） この情報を入手する方法としては、いろいろ手段はあると思うんですけども、一番手っ取り早いというか、スマホのそういうLINEであるとか、固定電話がつながらなかつたりもする場合も出てくると思うんですけども、今、災害メール、今、市民部長おっしゃったこのメールの登録されている人数というか、もしわかれば教えてくださいんですけども。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） メールを登録されている人数ということですがけれども、正確にはちょっとお答えできませんけれども、約5,000人強の方が、6,000人弱ですかね、の方が登録をさせていただいております、その方に配信をしております。防災と防犯と両方ございますので、いずれも同じぐらいの数値で登録をさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

今5,000人ぐらいということでしたけども、大体野洲の人口5万人を超えていますけども、4万人以上が有権者、またもちろんスマホを持っている方も恐らく9割以上だと見込まれるんですけども、その方々の5,000人ですから、私はまだまだ少ないのではないかというふうに思います。

登録の仕方を以前広報でも周知していただきましたけども、私はできるだけ未登録の方はお急ぎ下さいとかいう形で通知して、この広報に出すのも一つ検討するべきではないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 防犯メール、防災メールの周知をするべきではないかというご質問でございます。

それより、まず先ほどお答えいたしました登録者の人数ですけれども、これは5,033人ということでございますので、訂正をさせていただきます。

この防災メール、防犯メールにつきましては、広報には毎年載せさせていただいております。

ます。また、自治会長の方々ですね、かわられるときもございますし、そういった方々にも登録をいただきますよう、自治会長会等でもお願いをしております。ホームページにも載せておりますので、皆さんそれで登録者も増えているところでございます。広報には毎年1回は必ず載せております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

年1回じゃなくて、できたら数多くというか、私も周りの近隣の方や友人や知人にこれどうやって登録するのという方が結構いらっしゃるので、そのたびにお教えしているんですけども、まだまだやっぱり、登録して見る見ないはご本人の自由ですので、ただその周知がされている、されていないでは大きく違いますので、ぜひともやっぱりこの登録数をたくさん一人でも多く登録していただけるように願いたいと思います。

次に行きます。

災害発生時の情報を関係者が共有して被害防止や抑制を図るためには、先ほどの基盤的防災情報流通ネットワークに私たちの地域の情報を迅速に伝達する体制の整備も重要であります。

例えば、災害の発生が想定される場面で、現場の状態をリアルタイムで安全に確認するために、また発災直後の近寄ることのできない被災現場で救助を求める人の捜索や、被災現場の状況掌握を迅速に進めるために、ドローンの消防本部等への配備も有効と考えます。また、自治会館や学校の体育館等の指定避難所での避難生活が長期化するケースにおいて、刻々と変化する避難所の最新情報をリアルタイムで基盤的防災情報流通ネットワークにつなげるための体制の整備も必要であります。具体的には、平常時に運用している自治会館や学校等のホームページをクラウド化して、災害発生時に書き込まれた避難所等の電子情報を関係者がリアルタイムで共有できるシステムの構築も有意義であると考えます。学校ホームページのクラウド化による情報共有システムは、新型インフルエンザなどの感染症の発生状況の迅速な掌握による流行防止も期待できると思いますが、そこで、ドローンの消防本部等への配備や指定避難所となっておる公共施設のホームページのクラウド化など、災害時に迅速に情報を収集し、リアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの構築について、野洲市の見解をお聞かせ下さい。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） リアルタイムで情報共有するためのシステムの構築ということについてのご質問にお答えをいたします。

まず、ドローンの配備につきましては、湖南消防局には今年度、災害時等の情報収集用のドローンを整備されたところ です。

また、市におきましても昨年11月に広報にも載せさせていただいておりますが、災害時等における無人航空機の運用に関する協定を県内の企業所と締結いたしまして、ドローンを利用して災害情報の収集にご協力いただくこととなっております。そこで、災害時の現況把握等をリアルタイムでいただけるということで強化を図っているところでございます。

次に、指定避難所等の情報につきましては、個別の施設のホームページではなくて、市のホームページで集約して提供することとなっております。市のホームページのシステムについては既にクラウド化済みでございます。また、先ほど答弁させていただきましたとおり、滋賀県情報システムに避難所の開設状況等を入力いたしますと、Lアラートですね、ヤフーの災害情報やNHKのデータの情報提供がされる仕組みともなっておりますので、独自の情報システムというところは現在のところ同じ答えになりますけれども、考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） わかりました。

ドローンが配置されるということで安心しました。

次に、災害時応援協定を結んでいる地域の業界団体の情報共有について伺います。

地域で災害が発生した場合、災害時応援協定を結んでいる業界団体の皆様からの現場の情報は正確であり、信頼性の高いものであると思います。いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、災害応援協定を結んでいる地域の業界団体の情報共有についてのご質問にお答えをいたします。

市では、災害協定を締結している地域の業界団体をはじめ、各企業や団体とも毎年度連絡先や担当者の確認を行っております。万が一の災害時に、連絡や情報共有が図れる体制を構築しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） スマートフォンなどを活用して、この災害時応援協定を結んでいる地域の業界団体の情報を共有するシステムの導入も有効と考えますが、見解をお聞かせ下さい。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、5点目のスマートフォンを活用した業界団体との情報共有システムの検討についてのご質問にお答えをいたします。

災害時、地域の業界団体が把握した現場の情報につきましては、市の各担当部局が関係機関・団体と連絡調整を図ることによりまして、情報取得が可能となっております。業界団体との情報共有システムの導入については、それぞれの連絡先や担当者の確認を行っておりまして、その体制を構築しておりますので、このシステムについての導入については現在のところ考えておりません。

先ほど済みません、答弁の訂正をさせていただきます。先は滋賀県の防災情報システムとお答えをするところを、滋賀県情報システムとお答えをいたしましたので、滋賀県防災情報システムに訂正をさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員、一般質問の途中ではありますがけれども、これについてまだ……。

○7番（津村俊二君） これで、じゃ、終わります。

○議長（岩井智恵子君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

津村議員の一般質問を続けます。津村議員。

○7番（津村俊二君） では、2点目の質問に移りたいと思います。

中高年層のひきこもり支援についてであります。

平成30年度の内閣府調査で、中高年層、40歳から64歳のひきこもりが推計値で63.1万人に上ると発表されました。若年層に限らず、世代を超えた社会の課題であることが明らかになりました。また、ひきこもりになってからの期間は7年以上の割合が5割近くを占めていることがわかり、長期化の実態も浮かび上がっています。8050、また

7040問題というワードに象徴されるように、80代、70代の高齢の親が50代、40代の無職やひきこもり状態の子どもと同居し、経済的困窮や社会的孤立に追い込まれている実情もあります。

昨今の高齢化に伴い、問題の裾野はさらに広がることが予測されます。

先の内閣府の調査によると、ひきこもりのきっかけは退職や人間関係でうまくいかなかった、病気、職場になじめなかったが上位を占めております。いつ誰が何をきっかけに問題の当事者となるかわからない時代であります。

高齢者のひきこもりガイドラインでは、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をひきこもりの定義としております。

ひきこもりは、状態そのものを示すものであって、出口さえ確保されていれば、忌み嫌うものではないとされています。

そこで伺います。

野洲市における現状、把握できている世帯数やひきこもり人数がわかりましたらお聞かせ下さい。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、津村議員の中老年層のひきこもりの支援についての1点目のご質問、野洲市における現状、世帯数や人数の現状についてのご質問にお答えをいたします。

ひきこもりに関する現状につきましては、令和元年7月に滋賀県社会福祉協議会が地域の民生委員、児童委員の協力を得て行った「ひきこもり等に関するアンケート調査結果」でお答えをいたします。世帯数は統計化がされていないので、人数をお答えさせていただきますが、15歳から64歳までのひきこもりの人数は、本市では46人と報告をされています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） アンケート調査とおっしゃっていただいたんですけど、これはアンケート調査されなかった方がひきこもり状態になっているということもあり得るんじゃないか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） アンケート調査をされなかった方がひきこもり状態になって

いるということがあるかということをございますが、これは、県の社会福祉協議会がそれぞれの地域の社会福祉協議会の民生児童委員さんに把握をしておられるひきこもりの方、ここはだからここは津村議員のおっしゃっているそのひきこもりの定義には当たらない方も含まれていると思いますけれども、把握されている方を集計されたものでございまして、それ意外に当然把握されておられない方はいらっしゃるということは認識をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） わかりました。ありがとうございます。

次の質問なんですけども、高齢化や未婚化、共働きにより、家族の姿が大きく変化しております。今、旧来型の家族像や親子の関係はもはや成立不能になりつつあると思います。核家族は一見自立しているようで、家族全体が孤立に陥る危険性もはらんでいると言えると思います。

野洲市においては、先進的に生活困窮支援が行われていて、全国からも行政視察に訪れ、模範的な先進的な取り組みが紹介されていて、本当に敬意を表したいと思います。

私も何人かその生活困窮であったり、この市民生活相談課につなげて、本当に安心してもらっている市民の方がいらっしゃいます。

一方で、生活困窮支援に関わらず、この相談できないひきこもりの当事者への対応についてのこの見解を伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目のご質問のひきこもりの当事者への対応についての見解ということでお答えをいたします。

ひきこもりの支援は、自ら「助けて」と言わない人、もしくは言えない人の支援でございまして、また、ひきこもりの原因が不明確なことから、当事者の対応は大変難しいものでございます。

そこで、市や地域の関係機関が協力連携し、当事者世帯が地域から孤立しないように家族にアプローチを行い、関わりを持つよう努めております。家族支援から当事者につながるということで、当事者の持つ課題やニーズを把握分析し、支援につながるよう、慎重に取り組んでいくということが必要であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 今、家族がおられる場合は非常にそういう手立てというのはつなげやすいというんですか、支援につながる場合があるんですけど、おひとり暮らしでひきこもっている方というのは、なかなかちょっとこのつなげるのに非常に難しい面が出てくると思うんですけども、そのような単独世帯のおひとり暮らしの方でひきこもりをされている方へのこの支援というのはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 家族のおられない方、おひとりの方でひきこもられている方の支援ということでございますが、まずひきこもりをされている方、おひとり暮らしのひきこもりの方、まずそのひきこもりされているかどうかというところが、なかなかわかりにくいというところがございますが、野洲市では、やはり見守りというところで、民生委員の見守りであるとか、またくらし支えあい条例を制定しておりまして、その中の見守りであるとかというところで生活困窮者の見守り、これは社会的ひきこもりも含まれておりまして、そういった活動をしております。そういった中でのお知らせとか民生委員さんとかのご相談で対応しておりまして、まずそういう相談があれば、まず訪問させていただくという訪問が基本でアプローチをして、支援をするという体制をとっております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと大事なことが1つ抜けていますので、2つ接点を用意しています。1つは、いわゆる賃貸住宅の事業者と協定を結んでいまして、賃貸でおひとり住まいで何か問題があったら連絡いただくと、これはかなり初期からやっています。それともう一つは、公共料金の滞納を接点にして、滞納対策じゃなしに、先に生活支援をしようという、ここでもおひとりで例えば固定資産税払えない、水道料金滞るとかといったところもあるので、両方で万全ではないですけども、賃貸住宅と租税公課の滞りというのも接点で、そこから発見して行って対応するというのもやっています。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。ほとんど、ほぼというか100%に近い状態でこの見落としがないということで認識いたしました。

精神科医でもある斎藤環教授が、このひきこもりの訪問支援ですね、この不登校にも共通する部分がありますけども、この訪問支援はかなり有効な支援手段であるのは肯定するんですけども、一方で本人の生活空間を脅かすというこの侵襲性と結びついてしまう可能

性があるとも述べられています。

第三者の介入は時を見極めながら、極めて慎重に進めていく必要があると言われていきます。私も今ご相談を受けている方がいらっしゃるしまして、本当に扉をシャットアウトしてしまって、もう会えないんですよ。安否確認は何とか地域の方や、またつながっている友人の方、知人の方で安否確認はさせてもらっているんですけども、もうどういう暮らしをしているのかがちょっと見えないという方がいらっしゃいます。そういう中で、当事者がこの家族、社会との関係性を回復させていくために、家族による適切な関わりが大切であるということはもちろんなんですけども、それは本当に簡単ではありません。だからこそ、家族以外の第三者の役割が重要だと思います。

ひきこもりのニーズは多様であります。治療や支援を受けたい人もいれば、拒否する人もいます。まずは当事者はもちろん、親だけであっても、周囲はあらゆるニーズに対応できるようにする必要があると思います。全ての当事者は、潜在的に支援ニーズを抱えていると思います。

そこで、野洲市においてのこの訪問支援の状況等をお聞かせ下さい。また、ひきこもり地域支援センターのような機関はできるというか、あるのでしょうか、お聞かせ下さい。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、ご質問の訪問支援の状況についてお答えいたします。

ひきこもりの相談につきましては、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課が一次相談窓口として受け付けを行い、繰り返し訪問支援を実施しております。家庭への訪問の中で、精神疾患や障がい等の課題がわかれば、健康推進課等の担当課と連携して一緒に訪問支援を行っております。

なお、ひきこもり地域支援センターのご質問でございますが、これは滋賀県が設置しているひきこもり支援センターが草津にありまして、ここで連携をして取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 訪問支援を引き続いてされているということで、定期的にといいか、いつ状態が変化するかもわからないんですけども、自立できるように支援していかないといけないわけですけども、難しいと思いますけども、ずっと続けていくということで

認識させていただきました。

あと斎藤環教授、またこのようにおっしゃっています。大事なことは、このマイルドなお節介、生活困窮でもそういうお節介というワードで本当に支援をしていただいているわけですけれども、この第三者が当事者やその家族に対して、機会あるごとにご用聞きとしてニーズの有無を尋ね、断られたら別の機会に足を運ぶ、この押しつけではなく、当事者の家族に対して、あなたが甘やかしてどうするのといったそういうお節介はご法度で、時折力になれることがあったら言ってねとか、苦しいことがあったらいつでも力になるよと声をかける、こうしたマイルドなお節介が大きな力になり得ると言っています。

大人のひきこもりは、家庭内に閉ざされた見えない存在となってしまう、支援の枠からこぼれ落ちてしまっている現実があると思います。

そこで、訪問支援から就労まで切れ目のない相談支援体制、相談支援をどのように野洲市で確立されているのか、また現状や成果はどのようになっているのかお伺いいたします。また、ひきこもり検討会のような機関があれば、それについてどのような状況か、合わせて見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、相談支援体制の現状や成果についてというご質問について、お答えをいたします。

相談支援体制でございますが、先ほどお答えいたしました訪問支援の中で把握した情報をもとにアセスメントを行い、関係機関で協議をいたします。その中で、医療機関へのつなぎや就労支援、福祉サービスの活用、法律相談などの支援プランを組み立てて、当事者に必要な支援を届けるよう、関係機関や専門家が連携して支援を行う体制を構築しております。

令和元年度4月から12月末の支援実績といたしましては、市民生活相談課がこれ実数でございます20人、健康推進課が9人、発達支援センターが8人、家庭児童相談室が1人、地域包括支援センターが1人と計39人の相談対応となっております。

これらの取り組みの成果の1つといたしまして、8050の事案を紹介させていただきたいと思います。25年ひきこもり状態であった男性が、母親の入院をきっかけに地域包括支援センターから市民生活相談課につながりまして、発達障がいの診断を受けて、障害年金受給や福祉作業所での就労につながるなど、さまざまな支援によって生活再建ができたケースがございます。

ひきこもり検討会があるのかというご質問ですが、これは令和元年度に草津保健所が事務局となりまして、湖南圏域ひきこもり支援部会を設置されまして、市からは関係5課が構成員となって参加をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。先ほど私が相談というか、会ってもくれないそういう方々に対しても、もちろん掌握されているかどうかわからないんですけども、またつなげて、支援をしていただくということは市の方で、先ほど39名の相談員が訪問してもらえるとすることは可能でしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） まず、そういった事例でございますけれども、そのような方があれば、まず市民生活相談課にご相談をいただいて、状況を聞かせていただいて、必要な支援、訪問支援いろんな情報収集をしてみたいと思いますので、ぜひご相談いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） わかりました。ありがとうございます。

全国でもこのひきこもり状態にある人は200万人以上に上っているとされています。その半数がこの中高年であります。対策を講じなければ、いずれひきこもりは1,000万人社会が訪れるとも言われております。

近年のひきこもりというのは、かつての不登校がきっかけで長期化するという、40歳を過ぎてしまった人たちだけでなく、この就労経験の後にひきこもるケースが増えているとされています。その上で、40歳から64歳の中高年を対象とした内閣府の調査では、57%の人が40歳以降にひきこもりを始めているというふうにも言われております。この70%以上が40歳以上とする自治体の調査なども出ております。なかなかすぐ簡単には支援につながるというか、自立につながるということはないんですけども、自立できたら一番いいんですけども、その自立できなくて孤立してしまって、なかなか出口が見えないそういうケースもあると思います。私もずっと何年もつながっているというか、関わらせてもらっている市民の方がいらっしやいまして、なかなか就労までにはこぎ着けない。何度も何度も月に何回もお会いして、どうしたらいい、こうしたらいいという話をして、

まだなかなか就労まではいかないという、私自身もそういう切れ目のないようにはしているんですけども、また市としてもそういう切れ目のない支援というのはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 市として切れ目のない支援ということでございますが、議員おっしゃるように、ひきこもりというのはいつどこでなるかもわかりませんし、何が原因でなるかもわかりませんし、やはり長期の方というのはいらっしゃいますので、粘り強く、ここは関係機関が連携して、長く長期にわたる支援をすると、そういった支援は実際事例はございますので、長期にわたって支援をしていくというそういう方針でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。本当に一番最悪なというか、訪問したらもう中で息絶えていた、亡くなっていたということがないように、やっぱり最低でも安否確認ができるような体制というのは必要ではないかというふうに思いますので、また引き続き私もできる限り自分自身としては努力していきたいと思っておりますので、また市としても今後一層、今もやっていただいていると同じ方向で進んでいきたいというように思いますので、この質問はこれで終わりたいと思います。

最後に、プログラミング教育について質問させていただきます。

本年4月から、全国の小学校でプログラミング教育が必修化されます。これは、コンピューターを動かす体験から課題解決の道筋を論理的に考える力を養うものであります。算数など、既存の教科の中で行われます。既に中学校や高校の教育課程では必修になっていますが、これまで小学校では課外活動で初歩的な体験を行う程度で、原則教育課程内では行われていませんでした。家庭や職場など、あらゆる生活の場でITが普及し、AIも身近な存在となる中、コンピューターなどの先端機器を自分の意図どおりに動かす力を養う教育は、時代に即したものと言えらると思っております。世界ではプログラミング教育の導入が進んでおり、英国やロシアでは初等教育段階から採用しております。日本は取り組みの遅れが指摘されてきただけに、今春の小学校必修化の意義は大きいと思っております。また、パソコンやタブレット端末などを活用した授業は、児童にとってわかりやすく、学習意欲を高める可能性が高いとされます。学びの楽しさを広げる好機にもなると思っております。

気になるのは、プログラミング教育への理解が十分に進んでいるとは言えず、プログラ

ミング技術自体を学ぶものと誤解している人が少なくないことであります。

文部科学省によると、全国の市区町村教育委員会のプログラミング教育実施に向けた取り組み状況は遅れているのではないかと懸念されております。とりわけ、プログラミング教育に不慣れな教員へのサポート体制が懸念されていると思います。自治体は教員の研修に民間の企業や団体の協力を得たり、外部の人材を授業に活用するといった取り組みが進めてほしい、また国は研修教材の提供などで支援すべきであるとしております。パソコンや校内LANの整備といった学校のICT化も重要だと思えます。整備予算は地方財政措置として各自治体に配分されていますが、使い道は自治体の裁量に委ねられております。行政の積極的な取り組みが望まれます。

そこで伺います。

4月から導入されるプログラミング教育について、市町村教育委員会の取り組みが公表されたとお聞きしていますが、どのような状況でしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 津村議員のプログラミング教育についてお答えいたします。4月から導入されるプログラミング教育についてのお答えをいたしたいと思えます。

学習指導要領が改定され、小学校では次年度、この4月からプログラミング教育が導入されます。それに先立って、昨年10月に文部科学省によるこの取り組み状況調査がございました。その結果が今年1月に公表されまして、この調査は、国が示すプログラミング教育についての最低限必要な指導体制が整えられているか、また、各学校の準備状況や予定について、全国の市町村ごとに把握するために実施されたものでございます。

野洲市は、全ての小学校で文部科学省が示す最低限の指導体制や準備はできていますというふうに回答いたしております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 先日、三上小学校のICT授業を見学させていただきました。本当に担当の先生からも6年生の授業でしたけども、2年生からこういうタブレットを利用してそのICTの授業をしているということで、授業風景を見させていただいて、一番すごいなというか感銘を受けたのは、全員が発表されたんですよね。発言の場が全員にあるということは、本当に素晴らしいというか、いいなというふうに率直な感想を持ちました。グループでいろいろ話し合いをしたりして、上手にタブレットを使いこなしているという

か、そういう光景が見られまして、本当に先進的にモデル校として三上小学校はされていたわけですが、他の小学校がどのような状況かというのはちょっとわからないんですけども、教育長として、この4月からスムーズな導入というか、教職員並びに生徒さんたち、またこのプログラミングは何年生が対象になるのか、また教科とか、もしわかる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これは、教科等は別に指定はされていませんので、主に使えるのは算数とか理科とかですね、こういう部分かなというふうに思いますが、学校によってこういう使い方もできますというのがいろいろ研究をさせていただいているところです。学年につきましても、どの学年という指定はございませんので、できるところでというふうな状況です。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） あと、先生の力量というのは本当に重大だと思うんですけども、この野洲市において小学校のプログラミング教育の指導体制という、今まで先生方の例えば三上小学校に研修に行ったとか、そういう事例とか、もしわかれば教えていただきたいです。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教職員の指導体制についてのご質問にお答えしたいと思います。

野洲市では、先ほどからお話のように、三上小学校をモデル校にずっとつくってききますので、主に情報教育担当者がその授業を訪問して、各学校に持ち帰って広めていくとか、こういう研修をやっているんですけども、ご心配していただいているように、本市はやっぱりこのプログラミング教育の実践経験が少ない先生が多いというのがやっぱり課題かなというふうに考えております。

そういう心配がありましたので、去年の夏から既にプログラミング教育の研修を教育研究所を中心に何回か持ちまして、教職員に周知を図っています。

また、先ほども申しましたけども、三上小学校等に担当者が行って、そこで研修したものを各学校に持ち帰って、また各校内で広めていくとか、こういう研修を行っております。

さらに、来年度ですけども、滋賀県総合教育センター、希望が丘にございますが、この研究指導主事に依頼して、夏には研修を設定しておりますし、また各学校へも支援に行

っていただくとか、あるいは先進地であります草津市の教育委員会にはICT教育スーパーバイザーというのを置いておられるんですけども、そういう人に来ていただいて、研修をする計画をしております。

また、国や県が作成しています研修教材や授業の実践事例というのが幾つもありますので、そういうようなのを校長会、教頭会等で周知して、各学校に持ち帰っていただいて研修をしていただく、そういうふうなのも考えています。

以上のように、研修機会を多様に設けて、また各学校の実践に役立つ情報提供をいろいろすることで、教員をサポートしながら、このプログラミング教育を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

最後の質問ですけども、ラーニングピラミッドと呼ばれる図があります。どんな学習方法があれば脳に定着するかという図なんですけども、定着率の低い順から見ると、講義を受けるとというのが一番低いんですね。私たちもよく座学で受けますけども、なかなか、もちろん個人差はありますけども定着率が低いと。あと本を読む、昨日来ずっと本を読むということも話題になりましたけども、この本を読む。その次が映像などで視聴することですね。これは全部受動なんですよね。受動型になります。次はグループ討論という形で進める。こういう能動型ですよね。能動型で、この能動型の方法として最高位にあるのが人に教えるということであるというふうに言われています。人は教えることによって最もよく学ぶというふうにある哲学者が言われたんですけども、なかなかそこまで、このプログラミングは私はそういう形がとりやすいのではないかというふうに思うんですけども、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、お話ありましたラーニングピラミッドのことはよく出てくるんですけども、やっぱり人に教えるということは一番自分の理解がどの程度あるのかということを十分わかってないと相手に教えることできませんので、そういう意味では非常に大切なことというふうに思っています。今の授業の形が今日もお話ししましたけども、1人で考えて次は横の友達と交流するとか、あるいはグループで教え合うとか、こういう中で、そういう今お話あった教え合い活動が結構できてきているのではないかなというふう

に思っています。まだやっぱり先生によってその強弱がありますので、そこをどんどん強化できていけばというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第4号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川です。

質問させていただきます。

まずは質問に先立ちまして、新型コロナウイルスで亡くなった方、ご家族にお悔やみを申し上げます。また、新型コロナウイルスに感染中で治療中の方の快復、事態の収拾を願うものです。議員として、また湖南広域の議員としてしっかりとした考え、対応をしていきたいと思っております。

1つ目の質問、新型コロナウイルスへの対応についてお伺いします。

昨日、県内にてコロナウイルス感染者が確認されました。それを受け、昨日野洲市においても緊急会議が持たれたわけですが、現在策定されている対策をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、長谷川議員のご質問の1番目、新型コロナウイルスへの対応についての1点目の県内、市内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応についてのご質問にお答えをいたします。

市として、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国においてまだそれ専用の薬剤等がない状況からも明確な対策が、幾つか対策が講じられておるんですが、それ専用の対策というものがまだ確立されていないこともありまして、新型コロナに対する対策は策定しておりません。ただし、平成27年4月に策定いたしました野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠して、蔓延防止や予防に努めております。

県内で感染者が確認された場合は、感染症法に基づき滋賀県知事が公表いたしますが、この公表の仕方も当初伝えられているのとは日を追うごとに状況が変わってまいりまして、当初、市町には原則として知らさないということであったんですが、その後2回変更がありまして、3月3日の夕刻にメールが入りまして、保健所単位でお知らせをするということになりました。どこの、例えば草津保健所ですのでその管内ということですので、4

市のどこかわからないという状況なんです、そういうことで3日のメールですとそういうことであつたんですが、状況が変わりまして、本日午前また連絡が入りまして、昨日お知らせがありましたとおり、大津市で発生したと、これは中核市ですので、単独で保健所がありますので、大津市はわかります。また、高島保健所、これは県の保健所ですが、前は、合併前は6町村あつたんですが、今は高島市1つということですので、高島保健所ということであれば高島市に限定されるわけですが、それ以外の保健所はどこかわからないという状況もあつて、県内で均衡がとれないということも加味されまして、今日の午前中市町、どこの市町までということを知らせるということになりましたので、その市町には連絡が入ると。あと、プレス発表されますので、全19市町にはプレスが流れますので、それ以外の18市町についてはプレス原稿が直接またメール等で入ってきますので、それで知り得るということになりました。

また、感染者が市内の施設等を利用した経緯がある場合には情報の提供がありまして、必要に応じて、例えば野洲市のどこかの施設を使いましたというときには、その施設名を使ったところの説明とその市町には知らされますので、必要時には消毒の措置を講じるということで指示がありまして、市単独であつたり、または市と県がやると、あるいは県が責任を持って対応すると、その状況に応じて消毒の対応が変わってくるということになります。こういった対応につきましては、滋賀県知事の指示のもとに行うこととなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと大事なことなので補足しておきます。

昨日ちょっと早めに終わっていただいて、4時半から対策本部、3回目開きました。今ちょっと明確に言ってないんですけども、対策の要綱を平成27年のフローを準用することまで決めましたので、ですから新たに策定する必要はないので、準用すると。ほぼ重なります。ただ、そこにはワクチンの云々とか書いてはありますが、ワクチンは今開発するとか言っていますが、ワクチンはないので、そこは除きますけど、基本的にはそれを使ってやっていくということで、具体的に段階ごとに決まっていますので、一応感染期の前期だという位置づけ、また資料見ていただいたらわかりますけど、感染期、感染前期、そしてピークを過ぎてからという段階があるので、その要綱の中で感染の前期と、なぜ前期だというと、まだ県内1人ということですので、経緯がわかると。これがわからなくな

ったら感染期という対応で、かなり濃厚な対応をいたします。

それと、滋賀県がちょっと心配なんですけども、前も言いましたように、市町には一切知らせない、県レベルで発表するという事だったので、当初石川県で滋賀県在住の方、住所のある方が出たときに、市町まで知らせてくれと言ったら、絶対だめだと言ったので、せめて保健圏域といったらこれもだめだったのが、おとといの夕方オーケーになって、おとといの夕方は何を言ってきたかといいますと、県で会議をしたと。知事以下で会議をしたと。これまでは健康福祉部が所管だったんですけども、知事公室に危機管理監がいます。滋賀県は危機管理監なんですけども、そこから市町の市・町長に伝えると。検査対象者が出たらホットラインで伝えると、当該出たらと。じゃ、伝えられたら、それは公表できるのかと言ったら、困ると。職員に言ってもいいのかと言ったら、それも困ると。教えてもらっても仕方がない、大分ちょっとやりとりしたんです、危機管理監と。とりあえずは、保健所圏域は出すということで県が責任持つということだったんです。そうしたら、今日の朝になったら、昨日の会議はそれを前提に対応を考えました。そうしたら、今日の朝になったら今のようなことで、この違いというのは大変なこととして、ぼろぼろとなってきました。結局、私が当初に言ったような形で、大津と高島はもう名前が出るから、野洲が出たらということなんです。

それともう一つ昨日議論したのは、県が基本的に責任持つと。例えば今図書館開けています。図書館に行かれた方が使うとなったら、市としてはどういう段階で閉鎖をするのか。まず閉鎖せんとだめです。消毒の以前に、即わかった段階で閉鎖をする。その情報のつなぎを県からどういうふうに来るのかももう一回確認をしようと。じゃ、殺菌、除染はどうするのかと言ったら、これは県がするという事なので、県がするのを市町は必要に応じて協力するという事なので、これについても対策を県がきちっとするかどうかの確認です。

現に、今日変わったということは、危機管理監は私の携帯に電話すると言ったんですけども、事務局に市町まで伝えるということになっています。

もう一つ気になっているのは、ルールを変えたんだったら、滋賀県に住所があって、石川で感染しておられる方がいるので、それまでの出していないはずなんです。これ出していないという。出たら、多分皆さん方びっくりされると思いますので、いずれにしても、今、前期で感染期になった場合は余りここで言いたくはないんですけども、遺体の処理とかもきちっと入っていますので、それについての対応、それとあと昨日消防署長も来てく

れましたから、高熱のある方、患者さん運ぶ場合、隊員はマスクしたり最大限防御しますが、同伴者を求めているので、同伴者への対応をどうするかとか、あと学校の対応も一段厳しくなるので、また議事録等まとめて皆さん方に提供いたしますけど、かなりのことを昨日の会議で約1時間使って決めましたので、いずれにしても県の対応がごろごろ変わっているところが若干気になりますし、特に後の消毒、殺菌、そのあたりという。

それとあと、公共施設については今は開けていますが、予定が入っていた大ホールで民間が大きな催しをされるということ、昨日直前まではまだ勧奨してもやめないということだったんですけども、結果的にやめるということになったみたいですので、今のところいわゆるクラスター発生についての状況が出るようなイベントはないという認識をしております。

以上、追加をしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 追加で市長にご回答いただき、課題が多いということ、市長がしっかり認識され、対応を着実に進めていかれるということをお聞きしましたので、一定お願いしたいと思います。

今、話の中にクラスターのことが若干出たので、追加質問させていただきたいんですけども、野洲市の方は文化ホール持っていて、借りる予約をされていた方がいると思うんですね。クラスターという観点では、そういう催し物というのは随時民間の判断でも中止していくという流れがある中で、キャンセル料の方は野洲市どうなっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） キャンセル料の取り扱いにつきましては、まず公演につきましては主催者判断で中止になっておりますので、まずいただいていない状態になりますので、それにつきましては発生はしないと思っております。

また、各種教室、それとトレーニングルーム等があります。トレーニングルームは、既にもう今週の日曜日をもって閉めることにはなっておるんですけども、その辺につきましては週明けに関係課長会議を開きまして方針を定めて対応するというようにしております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 方針をということで、まだ決まっていないということだったと

思うんですけども、これは国を挙げての事態ということで理解して、野洲市も自治体でありますから、とらないという方針、前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

市民に拡散しないための対策。今、平成27年度の内容でやっていくというお話を伺いましたが、その中からの回答となります。市民に拡散しないための対応というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、2点目の市民に拡散しないための対策についてのご質問にお答えをいたします。

現在、新型コロナウイルス感染者が確認された場合で重症の場合には、速やかに県内の第二種感染症指定医療機関が受け入れ、入院による診療を行う体制が整備されております。また、感染症法に基づき、保健所が積極的疫学調査を行い、濃厚接触者を把握します。そして、濃厚接触者の健康観察や外出自粛の要請等を行い、感染拡大防止を行います。

なお、本市では去る2月19日に野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、1回目の対策本部会議をしました。2回目が2月28日、3回目が昨日と行っております。

1回目の会議におきましては、感染症拡大抑制に向けた方策として、本年3月31日までの市主催のイベント等については中止または延期することとし、市以外の主催のイベント等については、当該主催者に対し自粛を要請することとするということを滋賀県に先駆けて決定し、同日に記者発表をしております。

なお、野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部設置前の早期の段階から取り組んでおります対策といたしましては、市民に対し手洗い、せきエチケット、栄養・休養、また発熱等風邪の症状が見られる場合の外出の自粛等の啓発に取り組んでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、イベントの自粛という話が出ました。先の質問でも絡みますけども、市の施設等を使う予定のイベントに対しても、当然これは自粛を要請しているわけですので、そういう立場から考えてもキャンセル料というのは前向きに検討していただけるものと考えます。

次の質問に移ります。

こども園、小学校、中学校、野洲市におけます対応の方はどうなっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 私の方からまとめて答弁をさせていただきます。

こども園、小学校、中学校の対応について、園・学校では、野洲市、県、国の方針に基づいて対応していきます。園長会や校長会で協議するなど、感染拡大防止に取り組んでおります。3月4日から政府の要請に従い、幼稚園、こども園幼稚園部、小学校、中学校は休業としております。保育園、こども園の保育園部は通常どおり開園しておりますが、子どもや教職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、県や市の衛生部局の見解を踏まえ、臨時休業を行う方向です。日々状況が変化していることから、必要に応じて対応することをつけ加えます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 先だつての市長答弁の中にあつたと思うんですけども、月曜日、火曜日は小中学校の方は開けて運営していただいた中で、その言葉の中に、保護者判断で出ないということもできるというようなことをお聞きしたと思うんですけども、その場合の出席扱いというのはどういうことになっていたのかということをお伺いしたいと思えます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 休業ですので、学校に登校されてもおうちにおられても出席扱いとはなりません。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 多分質問が何か明確じゃないと思う。月・火はこれは通常開いていますから、これは当然出てきていただくわけであつて、これは保護者の判断の時間とアンケートといいますか、出席するかしないか、預かりを希望するかしないかの判断をいただくために、月・火は正規に学校は開いているということですから、当然それは出席日になりますから。多分そこを今疑問に思つて聞かれたでしょう。それは何も変わってなくて、金曜日と同じことで、月・火が動いています。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） では、先だつての市長の方が答弁された中にありました月・火曜日というのはつまり保護者判断ということではなくて、それ以降のことが保護者判断だったという理解でよろしいですね。

次の質問に移ります。

野洲市民病院としての受け入れ体制ですね、今後、テレビ報道などでも言われていますとおり、私の考えとしては、あとは専門家の考えとしても、感染者の方は増えていくということだと思います。県内でもどんどん増えていくんじゃないかと、残念ながらそう考えざるを得ない状況かと思っています。

そんな中で、野洲市立の野洲病院としても受け入れなければいけないような状況がどんどん出てくるんじゃないかと思うんですね。それに対して、今から準備していくことというのは非常に重要で、話し合いも持たれていかなければいけないと思います。

そんな中で伺います。野洲市立の野洲病院としての受け入れ体制、受け入れる体制というのはそういう状況にありますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 吉川病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 市立野洲病院としての受け入れについてでございますが、対象となった方が保健所に設置されました帰国者・接触者相談センターに相談された後、保健所から依頼があれば、外来診療を受け入れる体制を整えております。入院に関しては、現段階では受け入れはしないという想定をしております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 若干繰り返しになるんですけども、人数がどんどん増えていく中で、国として国民全体を受け入れるキャパシティの問題が出てくる可能性があると思うんです。ですので、より困難な状況を迎えたとき、野洲市が運営している大きな病院ということで対応を迫られる、その国民の意思として、あるいは市民の意思として迫られる状況があると思うんですね。もう一度同じような質問になるんですけども、そうやってきたときに対策をする、受け入れていく体制に持っていくという意思は今あるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも国、県、県が主導的に役割を担うということで、医療行政の中で役割分担をしていますから、こちらがつもりがあっても受け入れられない。2次感染防ぐとかということで、肺炎ですから、当然肺炎の治療ですけども、2次感染が接触で起こりますから、今、私が聞いているところでは、済生会の旧病棟、このエリアでは済生会においてもまだ一番古い建物が残っていますけども、あそこでベッドで治療するという位置づけに役割分担でなっているみたいですから、そこをその前提でお聞きいただかない

と、幾ら意欲があっても感染の問題があるので、そう簡単には対応できません。入り口の部分は、さっき部長が言ったような対応で臨むという役割分担になっています。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今お聞きした回答で後続の質問の回答が幾つか得られていると思います。いつまでにするのかというの、つまり県との協議ということになってくるのかと思います。どういうレベルに達したらという質問も想定していたんですけども、今のご回答だとやはり県との協議で決めていくということになると思うんです。

そんな中で、県の方々がしっかりしていればいいわけですけども、土壇場で突然野洲市にやって下さいと言われて、その場で瞬発力を持って対応していくというのが難しくならないように、今から考えていってほしいと思うんです。十分に想定されると思いますので、野洲病院での対応というのを今から十分にやっていくというお考えありますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 吉川病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） ご質問の趣旨、今後、フェーズが上がった場合を想定してということをございますけれども、当然、保健所からの受け入れ要請があれば、受け入れる体制を整えるということをございます。ただ、重症の方につきましては、当病院の施設整備、あるいは体制が整っていないので、受け入れが難しいというふうに考えてございますが、一定受け入れ体制も想定しての院内での認識はしております。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 病院の従事者にうつらないための対策というものを次にお伺いしたいと思うんですけども、これはどういったことが聞きたいかといいますと、風邪を引いたんじゃないか、あるいはインフルエンザじゃないかということで、まさか自分が武漢から発生しました新型コロナウイルスの方にかかっているかもしれないけれども、そうじゃないかもしれないという気持ちで病院に行くと思うんですよ。そんな中で、これからどんどんウイルスが蔓延していくとするならば、医療従事者の方にうつらないための対策というのは今から十分になされていないといけないのではないかなと思うんですけども、その点も踏まえてご回答の方をお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 吉川病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 病院従事者にうつらないための対策ということでございますが、一般的な状況におきます感染経路は飛沫感染、接触感染とされており、職員には接触飛沫予防対策といたしまして、マスク、それから手袋及びガウンを着用いた

します。また、今回の新型コロナウイルスに関わらず、日ごろから全職員に対し、感染対策研修を実施しておりますし、感染しないための対策や意識の醸成を講じているというところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） まだまだ発生したばかりで、今後、広がりを見せる可能性が十分高い新型コロナウイルスへの対応、対策になってきます。気を引き締めてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

市立野洲病院の身元保証人を求めるケースについて質問します。

多くの病院で手術を伴う入院の際、身元保証人を求めているというケースがあるようなんですけども、野洲病院はその点どのようになっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 吉川病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 市立野洲病院の身元保証人を求めるケースについての1点目でございます。身元保証人についてですが、市立野洲病院では身元保証人としての保証人は求めてございません。ご本人が治療費などを支払うことができなくなった場合を想定しまして、支払いに関する部分につきましては連帯保証人というものは求めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今ご回答をいただきました最後にあります部分ですね、支払いに関して連帯保証人を求めているということをもさに問題にしているわけなんですけども、ひとり身の方とか、連帯保証人をなかなか求める者がいない方というのは、その点で苦労されているということだと思えます。身元保証人がとれない場合、野洲市は手術を拒絶するんですか。

○議長（岩井智恵子君） 吉川病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） そういったことはございません。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） では、連帯保証人の記載を求めるんですけども、書かれなくても

受け入れるということで間違いございませんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 吉川病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 基本的に、手術など医療を受けていただければ、当然医療費が発生しますので、そういった意味ではやっぱり連帯保証人ということは設定しておかないといけないと思いますが、連帯保証人がないからといって手術などをしないということはございません。ただ、いろんな患者さんの個別の事情がありますので、そういった事情はその方の事情をきちっと聞き取った上で、どういった方法で支払っていただけるのか、その辺はいろんな機関と協議をしながら調整したいというところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、既に皆さん方お認めいただきました、一部反対の方もありましたけど、市営住宅の保証人をなくしました。それに連なって幾つかのまちもそういうふうにするようですけども、同じ議論をしていたんですが、そのときはまだ病院を持っていませんでした。病院が市立になった場合どうするかなんですが、とりあえずは前の病院の仕組みをつないでいます。それと、市営住宅の場合は、市民である方への市の保証ということでなくす論議なんですけども、病院の場合は市民とは限りませんので、そこがまず違うということと、市営住宅の場合は一定定額なんですけども、医療費の場合、もちろん高額医療の制度はありますけども、市営住宅とは少し違うので、ただ方向としては、なくすというよりは今部長言いましたように、それによって医療が受けられないとか、そういうことにならないような仕組みは今検討中なんですけども、現在は今言った仕組みなので、一緒にまた考えていただいたらいいと思います。市営住宅とは全然性格が違いますから、誰でも医療をこの市立で受けていただいて、それを市民の税金で負担する覚悟があるのかないのかということにも関わってきますので、今後またご議論いただければと思います。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 質問冒頭で申し上げましたとおりに、多くの病院で手術を伴う入院の際、身元保証人を求めている状況なので、市長が懸念されましたとおりに、他の市から流れて野洲病院に来る、もし野洲病院が身元保証人をとらないということであれば、使いやすいということで、そういったケース出てくるかと思うんです。それで、市民の負担が増えるという想定のもと、市民で負担していくのはどうなのかという投げかけをいただいたわけなんですけども、そういう意味では、少なくとも野洲市民であれば身元保証人は要らないという対応は可能なんじゃないのかなと思うんですけども、市長、どのようにお考え

でしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、それも含めて慎重に、だから心は医療をどなたでも、まず健康を重視して医療を受けていただくんですけども、いきなりすかっとなくすということについては、もう少し検討したいということですから。現時点ではそこまでありません。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 野洲市が税金を使って運営している野洲市の市民病院であって、今後の病院もそういう形になっていきますので、今、最初申し上げましたとおり、市民の中で保証人が必要かそうでないかというケースに関しては、柔軟に対応いただきたいというお願いの方を申し添えまして、次の質問に移ります。まだNo.2の中で行きたいと思いません。

他に記載させるケースというのはあるものなんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 吉川病院事務部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 他に記載していただくものは特にございません。記載していただくものにつきましては、手術の同意書ですとか、あるいは入院される場合は入院の申込書、そこに連帯保証人の署名していただく欄があるんですけど、その部分だけでございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

No.2の質問、市立野洲病院の身元保証人を求めるケースについて質問を終わります。

次の質問に移りたいと思います。

3番目、中学受験、高校受験の受験日の出欠の取り扱いについてお伺いしたいと思います。

野洲市の小中学校の学生が受験をする場合の受験日の出欠の取り扱いについて質問したいと思います。これは、タイトルの方では中学、高校と書いていますが、高校の方は文科省の方の指導の方で出席扱いするのが妥当という答弁があるようで、そのようになっているんじゃないかと思えます。そこも確認の意味でご回答をお願いします。すなわち、野洲市が単独で問題になってくる部分は中学受験になると思うんですけども、それについて本職の方は高校同様に出席扱いするのが妥当だと考えていますが、明確な指針を示すべきで

はないかと思えます。どのようになっていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 長谷川議員の中学受験の出欠についてお答えをいたします。

私立の中学校や県立中学校などは、ほとんどの学校が土・日の休業日に入学試験を実施しています。ただ、県外の一部、私が把握していますのは京都の私立2校だけですが、平日に行われており、その場合は欠席扱いにしております。違いは、義務教育段階の小学校から中学校へは受験をしなくても本市の中学校に進学できるという点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 全ての学生が公立に進学するのが基本だとお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 進学というか、選択は本人及び保護者さんの自由だというふう
に捉えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 受験の重要性に関してどのように考えておられますか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 全ての子どもたちに受験の機会を確保することは必要だと考えて
おりますので、大変重要というふうに認識しております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 先の質問でご回答いただきました。全ての学生が公立に進学す
ることだけではないと。かつ、受験の重要性は非常に重要だという認識があられる
ということであれば、本職が最初に申し上げましたとおり、理由が明確であるならば、出
席扱いをしてあげるといふか、するのが妥当じゃないかと思うんですけども、一定の指針
がない場合、要するに野洲市の場合は欠席にするというのが一定の指針ではあるんですけ
ども、そういう重要性を認識している中で、欠席ということになってしまうのは問題があ
ると思うんですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教育委員会としましては、その点が問題であるというふうな捉

え方をしております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 本職は問題だと思うんですけども、問題としていない理由、それは取り上げられていないだけということなんですか。それとも、わかって認識した上で問題じゃないと考えておられるんですか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 私立の場合、県内でもたくさんありますし、中学校段階で何時間もかかるような学校へ行くということは、子ども自身の負担にもなると思いますので、そういう意味では、そんなに不公平というふうな認識はしていないということでございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 件数は確かに少なく、出てきたとしてもささいなことと捉えられがちなのかもしれないんですけども、ここで気づいているわけですよ。この本会議で話として出しているわけですね。その中で、たとえ少数であっても、例えば他市においては校長の権限で出席にすることを可能としている場合もあるようですし、一定野洲市でもそういうことを検討いただけないでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 私は、別に教育委員会としてのガイドラインというのはつくっておりませんので、基本は中学校の校長が判断できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今の回答は非常にいい回答だと私は認識しています。であればなんですけども、校長先生方に対して、一定の指針を出すということは検討していただくことはできないですか。一定の指針というのは、そういう事情があれば、転校を伴うとかいろいろあると思うんですよ。受験をすることに対して、出席にしてもいいよということを経済委員会の方から言えば、校長も判断がしやすいと思うんですけども、難しいでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） もともと教育委員会として統一しているわけではございません

ので、各学校で判断している状況を今お伝えしました。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

こども園の使用後おむつの持ち帰りについて質問させていただきます。

今、野洲市のこども園では使用後のおむつは持ち帰りとなっています。これは、保護者が便を見て子どもの健康状態などを把握することの意義から正当化というか、そういうことなんだよとなっているわけなんですけども、保護者の負担を考えたとき、本職はこども園での処理が、処理というのは廃棄ですよ、がよりよいと思っております。便の状態というのは、当然おむつを替える保育園の担当の方ですが、見るわけで、それが異常であれば、そこでわかるわけです。そこで連絡、記録、対応が可能かと思っております。

野洲市の保育園では、非常によい連絡帳のルールがあって、そこに濃密に保護者と教員の間で話ができるようなシステムというか流れが既にあるわけですし、それを活用すれば、この従来から言われている正当化されている便を見ることの意義というのは回避できるんじゃないかと思うんですけども、そのことについてどうお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 長谷川議員のこども園の使用後おむつの持ち帰りについてのご質問の、使用後のおむつを園で処理し、便等に異常がある場合には連絡記録対応できるのではないかというご質問でございますけれども、本市では子ども・子育て支援法をはじめとする関係法律において明記されています父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としまして、保護者に園児の健康状態を正確に伝達することを目的に、連絡帳等による伝達とあわせまして、使用済みおむつを持ち帰りいただいております。したがって、使用済みおむつの持ち帰りは連絡帳による伝達と共に、欠かすことのできないものと認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） おむつというのは、小さいお子さんですね、おむつがとれるまでの小さいお子さんで発生するわけです。待機児童が出ているこれらの子どもを含む保育園部でこの廃棄するという保護者の負担というのが発生しています。この待機児童が出て

いる中で保育園に預けられるかどうかというのを判定しているわけなんですけども、そこには仕事についているとか、年収条件とか、要するに忙しい家庭であるかどうかということを見ているわけです。忙しいと判定されたからこそ、待機にならずに今野洲市の園に通っているわけですね。そんな中で、日々毎日のことなんですけども、おむつの処理というのは非常に大変で、そのおむつを持って帰られたご家庭では、多い子によっては4個とか5個とかとあるわけなんですけども、それをルール上は野洲市はこうしろと言っているルール上は、全て開いて中を見て、便の処理をして、それをまた包んで廃棄の手順を踏めというふうに言っているわけですね。これはルールを真正面から見れば非常に時間がかかって、大変なことだと思うんです。これを少しでも軽減するという考え方は私は必要ではないかと思っております。例えば、廃棄している他の市というものはありますし、また多くの民間の保育園などでは廃棄しているものが大部分だと認識しております。それらの廃棄している保育園というのは、野洲市の方でそういうルールがあるからということなんですけども、よくない対応をしているというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 他市、あるいは他園の例を今出されまして、それを悪いという判断ではなく、野洲市といたしましては、保護者の一義的責任においてそれを見ることが必要であるという認識を第一に考えております。したがって、他市でそれをやっていないからそれは悪いことだということで私の方から答えるものではないと、そのように考えます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ルールの範囲の中でやっているから、いいとか悪いとかいう問題ではないというご回答になるかと思うんですけども、見ることによって得られることもあるんですけども、先ほどからお伝えしていますとおり、保育園の担当の方が見たときに、しっかりそれは見るわけですし、見ないという話をしていないわけではなく、保護者も自分の子どもが保育園でだけ便尿するわけではなくて、家でおむつは見ているわけですし、替えているわけですし、無責任というわけでもないと思うんですよ。今、私が申し上げたいのは、大変な子どもを持つ子育て世代の方々を、できるだけ野洲市としてサポートしていくという考え方にシフトしていけないかということをお願いしています。

市長にお伺いしてよろしいでしょうか。このおむつを持ち帰るというその対応等、市

の方針を変えることを含めた可能性について、いま一度まずは検討していただくことは難しいでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） こども園、保育園でのおむつの持ち帰りですけども、通常そういうふうになっていたの、私は保護者、あるいは保育士さん、先生がこれがいいと思っていたという前提で受け取っています。ただ、今の論理、これは答弁は完全に部長答弁なので、私ノーマークで、自分の方が忙しかったので、触れていませんけれども、今聞いてみますと、ちょっと考え方に無理があるかなと。おむつがとれた子はお手洗い流れるわけですから、じゃ、園にいるときも全然合理性がないでしょう。そして、おっしゃるよううちでもやはり半日、あるいは日曜日は少なくともお世話をしておられるわけですから、そこでもわかります。だから、合理性がないので、今の保護者が子どもの健康管理に責任を持つということであえてやっているんだったら合理性はないと思いますし、あと保育士さんの負担の方がむしろ高いかなと思いますし、当然保護者の負担も高い。帰ってから汚物を処理しないとイケない。それも見てからを処理せんとだめになりますよね。建前からいうと。だから、ちょっと今の論理は合理性がないのと、当事者の意見ももう少し聞いた上で検討の余地はあるかなと。ただ今答弁はこうなっていますから、ここで覆しはしませんけども、検討の余地があるかなというふうには思います。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長の前向きな答えをいただき、非常にうれしく思っております。初めてかもしれませんが、前向きに、まずは検討からということで、うまくいかない可能性も十分あると思いますし、いろいろ意見もあると思いますので、まずは検討の方から、何とぞよろしくお願いします。

最後の質問になります。

ごみの回収についてであります。

福岡市、唐突なんですけども、福岡市ではごみの回収を深夜に行われているというのを実は昼ごろにテレビでやっていたのを拝見しました。メリットが非常に多いようで、こんなことが野洲市でもできたらいいんじゃないのかなと思ったわけなんですけども、事前の通告で書かせていただいていますとおりの、福岡市ということを経営部の方で確認いただいたと思いますので、メリットについてどのようにお考えかということからまずお聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、長谷川議員の深夜回収、野洲での深夜回収のメリットについてということでございますが、何々がメリットであるとおぼろげはありますけど、はっきり言えるほどの明確なメリットというのは思い浮かびません。

先ほどテレビで見たということで、確かに冒頭言われました。唐突にですけど、私もちよっと唐突な感じなんですけれども、今まで市民から、あるいは行政懇談会、あるいは議会も含めて、一応私の記憶の中ではこういった声はなかったというのがありますけれども、かといって検討しないとか、そういうレベルじゃないですけど、ちょっと唐突であるということ、そして以降の質問4点ほど承っているんですけど、ちょっとスムーズにしやすいために別に反問じゃないですよ、反問じゃないんですけど、できたら福岡で見られたその長谷川議員のメリットとか、そういったことをおっしゃっていただければ私もそれにきちっとお答えできると、立場も含めて明らかにしていただきたいとちょっと要望しておきます。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 福岡市の事例の方を見たときの話を少ししたいと思います。

夕刻に、つまり市民の方は深夜に回収が行われるのに先だって、夕刻にごみを出していくことになります。それによって、例えば今野洲市でも恐らく課題になっていて、一部例外で認めているケースがあると思うんですけども、体の不自由な方のサポートについてごみ出しをする場合、朝というわけにはいかないのでも夕方に出すケースがあると。そういうものは夜も残ってしまうという現状がある中で、そういうことは本方式をとることによって起こらないと。あと市民の方々、朝は非常に忙しいわけです。そういう時間帯にごみ出しの作業というのを省略して、夕刻にできるということのメリットは市民に大きいかと、市民の利益が大きいかと思われまます。そのようなことを拝見して思っている次第でございます。

今、私の言ったメリットの方を聞かれて、どのように思われたか、どのような考えになられたかということをお聞かせ下さい。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 1つ目が体の不自由な方ということでございます。

これ、別に夜間か昼間という、これどちらもそうなんですけど、忙しい方も、朝ばたば

たしている。夜間出勤される方にとってはだめなので、これ多様なライフスタイルの中ではそれがメリットと、相対的なものでメリットと言えるほどのものではないと思います。体の不自由な方、今、体制をとっているのは、福祉部門と連携して生活支援体制、そういったものをうちの環境課に指示いただいて、それを実現してやっているということでございます。一応ご質問の中で福岡市それぞれメリットみたいなもの、ネットにも確かに出ています。でも、これ福岡市の公式見解でも何でもなし、見られたと思いますけども、福岡市はもともとから夜間、歴史、文化、そして都市化に伴って肥料のスタートかな、農家の肥料からスタートして、もともと夜間にその方が取りに行き、そして朝から農業する、その延長、それでモータリゼーションで都市化問題も出て、夜間にそのままになったということで、昼間の経験がない、福岡ね。そういう中でのメリットと言われるので、福岡市から恐らくそれはなかなか言えないと思います。比較対象がないのでね。そういう意味で、ちょっと難しいのかな。

実際、いろいろ他からのメリット確かに書いてあります。カラスがどうのこうのと、うちステーションですから、その被害もないし、夜間に回収して防犯効果があるとか書いていますが、これは一方では昼間の防犯効果というのもありますし、余り際立ってメリットというのは野洲においてですよ、福岡は福岡の歴史、文化、そして特にやっているところは皆交通渋滞ですから、それが解消できるというだけと言うと失礼ですけど、それが基本になっているということで、野洲ではメリットは思い浮かばないということです。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、野洲市が朝に回収している中で、福岡市はもう真逆の夜に回収しているわけです。全く違う視点と考え方になってくるわけですし、そこで起こっていることに注視して、野洲市の問題を拾い上げていくことというのもまた大切なことになってくると思いますので、全くしない、全く考えないということではなくて、見詰めていただけて、よりよいごみ回収の事業を進めていかれるよう、何とぞよろしく願います。

以上で質問の方終わらせていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第5号、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。風邪ではないと思うんですけども、ちょっと声がかれておりますので、お聞き苦しい点が多々あるかと思っておりますけども、ご容

赦願いたいと思いますけども、時間の区切りからいいますと私の前に休憩が入ってくるかなと思っておりましたけども、突然のご指名で少し心が動揺しておりますけども、今回、新型コロナウイルスによりまして、昨日も滋賀県で初めて出ましたけども、今回、多方面において影響が出ておりますけども、新誠会といたしましては新型コロナウイルスに関しましては山崎敦志議員が質問されましたので、できるだけ新型コロナウイルスには触れな
いでおきたいと思います。

それでは、質問に入ります前に、私は冒頭にスポーツ界のことを尋ねますので、まずそのことを触れさせていただきますけども、野球界で希代の名将、知将と言われました野村克也さんが亡くなりました。野村さんは、言葉は戦力であると捉えて、悩める選手に適切なタイミングで的確な一言を与え、峠を越えたと誰もが思っていた選手を再生させて、その人の人生を変えてきたといった経過がございます。著書も多く出されまして、タイトルが彼の「言葉は戦力である」を物語っております。その幾つかを紹介させていただきますと、野村再生工場、叱り方、褒め方、教え方、負ける理由、勝つ理由、一流と二流の違いとはなどなどがございますけども、野洲市の図書館で検索いたしますと43冊があるそう
でございますので、我々議会議員も一面では言葉は戦力であるとの実践者でございますので、何とか私も読み尽くしてみたいと強く思っているところでございます。

それでは、質問に入ります。今回は3点にわたって質問させていただきます。

まず1点目は、本市の総合型地域スポーツクラブについてであります。

昨年、12月19日と20日付の中日新聞におきまして、「地域に生かせるスポーツの力、地方総合型クラブ」と題して掲載されまして、本市のNPO法人YASUほほえみクラブが取り上げられております。

そもそも、この総合型地域スポーツクラブにつきましては、国が1995年から増え続ける医療費を抑制すること、また少子高齢化によりまして、地域コミュニティーが希薄化しておりますので、この希薄化を解消することを目的に総合型地域スポーツクラブの普及を進めてまいりました。欧州のクラブを手本に地域住民の健康を図り、地域のコミュニケーションの場をつくることによりまして、地域活性化の核としたいという狙いがございました。

この総合型地域スポーツクラブが広まったのは、2000年に国が制定いたしましたスポーツ振興基本計画の中で、全国の都道府県に最低1つは総合型地域スポーツクラブをつくるという目標を立てて、その後各地域に設立されたものでございます。

2017年の第2期計画では、クラブの活動の質を向上させることを目標にされております。

このような国、県の動きを受けて、本市ではNPO法人YASUほほえみクラブとさざなみスポーツクラブが設立をされました。

それでは、質問1に入ります。

まず、NPO法人YASUほほえみクラブの設立年月、会員数、年会費、取り組まれている競技数、メイン競技施設をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 橋俊明議員の本市総合型地域スポーツクラブについて、NPO法人YASUほほえみクラブについてお答えをいたします。

設立年月日は2003年4月5日です。

会員数は1,077人、年会費は、ジュニア、14歳までが2,300円、一般、15歳からが4,400円でございます。その他家族会員6,200円というのがございます。

競技数は、単発のイベントを含め19種目でございます。

メイン競技施設は、野洲川河川公園、市内小中学校、野洲市総合体育館です。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 次に、さざなみスポーツクラブの設立年月、会員数、年会費、取り組まれている競技数、メイン競技施設をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） さざなみスポーツクラブについてお答えをいたします。

設立年月日は、2003年4月1日です。

会員数は、475名、年会費は、2歳以下が500円、3歳以上中学生以下が3,000円、高校生以上が5,000円、70歳以上が3,000円です。

競技数は、単発のイベントを含め19種目でございます。

メイン競技施設は、野洲市中主B&G海洋センターと総合体育館、あと市内小中学校をご利用いただいているということでございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 本市の総合型地域スポーツクラブでありますYASUほほえみクラブとさざなみスポーツクラブの現状等をただいまの答弁にて理解をいたしたところでご

ざいます。

ちなみに、滋賀県下なり湖南の状況をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 滋賀県下のスポーツクラブについてお答えをいたします。

滋賀県下の総合型スポーツクラブの数は55クラブです。市内は1クラブ、栗東市は2クラブ、守山市は7クラブでございます。

以上です。

済みません、草津を市内と言ってしまったみたいで、草津市は1クラブでございます。

申しわけございません。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） このように、いろんな状況によってクラブ数が異なるということがわかりました。

次に質問4に移っていきます。

国がこの総合型地域スポーツクラブを設立しました目的である健康を目指したスポーツ振興及び住民のコミュニケーションの場をつくることによる地域活性化の核とすることについて、現時点での達成度を尋ねます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 現時点の達成度についてお答えをいたします。

野洲市スポーツ推進計画、平成28年に策定をいたしました中で、スポーツを楽しむ地域づくりを基本的な施策として位置づけており、その指標として総合型地域スポーツクラブの加入者数、会員数を令和2年の目標として1,500人としております。策定当時の加入者数が1,300人で、令和2年1月31日時点の会員数は1,522人と目標を達成しており、会員相互の交流や地域のスポーツ振興が図られていると考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 目標が1,500人、それに対して現在の人数としては1,522人、いわゆる数量的には目標を達したというふうに解釈をさせていただきますけども、それでは最後の質問になりますけども、本市の総合型地域スポーツクラブの課題、またその課題に対する対応策を尋ねます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 申しわけございません、ちょっと訂正を先に。先ほど令和2年1月31日時点の会員数を言い間違えたようで、訂正をいたします。1,552人というところでございます。申しわけございません。

それでは、本市の総合型スポーツクラブの課題と対応策についてお答えをいたします。

総合型スポーツクラブの課題としましては、まず、指導者やボランティアスタッフの確保が上げられます。対応策としては、さまざまな団体との連携の中でボランティアスタッフなどの募集の発信を行っています。

また、スポーツ団体が競合して使用できる施設が確保できずに、定期的な事業実施が困難になるという状況があります。その場合は日程や会場の変更、あるいは使用会場に応じて内容を変更するなどの工夫をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今のところ、課題としましてはいわゆる指導員やボランティアスタッフが不足をしているということでございますけども、それにつきまして、課題としては募集の発信をしていきたいということでございます。

このスタッフ等の不足につきましては、特に総合型地域スポーツクラブのOBなりOGなどの若い力が恐らくたくさんの方がおられると思いますので、また一方ではスポーツに関わってきた経験豊富で豊かな候補者などの方もある程度経験を重ねておられますので、そういった意味で指導力もございますので、そういった意味で幅広い視点で募集の発信に生かしていただきたいと思います。

もとに戻りますけども、新型コロナウイルスですね、いろんな方面に影響が出ておりますけども、特に今回スポーツ界に大きな影響を及ぼしております。春の選抜高校野球でございました。高校野球がまだ結論は出ておりませんが何とか開催をする見通しであるということでした。ただし、無観客試合でやらざるを得ない。やはり感染力を抑えるというのが今の国民にとって一番大事なことでございますので、ただ一方ではプロ野球なりサッカー、野球においてもそういった影響をもろに受けているということでございますので、そういった意味で地域でのスポーツクラブの影響も大きいと思いますので、今後も力を入れて頑張っていたきたいなということをお伝えして次の質問に移っていきま

す。

2点目でございますが、本市の学校現場におけるクラブ活動……。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員、待って。

ちょっと暫時休憩しますので。済みません、途中になりました。

○4番（橋 俊明君） 一番懸念したのはそこです。せっかく時間ぎりぎりに呼んでおいて、本来はそれはあってはならない、私は。もう15分、20分で終わります。今回は早く切り上げようと思っていますので。何とかご配慮願いたい。まず3時までには終わっていきたいと思っていますので。

○議長（岩井智恵子君） 失礼しました。では続けて下さい。

○4番（橋 俊明君） それでは、申しわけございません、時間の都合もありますけれども、2点目でございます。学校現場におけるクラブ活動及び部活動について質問に入っていきます。

先ほどの総合型地域スポーツクラブに関する新聞記事では、ヨーロッパのクラブを手本にしており、特にドイツでは100年以上の歴史があり、学校の授業や職場の仕事を終えた後はクラブで過ごすことが当たり前になっていると記載されております。また、テレビでもドイツのクラブでの状況がよく引用されています。

今回の本市の学校現場におけるクラブ活動及び部活動につきまして質問するにあたり、インターネットの上の資料や情報を私なりに調べてみました。

まず、クラブ活動とは小学校特設クラブを指しており、中学校では本来の部活動をさせているようであります。ある資料では、戦後から現在にかけて、クラブ活動と部活動は学校教育の一環として実施をされてきた。現在クラブ活動は小学校において教育課程内の活動とされる一方、部活動は教育課程内の活動とされています。同活動の位置づけは、学習指導要領の改定によって左右されてきた歴史的経緯を有すると指摘されている資料もございました。この学習指導要領の改定によって左右されてきた歴史的経緯を有するという記述は、クラブ活動は部活動のみならず、戦後の教育に少なからぬ影響を与えるものと私は受けとめており、教育関係者にも必然的に影響があったものと私は推測をいたします。

先ほどの新聞報道では、ドイツでは学校の授業を終えた後、クラブで過ごすことが当たり前になっているとされています。一方、日本ではスポーツ少年団や中学校の部活動もあり、また野球、サッカー、テニスなど単一競技で運営するクラブもあり、混在をしております。言いかえれば、生徒にとっては選択肢が多いということは歓迎すべきことである反面、1つに絞り込むということに関しては不安ではないかと私は心配しております。

私の小学校の同級生は、中学校の教師時代からソフトテニスクラブのコーチを務めてお

り、退職した今もコーチを務めておられて、ボランティア活動といいながらも土・日もない生活を送っています。家族の協力があってこそ成り立つ厳しい道を現在も送っているところでございます。

野洲市の職員の中にも同様にスポーツ少年団のコーチ、クラブチームのコーチを務める職員もおられて、かなりの負担となっているんじゃないかと危惧いたします。

また、中学校の運動部を巡っては、次に示す課題が言われ続けております。

まず、1点目が生徒の多様なニーズや意見があるにもかかわらず、指導者の一方的な指導方針に基づく指導や、勝つことのみを重視した指導が優先され、学校の教育力を踏まえた運動部活動の指導方針が徹底されない状況が見られることが上げられます。

2点目は、少子化に伴って教員数が減少しているものの、中学校に設置する運動部数の削減が進まず、複数の顧問で指導にあたることができないうために、部活動を指導する教員の負担が増大している点であります。

3点目は、運動部活動の休養日を平日、休日等に設けていなかったり、設定が少なかったりする実態や、指導時間についてもクラブ活動を含めて夜遅くまで教員が指導にあたる実態は、学校に対する教育上の期待や課題が増している現状において、教員の超過勤務を増大させている大きな要因になっている点であります。

このように、教員の多忙化が進む現状においては、教員自身が部活動を経験し、その必要を感じていながらも、部活動指導に対する意欲のさらなる低下が危惧されているところでございます。

こうした状況の中、野洲市の部活動の現状について伺います。

質問1でございます。部活動の顧問になることが教師の負担となっておるのかをまず伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 橋議員の、本市の学校現場における部活動についてのご質問の中で、1点目の部活動の顧問が負担となっているのかについてお答えをいたします。

今日、部活動が中学校の教職員の超過勤務の大きな一因になっております。そこで、野洲市では平成31年1月に野洲市立中学校における部活動の方針というのを策定しました。そして、週2日の休養日の設定、これは平日1日と土・日どちらかの1日という形です。それから練習時間は平日は2時間、休日は3時間程度の活動とすること、また、朝練習は基本的に行わないという方針を出し、昨年からそういうもとで具体的に活動を始めてもら

っています。こうして教員の負担軽減に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 昨日の矢野議員の質問によって、いわゆるスポーツ活動の方針ということをおっしゃいました。それを再質問で聞く予定でございましたけど、今、詳細に述べていただきました。いわゆる日数の1週間的な日数の制限、それと時間的な制限によって負担にならないように努めているという答弁だったと思います。かなりいい方向になっているのではないかなと思っておりますけども、それでは質問2に移っていきますけども、そういった負担が原因となりまして、部活動の顧問のなり手が少なくなっておるのかということをもっと伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 部活動の顧問は、基本1つのクラブについて2名、複数体制でということをやっております。子どもの数が以前に比べると減ってきておりますので、部活の数、先生の数が自動的に減っていきまして、そんな中で幾つかクラブをできない実態というのがありました。ただ、最近はずっと子どもの数は1学年500人という論で安定していますので、今、最近、ここ数年は部活がなくなったりというふうなことはないというふうに考えております。

そういう中で、教職員は校務分掌で分担を決めておりまして、中学校の全ての教員がどれかのクラブにつくというふうにしておりますので、なり手が少ないというふうな状況ではないというふうに捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 私の使用しました資料がちょっと古いかもわかりませんが、今、野洲市の状況では複数体制をとりながらいわゆる充足されているというふうに受けとめました。

ただ、先ほども出ていましたけども、質の問題を重視するのか、それとも数の場合を重視するのか、そういった面は残ると思っておりますけども、これからの課題として、一番今問題になっておりますなり手が少ないということはクリアできているというふうに受けとめましたので、今後ともそういった方面で取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えております。

次の質問に移っていきますけども、先の質問の総合型地域スポーツクラブの中日新聞の

記事の中で、総合型地域スポーツクラブは学校の部活動や既存のスポーツ少年団とも連携をし、指導者の負担軽減にも貢献をしていると。近年、部活動は練習時間が厳しく制限されているため、練習量を物足りなく感じる部員たちは部活が休みの日などは総合型地域スポーツクラブで汗を流すと書かれています。別の資料では、総合型地域スポーツクラブの設立状況は地域差がありまして、またそれぞれの総合型地域スポーツクラブの設立趣旨等も異なることから、運動部活動との連携が成立しにくく、双方の関係が不十分な状況であるというふうに指摘をしている資料もございました。

そこで伺います。

中学校の部活動と総合型地域スポーツクラブとの相互関係など、野洲市の実態について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校の部活動と地域の総合型スポーツクラブとの関係についてお答えしたいと思います。

現在、市内では1つの中学校でバドミントンの外部コーチとしてYASUほほえみクラブから指導に来ていただいております。その他に、先ほど議員のお話のように、部活動をして、その後総合型地域スポーツクラブに行ってさらに活動するという、こういうことをやっている子どもたちもおります。子どもたちの選択といたしますか、そういう意味では幅は広がっているのかなというふうに思っているんですけども、以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） もうかれこれ50年ほど前でございますけども、我々の時代は中学校のスポーツクラブしかございませんでしたので、クラブ活動しかございませんでしたので、冒頭で申し上げましたいわゆる中学校のクラブ活動は別にしながら、授業が終わった途端に例えば野球なりサッカーなりのそういったクラブ活動をしていることもたくさんおりますので、これも時代の流れかと思っておりますけども、そこら辺をうまくバランスをとりながら子どもを育てていく、生徒を育てていく、そういった観点で今後も進めていただきたいなと思います。

2点目の最後の質問になりますけども、これからの中学校の部活動のあり方につきまして、総合型地域スポーツクラブ、野洲市スポーツ協会、野球やサッカー、ソフトテニスなどの単一競技クラブ等の協力の実態と今後の方針について伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教育活動の一環としての中学校での部活動と、それから外で行われております単一競技クラブですね、この活動の目的も目指す子どもたちの狙いも、あるいは姿も大分違う部分があります。中学生とその保護者さんにとってどれがいいのか選択をしていただき、活動する場を選らんでいただくということはとてもいいことかなというふうに思っております。

中学校といたしましても、そういう単一クラブに入っている生徒も、例えば授業を終わってすぐに帰って、そこからそのクラブに行きます。そういう生徒も一応学校のクラブに入っている子どもたちと同等の扱いといたしますか、指導要録にこういうところで頑張っているというふうに記したりとか、そういうふうな扱いをしております。

さらに、生涯にわたってスポーツに親しむことができる場というのがこういう多様にあるということは、地域としての強みだというふうに考えております。今後、さらに連携を進めていって、子どもたちがいろんなところでやりたいスポーツを楽しくやる、あるいは優勝を目指してやると、いろんな部分があると思いますので、子どもたちが選べるそういう場を多様につくれたらなというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 総合型地域スポーツクラブがあり、単一のスポーツ、またクラブ活動、これらが連携して子どもたちがいろんな選択肢を得るということが地域の強みであるということで、地域の力になるということでございますので、今後もそういった観点で地域の力がますます結束して野洲市のスポーツの力が大きく伸びていくことを期待申し上げます。

それでは、最後の3点目、吉川地先の交通事故について伺います。

本市の吉川地先の交差点で、本年2月7日、午前10時30分ごろ軽トラック同士が出会い頭に衝突をし、77歳の男性が意識不明の重体となったことが新聞で報じられておりました。

この交差点は、一時停止規制の赤色と黄色の点滅信号が設けられておりましたが、昨年12月に滋賀県警が円滑な交通を理由に一灯式信号機を撤去して、2カ月後に今回の事故が発生をいたしました。

今回の信号機撤去に伴いまして、明るい道路舗装や停止線にライトを設置するなど、一時停止の規制を目立つように対策を講じられておりましたが、今回の事故が発生をしてし

まいりました。

この交差点、調べてみますと、当交差点では平成24年12月には死亡事故が発生をいたしております。そのときには信号機が設置をされていたようでございまして、そのときの事故が死亡事故になっていたということございまして。

そこで質問1、地元である吉川自治会や近隣自治会にはどのような方法、内容で信号機撤去の事案を回覧されたのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、橋議員の吉川地先の交差点事故についての1点目のご質問、吉川自治会や近隣自治会への回覧方法と内容についてお答えをいたします。

吉川自治会及び近隣自治会への回覧につきましては、まず地元自治会へのご理解をいただくために、平成30年6月30日、コミュニティセンターなかさにて中里・兵主学区自治会長懇談会の場をおかりして、「一灯式信号機の撤去及び安全対策について」と題しまして、守山警察署と市と共同による説明会を行っております。その後、平成31年2月19日、守山警察署から地元自治会長である吉川自治会長に再度説明を行っております、またその後、令和元年5月29日付での守山警察署交通課、野洲市危機管理課及び道路河川課の連名の「一灯式信号機の撤去及び交通安全対策について」の文書を持参しております。そこで守山警察署交通課職員が吉川、菖蒲、安治、下堤、堤、そして須原の6自治会へ赴き、各自治会長に説明をして、当該文書の自治会内での回覧を依頼しております。

内容につきましては、一灯式点滅信号機の撤去及び安全対策として、県内の信号機の老朽化が進む中、安全の効果が低下した信号機を撤去する取り組みを進めていること、信号機の撤去に伴い、新しく一時停止規制や路面標示等を行うことで一層の安全対策が図れること、さらに道路周辺の渋滞の緩和及び事故の減少につながる効果が期待できる旨などの説明の文がございまして、その後施工場所、施工時期、施工内容を記載したというようなものになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今回の質問につきましては、一般質問の冒頭で東郷正明議員が詳細に聞かれましたので、なかなか正直申し上げてねたがございませんけれども、今回のように見通しのよい交差点ほど重大事故の発生率が高いという統計も出されているようでございますけれども、私の住んでいる篠原学区にも小南地先の県道近江八幡守山線と市道市三

宅小南線のように両側一旦停止にしてはどうかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目のご質問の両側一旦停止についてにお答えをいたします。

ご提案の市道五条吉川湖岸線と市道吉川中瀬線での四面一時停止規制導入ということにつきましては、守山警察署交通課に問い合わせを行ったところ、以下の回答をいただいております。

守山署からは、ご要望の四面一時停止規制を新たに導入することは、道路の主従関係が明確にならず、円滑な通行の妨げとなることや、警察庁から発出されている交通規制基準の留意事項を遵守する観点からも、非常に困難であるとの回答でございました。

また、提案をいただきました小南地先の県道近江八幡守山線と市道市三宅小南線のような四面一時停止規制については、県内でも非常に珍しい例外的な措置であるとされ、吉川地先の当該交差点における同様の規制を導入する予定は現在のところないとのことでした。

なお、市では当該交差点における2月7日の事故の発生を受けまして、すぐに啓発看板を設置し、再発防止の啓発を行っております。また、今後、主道路に対しての安全対策を検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今回の答弁を聞いていますと、両側停止をすることは導入をしないということなんですけども、それも一理あります、わかります。そやけど、何で小南地先がそれが導入されたのか、ただもう過去をさかのぼっても何の意味もございませんので、実は私も東郷正明議員と同様、ラウンドアバウトの方式をとということを提案させてもらおうと思ったんですけども、都市建設部長が当交差点の30メートル以内は鉄塔がありますので、施工不可能だという答弁もいただいておりますので、今後も指導者に、指導者に交通事故の指導をどんどんお願いをして、より安全が図られることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。少し3時を回ってしまいました。申しわけございません。以上です。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。再開を午後3時20分といたします。

（午後3時07分 休憩）

(午後3時20分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6号、第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 野並享子です。

大きく3つの問題で質問したいと思います。

第1点目、社会的ひきこもり対策についてお尋ねをいたします。

NPO法人大阪教育相談研究所が35年間不登校や社会的ひきこもりの相談を行ってこられました。その経験と実績が報告をされています。以下簡単に紹介いたします。

8050という言葉が社会問題として出ています。80代の親が50代の子どもの面倒を見ている。ひきこもりの子どもたちや仕事が続かない状況など、さまざまであります。内閣府が昨年3月に社会的ひきこもりの推計を発表いたしました。40歳から64歳までで61.3万人、また2015年の推計で15歳から39歳までで54.1万人、15歳から64歳を合わせますと110万人を超えることとなります。生きづらさから、自分を守る手段として本能的にその場から待避した状態が社会的ひきこもりであります。決して学校や職場への不適応や適応障がいということではありません。

不適応や適応障がいという言葉には、本人に問題があるという考えが込められているからであります。成果主義、パワハラ、非正規雇用、派遣切り、ブラック企業など、人権や尊厳を認めない労働環境が社会的ひきこもりの大きな要因となっています。自分を守るために心を閉ざして人間関係を避ける、再び心を開いて人間関係を結ぶようになるために、まず傷ついた心を癒やすことが必要であります。10年、20年、30年という方もあります。長期化する背景には、親、家族に対する行政の支援体制の不十分さがあります。このようなことが書かれていました。

この問題提起に基づき、野洲市の現状と対策を尋ねます。

1点、2点は先ほどの答弁でいただきました。まず1点目は、民生委員のアンケートでこのひきこもりの状況は46人ということをおっしゃいました。また、2点目で相談に乗っているというのは39人という数字もおっしゃいました。

そこで、その問題について再質問で用意をしていたんですけども、質問をさせていただきます。

この長期間、25年のひきこもりの子どもたちが、子どもたちというのか大人というのか、そういう人たちがおられるということなんですけども、全体的には5年、これは内閣

府の調査なんですけども、40歳から64歳までの対象のところで、5年未満という方々が約半分おられます。あと10年から20年、20年以上というような方が36%おられます。今この野洲市でとられました46人、そして相談に乗っておられる方はいったいどのぐらいのひきこもりの年数になっているのかお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、野並議員の再質問といたしますか、今の39名と先ほどお答えいたしました46名の報告されている人数で長期のひきこもりはどれぐらいかというようなご質問であったかと思えます。

これにつきましては、まず県の社会福祉協議会で報告されている人数でございますが、これは民生委員さん、児童委員さんの方で報告されておられまして、こちらの長期のひきこもりの件数ですけれども、これは湖南の単位でされておられまして、こちらの46人というのはその中から抽出して46人を出しておりますので、この年代別に見る、期間はちょっと明確ではありませんが、年代別に見ると県全体で見ますと40代の方が419人ということで、全体の家族があって引きこもっていらっしゃる1,201人の中で、40代の方が419人ということで、県内でもここが一番多いということでございますので、かなり長期にひきこもっていらっしゃる方が多いという認識でございます。

また、野洲市の方の相談対応が39人でございますが、これは年代別にちょっと申し上げたいと思います。10代の方が6人で、20代の方が11人、30代の方が8人、40代の方が9人、50代の方が4人、60代の方が1人ということになっておりまして、そのうち男性が33人、女性が6人ということで、男性が多いという状況になっております。

期間等につきましては、それぞれ把握しておりませんので、お答えができません。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、野並議員のご質問のうち、うちが所管しております健康推進課の分はちょっと数字がありますので、お答えをさせていただきます。

全部で9件健康推進課では関わりを持っておりまして、そのうち期間がわかるのが8名、1名だけは不明です。ゼロから5年の間が1人、6年から10年の間が3人、11年から15年の間が2人、16年から20年の間が2人という内訳でございます。

以上、把握している分の数字としては以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 先ほどの期間のご質問にお答えをいたします。

市民生活相談課で受け付けをしている20人の内訳でございますが、今わかっているのは5年以上が8人、その5年未満が12人ということでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当に野洲の場合はまだ長期間になってないと言えるのかなという、先ほど25年のひきこもりということをおっしゃったので、そういう方々がたくさんおられるのかなというふうに思ったんですけども、今のお聞きしていますと、健康推進課でも16年から20年というのが2人ということですから、全体的につかんでおられる人数が少ないというのか、ひきこもっておられるのは何人かというのの先ほどでは46人あったけども、つかんでおられるのは結局29人ですよ。市民（市民生活相談）課と健康福祉部と合わせてというようなところ辺なので、まだまだ内容的にはつかんでおられないのか、そういう対象の統計的になってないのかどうかというのがあるんですけども、とりあえず、やはり早くいろんな形で相談に乗ってあげるというのがまず基本だというふうにも思います。

3点目の問題に行きます。

ひきこもりの子どもの家庭内暴力が問題になっています。我が子を殺害したお父さんもおられます。殺害までいなくても、野洲でこのような状況の家庭があるのではないでしょう。また、どのような対応がされているのかお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、ひきこもりの子どもの家庭内暴力ということでのご質問でございますので、お答えをさせていただきます。市が相談対応している事例としてお答えをさせていただきたいと思っております。

母親から市民生活相談課に相談がございまして、大学を中退後、就労せずにひきこもり生活となっている20代の息子さんが、自宅で暴れたり、母親にお金の無心や言葉の暴力がある、困っているというものでございまして、そこで、健康推進課、地域包括支援センター、草津保健所、市民生活相談課がチームとなって、家庭支援を通じて本人にアプローチをするということを検討して、訪問支援等を実施いたしました。そうしたところ、昨年息子さんが自発的に就職活動を行い、仕事が決まって、現在も働かれているということでございます。家庭支援によって、自ら社会参加するきっかけになったというように考えて

いるところがございます。

そして、先ほどのひきこもりの人数の問題でございますけれども、現在野洲市で支援している実人数が39人ということで、46という数値につきましては、県の社会福祉協議会の方で調査されたものでございますので、この46人と39人というのは全く整合性がないというか、照合はされておられませんので、申し伝えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当に、このひきこもりという状態というのは、やはりすごく深刻な状況であると思っております。自分の人生がもう落伍者になってしまった罪悪感とか、社会から見捨てられているとか、自己否定感とか、自室に閉じこもるとか昼夜逆転とか、さまざまな状況があるかと思うんですが、長期的な本当に支援、今言われたこの39人の相談に乗っているうちで、今、数字的に言われたのが健康推進課と市民（市民生活相談）課の合計で29人ですね。これが重なっているのか、全く重なっていない、それぞれで対応をされているというところ辺ですか。

そういう意味では、そのうち、今まで相談に乗ってこられていて、立ち上がっていくことができる、4点目に移っていきたいと思うんですけども、十分な休養と親、家族、社会の適切な援助があれば、やがて自ら立ち上がっていくという、先ほど言われた就労をしていかれるという、だからそういうふうなところ辺がこの1件だけぐらいだったんでしょうか。もう少し実績としてあるんでしょうか。今現在はこういう状況ですが、そういうところ辺があるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今ご質問いただきました4点目の支援の事例ということでよろしいでしょうか。

それと、先ほどご質問いただいております39人というのは実数でございますので、各所属で関わっております重複したものはございません。そして、当然連携して関わっております。ちょっとご通告がありませんでしたので、そこまでの数字がちょっとお示しできなかったということでご理解をいただければと思います。また必要であれば、数字はお示しできると思います。

それでは、4点目のひきこもり支援の事例についてということでお答えをさせていただきます。

この事例は新聞等にも掲載された事例ではございますが、40年間ひきこもる息子を案じた母親からの相談支援の事例を紹介いたします。50歳代の男性ですが、友人関係がうまくいかず、中学時代不登校で、卒業後もひきこもり生活となりました。訪問支援を実施し、相談員との会話からパソコンに興味を持たれたことで、パソコン講座に通うことになりました。40年ぶりに社会参加ができたということでございます。それをきっかけに医療機関を受診し、知的障がいがあったということで、障害年金受給や福祉サービスにつながりました。また、就労体験から仕事への意欲が湧くようになりまして、作業所への通所からステップアップして、最終的には一般企業の障がい者雇用で就職されております。現在も母親の面倒を見ながら元気に働かれているという事例でございます。

このように、長期間にはわたりますが、それぞれの機関がそれぞれの段階を踏んで、見守りもしながらやったケースでございますので、こういったケースがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） いろいろと対策を立てていただいていると思います。

5点目に移ります。

長期化の問題を解決するためには、国や自治体が社会的に解決する体制を整える必要がありますが、野洲市としての対策をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、野洲市としての対策についてお答えをいたします。

ひきこもり相談に関する相談体制につきましては、生活困窮者支援事業を実施する市民生活相談課が一次窓口となり相談を受け付けております。相談対応といたしましては、関係機関から情報を収集した上で訪問支援を行い、把握した情報をもとに関係機関と連携し、支援する相談連携体制を構築しております。当事者世帯が地域から孤立しないように、家族にアプローチをして関わりを持つことが重要でございまして、家族支援から当事者につながることで、当事者の持つ課題やニーズを把握分析し、社会参加の支援につながるよう、市や地域の関係機関がきめ細やかな情報共有等の連携を心がけているところでございます。

また、長期化の問題に対応するために、早期の対策として市の関係課、教育委員会、医療機関等が構成員となる不登校・ひきこもり生徒移行支援会議を設置し、不登校生徒の将来のひきこもりの防止のための義務教育終了後の移行支援のあり方を検討しております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 全国的にもやはりこれ大きな問題になっていまして、相談があって、行政が対応して、先ほどの答弁でも訪問をしておられるとかいうふうなことなんですけども、もう少しこれは大きいまちでしかできないのか、地域の若者サポートステーションとか、何か行けるような、そういういつでも行けるようなというのか、誰でも行けるようなというふうなそういうふうなものも必要ではないか。おうちの中から出てくるといって、そこまで行けば大分前進というのか、そこまでいったら本当にラッキーという状況になるかと思うんです。だから、こもっている人をなかなかそこまで出てくるところにいての、何か行ってみようかなと思うようなそんなものが野洲市の中でできないのかなというふうなところと、それと今問題になっているのは、その8050の状況ですから、親亡き後というところ辺の相談がもうされてきているようなんですけども、そういったところ辺のサポート体制はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、まず若者の居場所というところでお答えをさせていただきますと思います。

このひきこもりの自立に向けた見立てといいますかメニューといたしましては、就労とか、障がいのある方は福祉就労とかいろんなことがございますが、なかなかそこが厳しい方につきましては、県にございますひきこもり支援センターの居場所事業ということではないでいるところがございます。また、障がいのある方でしたら、発達支援センターがございまして、そちらで居場所づくり等をされている事例がございます。あと市民部の方で支援をしているのはそういうところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そう簡単な話ではないんですけども、もう随分前に考え方を整理して計画もやっている発達支援センター、現にもともとご存知のように、発達支援というのが就学時前がまず基本なんですけど、当然今就学時もそうですし、高校生、大人になっているということもあって、現に相談受けていますので、できるだけプライバシー守りながら、早い段階から履歴をきちっとつないでいってフォローするというのをやっていますので、発達支援センターのプログラムの中でどこまでできるかですけども、言うはやすくてもかなり難しいことではあるんですけど、視野には入れています。

昔やってないサービスの大きな1つかなど。昔は民生委員さんとか家族、親族、友人の中で活動がされていましたが、もっと昔は青年団だとか消防団だとか、地域の何らかのつながりがあったんですけど、今それが全くなくて、早い段階で途切れてしまうということは、逆に発達支援センターとか不登校の流れの中で履歴がつながっていくと思いますので、今考えられるのは市民生活相談の活動と、もう一つは支援センターの活動の中での対応かなと思っています。

○14番（野並享子君） 親亡き後の体制。

○市長（山仲善彰君） 市民生活部。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） もう一度、本当に80代ですから、自分が死んだらこの子どうなるんやろうというふうなところ辺で、そこら辺のあたりが市民生活相談で全て任せておいて、うちのところに任せておいて、行政に任せておいてというふうな安心できるようなところになっているのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 親亡き後のことでございますけれども、自立支援ということでございますので、やはりその親御さんがご心配のないように、そのひきこもっておられる方の自立を支援していくということでございますので、先ほども市民生活相談課が窓口となりまして、就労支援であるとか、あと難しければ法律相談、行政相談、司法書士、いろいろございますので、そういったところも含めていろんな方面から支援をしていくように模索をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市民生活相談で何もかもできると言っているわけじゃなくて、窓口であって、発達支援、発達障がいも今障がいになっていますから、自立支援課の関わる場所も大きいと思いますし、今、市が持っている資源の中で対応していくということで、今は市としてはそれしかないと思います。何かイメージで、若者がたまる場をつくらいいみたいにおっしゃいますけども、なかなかそんなもの1人でそんなところに出てこれませんし、まさに成人の生活支援ということからすると、就労支援であったり障がい持っている方への支援を組み合わせるのと、家計の支援、そしてから就労、こういったことの組み合わせの中でやっていけばいいのではないかなと思います。まずはやはり把握

が十分できてないので、把握についてはさっき言ったように、発達支援の段階から情報を共有化できないかなということかなと思っています。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 新聞沙汰にもなっていたと思うんですけども、そうやってひきこもりの子どもをお金出して業者が連れて行って、そこに監禁するみたいな形になって、かなり大きな問題になっていたという、親としたら家の中でどうすることもできない、もう救いの神みたいな形で送り出したというのか、結局子どもが本当にひどい状況になっていたというそういうふうな悪徳業者もありますので、だから野洲ではそんなところ辺はないとは思うんですけども、若者の集まるそのサポートステーションというのもですが、先ほど誰かが質問をしていた農作業とか、そういう植物のそういうふうなことか自然とか、そういうようなこともやれるようなというのか、何らかの形で家から、先ほど言われたその人の趣味、興味、パソコンが趣味であるならばとか、そういういろんな形でサポートされていると思いますので、いろんなところと連携をしながら、何とか本当にこのセンターでは必ず自立をしていく、どの子も立ち上がれるというメッセージを最後に送っておられるんです。だから、そういう意味では、その路線でみんなで力を合わせていってほしいなというふうに思います。

次の質問に移ります。買い物困難者に対する対策について質問をいたします。

2019年の6月議会において、祇王学区における生鮮食料品の販売の充実を求めました。JA祇王支店の移転に伴い、野洲支店の販売所や中主の営農センターのところにある店舗ぐらいのでいいので、地場野菜や食料品の販売の併設を求めました。

そのときの答弁で、軽トラ市やスマイル市など、常設でなく、移動方式でコミセンとか自治会館でつなぐというふうな話でありました。しかし、市民は自分の都合で買い物に行ける常設のお店を求められています。

今回、JA祇王支店が篠原との合併に伴って近くの倉庫のあったところに移転するための工事が今行われています。しかし、聞くところによりますと、販売のスペースはなく、事務所だけのようであります。多くの市民が店舗も併設されるのではと期待がありました。祇王学区のお住まいの方は、徒歩や自転車が好きなきに買い物に行けるところはなく、高齢者は本当に困っておられます。これまで野菜が集まらないと言われていましたが、おうみんちに野菜などを出しておられる方もたくさんおられ、農家の方から野菜が集まらないということはないと言われています。現在建設されているところに、10坪でも20坪

でも小さくてもいいので、販売所の建設をＪＡと協議していただきたいのですが、見解を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、野並議員の現在建設されている祇王支店のところに新たに食料品等の販売所の建設をＪＡと協議していただきたいと、その見解はということです。

今までいろんな対策についてはもう何回も言ってきましたので、そのことについてお答えします。

先ほどの質問の中でなんですけど、ちょっと気になったんですけど、「これまで野菜が集まらないなどと言われていましたが、」これ、私は言ってない、まず言ってないんですけど、何か僕が言ったように思われたら困るので、きちっとここでは訂正というよりもきちっとしておきたいので、これはあくまでもＪＡが言っています。「ＪＡがおうみんちに野菜などを出しておられる方もたくさんおられ、農家の方から野菜が集まらないということはないと言われてます」と、そういうご指摘、ご質問の中でされています。常設系でございますので、多くの農家の方から実際ヒアリングなりして、野並議員自身が活動としてしておられるとは思いますが、よくよくですけども、農家の方ということは、恐らく組合の方ですね、農協の。さらに、これ１人１票制ですから、組合の議決権も持っておられるということも推測できるんですけども、となりますと、このご指摘の中で何を言っているのかがここはわからんですけども、以前の農協のアンケート調査とか、農協の経営判断がでたらめだと、ちょっと言い方は悪いんですけど、間違っているということをおっしゃっているのかどうか、そのことを私にＪＡに伝えに行けと言ってはるのかどうかですね。そうなると、私この立場では全くございませんので、そのことについては協議することはできません。

いずれにしろ、ＪＡにご質問がありましたので、改めて、もともと担当も注視はしているので、いろいろ聞きに行ったりしていたんですけども、改めて私自身、聞きに行きました。これは前回の議会でお答えしたとおりでございますけども、支店と直売所は切り離して考えているということで、農協の組合の決定に対して、私から祇王支店のところに直売所の建設を求めて協議に出向くということにはございません。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そうしたら、ちょっと視点変えます。

祇王学区にそういった生鮮食料品が十分にみんなが買い物に行けるような状況があるかどうか、どう認識されていますか。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これも前から言っていますけども、常設という点では近くや、人によっては近く、近くでないあるんですけども、コンビニ1軒です。その近くに美喜屋さんがあります。その程度です。他の地区も一定そういう程度、田舎というのか周辺はね、そういう程度だと、そういう認識をしていると。その上で、まず本当に困っている人を放置するのはだめだと、これは政治の問題ですから、行政の根幹でもあります。だから、いろんな対策を講じていることを言ってきました、これまで。

これもあえて言いますけども、今の議案質疑で北広島市のことも当然熟読もしてはるし、もっと言うなら、29年の11月の議会で米原のことも言われました。それぞれ事例より数段上というところちょっと自慢になりますけど、実際僕は数段上だと思っております。特に市民活動においては間違いなく大きくリードしているというふうに思っています。

先ほどの北広島に戻りますけども、そこで僕は4つの類型でずっと言ってきました。その進捗状況、バスの力、市民の力、市民活動の力、そして民間の進展、それも含めて、結構丁寧に言ってきましたので、そういう意味においてきちっとできることをまずせんならんということをやっていると、そういうことを認識しています。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 行政が行っておられる、保健センターでやっていますよ。ぎょうのコミセンですか、やっていますよというふうな形ですが、もっと自治会館、江部の体育館の横のあそこの団地の自治会館とか、こっちのもうちょっとお店もなくなって、本当に行くには困っておられるという篠原の方でも、大篠原はコンビニができて皆さん喜んでおられるんです。やっと歩いて行ける範囲で何とか買い物するところできたといって。でも、あとはありませんから、そういう意味では自治会館にそういうような時間帯でやるとか、もう少し移動を重点的にされるんだったら、市民の皆さんがそれを認知されて、行政も頑張ってくれているなというふうなことが結びついていったら、住民の方にお話を聞いたときに、お店がないし、買い物に行くのも大変大変困っているというのがあっちからもこっちからも出てくるという、そういう声があっちからもこっちからも出てくる

ということは、なかなか施策とかみ合っていないんだというふうに思うんですよ。思いはあって、やっているよ。けども、コミセンまで行かんとあかん。保健センターまで行かなくてはならない。そこよりもずっと遠いところは、やっぱり買い物困難者なんですよ。そういうところ辺のところをどういうふうな施策を考えておられるのかというのをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これ、ご質問にも書いていただいているし、今までにもこういうようにお答えさせていただいていますけど、つなぐことは可能で、今の声というのは直接私聞いていませんけど、どこどこがという、誰がとか、それはプライバシーの問題あるので別に言う必要も何もないんですけども、それはつなぐ。そしてさらに一旦やっぱりここには採算という問題があります。全国で、移動販売の大体7、8割は赤字です。この前、僕29年の話出して、前からの話を出されまして、行政か何か補助してやっておられると。うちはもう10年か前ぐらいから「すまいる」も一定の移動販売における補助をしておりますし、今の軽トラ市さん、そしてさらに最近では商業ベースとして、これは別に買い物というよりも生活支援に近いですけども、おたのみやすということで、散髪やらいろんなところを今近江富士の長谷川さんは知ってはると思いますけども、そういった展開をされていると。そういう中で、採算事業、赤でどンドンどンドンやっていくのはこれは本来なかなかできないというところで、前回かな、山崎議員で答えたと思うんですけども、やっぱり買い支えというのも必要やと。売りに来て誰もでは、これさすがに、僕は移動販売10何年前につきあったんで知っていますけど、スピーカーも鳴らして2、3週間やって下さったけども、家から一人も実は出てこられなかったというのがずっと続いたんですよ。そういった現実も踏まえつつ、やっていくことが重要であるというふうに思っています。

だから、そう簡単に何かできない。そもそも、これも29年11月ですけど、僕は記憶にあるんですけど、もともと今の平和堂のサポート、移動販売、それは野並議員が私らが運動して動くようになったと、そういう自慢しておられました。今になっては、もう何か常設ありきになって、結構ゴールポストはぐっと動いてきたように僕はその長い質問されているので、経緯は知っておりますけども、そのあたりですね、それでやっぱり今できることを何も野並議員もかなりリサーチもしてはるし、困っておられる人も知っておられるので、ここで別に何もマーケットが成立するように、議会も、議員さんも含めてきちっと

していくことの方が適切やと、適切というのか、きちっと言っていただいたらいいんですけども、ほんまに連携しながらやっていくことの方が僕は重要やというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この間聞いたのは、富波野の方です。富波甲にあった生協がなくなって、買い物に行くところがなくなってしまったというふうなところで、採算でいけば営業として成り立たないから店をしまわれる。それは資本主義の世の中やからそうなんだけども、けども、本当にそこに暮らしておられた方にとっては、もう大変な状況になっているということをやっぱり皆さん知っていただかないと、本当に困っておられるんですよ。あそこの何か富波野の住宅が開発されるときには、触れ込みでは近くに祇王駅ができて、すぐくまちになるというふうなのを聞いて家を買ったんやというんですね。ええっ、それはちょっと余りにもひどい業者の、できもしないことをようそんなのをキャッチフレーズにして売り込んだなと言うてたんですけども、けども、本当にそういうのを期待を込めてあそこに住んでおられる、近くに生協があったから、何とかそれで行っておられたけども、そういうところにおいては、本当にそれはつい最近聞いた方のお話です。ですから、皆さん何とか祇王に買い物できる場所が欲しいということはやっぱり私は伝えんとあかんというふうに思いますので。伝えます。答えて下さい。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） その認識は十分しておりますし、さっきちょっと訂正させて下さい。さっき美喜屋さんと言いましたけど、今言われた方のそんなに遠くないところに今魚徳さんというんですけど、そこの関係性もあるし、JAにこだわらなくてもいろいろやり方って工夫したらあるのかなと思います。

これでちょっと今大きい話が出たので、あえて言うておきますと、去年の11月の9日ですけども、祇王の行政懇談会がありまして、これは市長がきちっと大きい話は言うておいてくれはるんですけども、そのときのちょっと細かな話はちょっと記憶にもないんですけども、そこに商業機能が欲しいというのはそれは祇王学区も出ていました。その上で、市長は私が言うてもいいですか。市長としての回答は、まずそこにいわゆる事業が来る方がいる、それと受け入れる農地とか、いろいろあるので、その方がきちっと了承、これは当然事業採算で向こうは来はりますから、農地がある、そういうときにはきちっと行政と

して支援しますと。ただ、この調整池の問題がありますから、ハードルは若干ありますけれども、地区計画も含めて支援できますということは明言、これは行政懇談会で各自治会長の前で明言していますので、大きい話としてはそういう話です。確かに、野並議員がおっしゃった大きい祇王駅の話ぐあいからスタートしているんですけど、そういったことは、ただこれ時間軸としてはものすごい長いのがほんまにそんな業者がいるのかというのは疑問です。来たらという話ですからね。だから、僕は本当に困っている人を放置はできない、困っている人といってもいろいろの段階がありますので、一定バスで行ける方なら、結構バスいろいろと前にも調べたんですけど、バスもかなり出ていますし、祇王だけで見たら充実もしていますし、イオンやら平和堂に行くのも結構便利ですし、さらに今日の答弁でも成長するバスという、それで成長する市民活動も実際動いていますし、やっぱりそのあたりをきちっと、さっき買い支えと言ったけれども、乗り支えというのものもあるのかなと、そういうふうに思っています。まずはやっぱり困っている人を今どうしてできることで助けるという語弊がありますけども、自立支援していくかということだと考えています。よろしくをお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） とりあえず、市民の中でそういう本当に困っておられる方がいるということは伝えていかないとあきませんので、お伝えします。何とかしてあげて下さい。困っているといっておっしゃっているんですから、何とかしてあげて下さい。

次に、子育て支援策についてお尋ねいたします。

前回の質問で、明石市では幼児虐待を防ぐために紙おむつの支給を始めたことを言いましたが、それ以外にもこの明石市では医療費の無料化は中学校卒業までですし、また中学校の給食費を無料に今年の4月からするということになりました。子育て支援を重点にされています。

その結果、人口が増え、税収も増え、住宅建設も増え、好循環になっています。出生率が上がらなければ減っていきます。明石市では、全国平均より、県平均よりも高く、2017年で1.64になっています。野洲市の出生率はどのくらいなのでしょう、まずお尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、野並議員のご質問の3番目、子育て支援施策についての1点目の野洲市の出生率についてのご質問にお答えをいたします。

まず、用語の定義からちょっと確認というか、ご説明申し上げますと、ご質問の出生率は、人口に対するその年の出生数の割合をいうもので、一般的には人口1,000人当たりにおける出生数を指しますので、単位は千分率であるパーミルを指す数値でございます。

もう一つ、出生率に似た用語で合計特殊出生率があります。これは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する数値でございます。

ご質問で示された明石市の1.64という数値からしますと、後者の合計特殊出生率を指すと思われませんが、この際、両方の数値を直近で公式に発表されている平成29年を含む以前3年分をお答えいたします。

野洲市の出生率は、平成27年は9.6、出生数を申し上げますと483人、28年は9.9、出生数は493人、29年は8.8、出生数は400人となっており、いずれも国、県と比較して高くなっております。

なお、出生数は、平成29年で400人と前年よりも減少しましたが、38年は458人と再び増加の方に転じております。

次に、野洲市の合計特殊出生率は、平成27年は1.71、28年は1.79、いずれも国、県と比較して高くなっております。しかし、29年は1.47となり、国のこれ1.43になりますが、との比較では高くなっておりますが、このときの県の数値は1.54でございますので、県よりはその時点では低いということになっております。

それから、先ほどのちょっとひきこもりの確認というか、ちょっと誤解のないように、津村議員のところでは39件の数字、後で市民部長が重複分はないということで申し上げて、市民生活相談課、健康推進課の他発達支援センター等の幾つか5課ほど出たんですが、特に市民生活相談課の20人の中には各それぞれの特性によって健康推進課が関わっていたり、発達支援センターが関わっていたり、地域包括支援センターが関わっていたりということがありますので、市民生活相談課が20人単独で関わっておるということではないということをご承知おきいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 2番目に移ります。

野洲市において、子ども・子育て支援計画の7ページに、ここ10年出生率は減少傾向となっている。また、社会増減を見ると、平成29年は230人の増加だったが、30年

は転出増加となっていますということが書かれております。野洲市の転出されている方の年代の人数をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、野並議員のご質問の転出の方の年代についてお答えをいたします。

市では、年代別の転出人数については統計を行っておりませんので、令和元年5月8日公表の滋賀県人口推計によりお答えをさせていただきたいと思っております。平成29年10月1日から1年間の統計でございます。野洲市から転出された方の総数が2,103人でございまして、そのうち10歳刻みでお答えいたしますと、10歳までの方が222人で全体の11%、10代の方が99人で全体の5%、20代の方が797人で全体の38%、30代の方が510人で全体の24%、40代の方が260人で全体の12%、50代の方が98人で全体の5%、60代の方が62人で全体の3%、70代の方が31人で1%、80歳以上の方が24人で1%となっております。

なお、これ転出された方とは別に、転入された方の統計についてもございまして、転入された方の総数については2,013人、90人減となっております。2,013人でございまして、それぞれの年代のパーセントだけちょっと今求めさせていただきましたのでお答えをいたします。10歳までの方が10%、10代の方が4%、20代の方が39%、30代の方が27%、40代の方が11%、50代の方が4%、60代の方が2%、70代の方が1%、80歳以上の方が2%となっております。いずれも転出、転入の状況、パーセントはほぼ変わらないというふうな認識をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 転入でこれだけ20代で39%入ってこられても、38%転出というふうな形になっているということですから、やっぱり20代、30代がやっぱり一番移動が大きいですね。転出をとめる、とめられるのかどうかわかりませんが、転勤でどうしても行かんらんという年代になっていかれるのか、それとも家を小学校に入学前までに引っ越しをして体制を整えておきたいという形で出て行かれるというふうな、入ってこられる、出て行かれるというふうな部分やらもあるかと思うんですけども、もう遠くまで転勤で行ってしまわれる方は仕方ないと思うんですけども、滋賀県内で動かれるというんやったら、そんなに遠くまで行っておられないということですよ。あれ転出の場合も

統計的に地域やら県外とか県内とか、統計の中にはあったと思うんですけども、そこらあたりはちょっと今はわかりませんよね。そんな細かい数字まではね。いうてみたら、本当に野洲に住み続けていきたいなというふうな状況で、隣近所の方に移るんやったら、野洲の方がいいなと思って下されば、遠い県外まで行ってしまわれる方はちょっと無理だと思うんですけども、そこら辺あたりのところをやっぱり魅力あるまちづくりというふうなところ辺が私は必要なまちづくりではないかなというふうにも思います。

3点目に移ります。人口は当面は住宅開発も進み、増えると予想されていますが、将来的には人口減少になります。人口減少は仕方ないという受け身でなく、明石市が取り組んでいるのが子育て支援で人口増への積極的な施策です。

野洲市においても、湖南圏域の横並びの施策でなく、中学校卒業までの医療費の無料化の方針を打ち出すべきです。

また、中学校の給食費の無料化にも挑戦すべきだと思います。滋賀県内でも給食費を無料にしている市もあります。令和2年度の予算で給食費の負担金が2億5,500万円となっていますが、中学校の給食費の負担金は幾らなのかお尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 野並議員の中学校給食の負担金は幾らなのかについてお答えをいたします。

令和2年度学校給食負担金の中学校の予算額につきましては6,385万5,000円です。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） さっき質問でも言いましたように、この湖南圏域の中で、横並びの政策やと、京都、大阪に近い草津、栗東、守山には後れをとると思うんです。やはり、湖南圏域の中でやっぱり光るもの、他のまちでやっていないもの、そういった取り組みが必要ではないかと思います。この中学校給食の無償化、今お聞きしたら、6,385万円ということですから、長浜では小学校の給食費を無料にしておられます。大津、湖南圏域の中では、そういったことはまだどこもやっていないという意味においては、ぜひ中学校給食の無償化というところ辺を取り組んでいていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 確かに、滋賀県内は長浜市でもやっております。長浜市の場合は、長浜市市民で支える小学校給食補助事業ということで、市から直接学校給食会の方へ実費分を補助金として交付しておられます。

また、豊郷町でも小中学校で実施をされております。こちらは、3校で700人分、3,750万円を負担しております。

まちづくりの観点から、中学校給食を無料にしたかどうかということなんですけども、教育委員会がそこに踏み込むのかどうかというのはちょっと私違和感があるんですけども、学校給食というのは非常に大切なものでありますけども、子どもたちが毎日しっかり食っているもの、そして食というものは家庭がしっかり責任を持つものであると思います。これを学校給食を無料化にしてしまいますと、食の責任まで教育委員会なり市が持たねばならなくなってまいります。教育の観点からいって、必ずしもよいというふうには考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 子育て支援ということで、給食費に関して手を国も出してきたのではないのでしょうか。主食に関しては実費ですけども、副食費に関しては言うのが今回の国の子育て支援の部分ですよね、そういうところをいきますと、子どもが食べているものやから親がというのはちょっと当てはまらない今情勢になってきているのではないかと思うんですけど、そこら辺、矛盾はありませんか。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 子育て支援、子育て支援と申しますけども、学校給食法によって学校給食は成り立っております。何も子育て支援のためだけにやっているわけではなく、学校教育の一環としてやっているというご理解をいただきたいと思います。

これが始まりました昭和20年代は、確かに日本は貧しく、子どもたちの栄養状態が悪く続いておりました。学校給食が子どもたちの命をつなぐ、都市部でございますけども、そういう実態はありましたが、近年におきましては学校給食が必ずしも必要かという議論もございます。実際、学校給食をやっていない市町村も多数ございます。近年の流れとして、議員がおっしゃったような子育て支援であったり、少子化対策というよりも過疎化対策として給食事業が行われているようなんですけども、私どもの方としては、そういう観点から学校給食は行っているものではないと考えております。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 私、学校給食の無償化は初めて質問をいたしました。今までは医療費の無料化、中学校卒業まで、それもずっと言い続けますけども、初めて質問させていただきます。中学校の給食費、1カ月4,300円、小学校は3,800円ということで、中学校は高校受験に向けて塾に行っているご家庭もたくあんあろうかと思えます。そういう意味において、義務教育の中において、やはり給食もそういうところに義務教育の無償化という意味においては入ってくる範疇ではないかというふうに思います。

話はもう平行線ですので、ずっとまた引き続き角度を変えて質問していきたいと思しますので、以上で終わります。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 済みません、先ほどの出生率の私の回答の中で、29年で400人で減少したんですが、30年は458人と再び増加に転じたというときに、今申し上げたように30年と言っているつもりが、そのときは38年というふうに説明したようですので、正しくは30年ということですので、訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（岩井智恵子君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き一般質問を行います。

次に、通告第7号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 新誠会山崎、質問させていただきます。

日々報道されておるコロナウイルス感染対策、執行部並びに関係者の方のご努力に感謝しております。新型コロナウイルスの国内感染が発生し、2月19日、野洲市には新型コロナ感染対策について本部を設置され、注意喚起をすぐ発信されました。近隣府県で感染者が発生している。発生府県が通勤圏となっている。市内に中国との関係性の高い企業が多数立地しているとされていることも含めて発信されたと思います。市内在住者の就労先、

学生及び市内企業在勤者の多くが電車通勤されていることから、いつ市民が感染するかわからない状態であると感じておりました。早い対応を感謝しております。

それと、やはり感染防止、拡大防止に関するガイドライン、新型インフルエンザ地域封じ込めというような枠の中で、今回の対策をとられております。地域対策ということで、国、県連携しているいろんな催し物と、今報道されている内容が学校等に対する対応等ももう既に報道されて実施されております。職場に関することについて、職場内の感染防止に重要業務を継続することである。そのために、企業等の職場に出勤しなければならない職員を減らす体制をとりながら、必要とされる企業活動の可能な限り継続する方策もあらかじめ検討することになっています。これは今自宅での仕事、就労時間の短縮という形でもう政府の方が取り組んでおられるということに理解しております。

それと、今、質問の関係でコロナウイルスの問題についてはかなり多くの方から質問されて、私の質問内容についてもほぼ回答が出ております。やはり、新型インフルエンザ対策マニュアルをもとにいろいろな方策がとられ、市長言われましたように県からの情報も既に公開、ある程度市までの公開ができる範囲までなっています。やはりそういうものをベースとして、市民にいかに情報を早く出すかということが今後の問題となってきますので、せっかく回答を準備していただいていると思うんですけど、1番、2番、3番については割愛させていただく、申しわけないと思います。

ただ、4番目については市民部長の方になっていると思うんですけど、各企業には衛生管理基準のもとに衛生に関する自主管理がされていると思います。感染拡大防止に関する要望がどのような形で企業に行われたのか、市として注意喚起出された面での対応をお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、山崎議員の新型コロナウイルスの対策についての各企業への感染拡大防止に関する要望、市としては要請についてでございますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、野洲市新型コロナウイルス感染症の対策本部、2月19日にまず設置いたしまして、いたしました要請ですけれども、まず市主催のイベント等の中止、また延期、そして主催者に対する自粛の要請、これを行うと共に、市内商工業者につきましては、電話やファックスを用いまして、この対策本部で決定した事項、これを商工会、工業会を通じて協力要請を行っております。また、3月5日の対策本部、昨日ですけれども、これで決定し

た内容につきましても、もう既にプレスはさせていただいておりますが、コロナウイルスの対策については新型インフルエンザ等対策行動計画を準用するということと、そして現在は県内発生早期であるということで、事業所に対しての感染症の症状が認められた従業員の健康管理、また受診の勧奨を要請するということになっておりますので、これにつきましても商工会とか工業会通じまして商工観光課の方が担当となりまして、こちらの要請事項を送らせていただいたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。市内の大手企業で勤めておられる方なんかに聞きますと、やはりそういう出張とかそういうものも抑える、ないしは自宅から旅行に行かれた方については感染者が出ている地域へ行かれた、足を運ばれた方については、最低でも1週間体調管理をしながら、ないしは企業へ勤めておられる方は毎朝自分の体温を測定して会社へ報告するというようなことも聞いております。やはり、野洲市は通勤者が多いので、やはり企業が感染拡大の場になってはいけないということで真剣に取り組んでくれていることと思います。そういうことに対して、電話ないしファックス等で周知していただいていることは拡大防止につながると感謝しております。

続いて、今後、市長も言われました今はまだピークの手前ということで、報道でも言われています1、2週間が予測されておりますが、長期化になると中小企業経営状態が悪化になるという見込みで、県の商工労働部中小企業支援課より新型コロナウイルス感染に係る聞き取り調査が商工会会員の方へ出されております。実際、経営状態、資金繰り等々あると思うんですけど、市の現支援策は共産党、工藤さんの代表質問である程度セーフティネットワークの段階、政府がやっている資金、代表質問でもわかりました。ただ、今後長期化すれば、もうあと必要な施策等が講じていただけるか、市として中小企業を支援する政策がそれ以外にあるのかと、本定例会に提出されています野洲市商工振興基本条例がそういう面で中小企業を支える方策はまだあるのかということで、支援資金面並びに事業継続についてどのようなサポートができるかお聞きします。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 山崎議員の新型コロナウイルス対策による影響は今後長期化するおそれがある、必要あれば追加の対策を講じていただきたいがどうかということと、商工業振興基本条例をこのようなケースで生かせるのかということでございます。

はじめに、工藤議員の代表質問の中で、セーフティーネット4号、5号、そのとき言いましたのは、4号は4日に回答しましたので、2日に出たことは言いました。そのときに6日ということで、今日、5号は追加業種の指定ということで、今日、せつかくの機会でございますので言うておきます。今日予定どおり告示されまして、指定業種は40追加されました。内容的には、ざくですけども、小売業、40書いていますけど、まとめてみますと小売業、ホテル、料理店、バーとかフィットネスクラブ等追加されていまして、ほぼというよりも、まあまあ市内の商業者はいけるのかなというふうに思っております。また、議員の方からもお伝え願えればというふうに思っています。

1つ目でございますけれども、長期化の場合ということでございます。

議員のご質問にもありましたとおり、県の方で調査をされていますし、国の調査票に基づいて商工会の方で先ほどおっしゃいました調査をされておられます。したがって、その結果を踏まえつつ、必要な対策があれば今後検討し、速やかに実施していきたいというふうに考えております。

違う視点は何かないかということでございますけれども、ある意味噴出的なことなんですけど、これちょっと工藤議員のときはそういうお答えができなかったんですけども、災害とか、今回のようなこの対策について、いわゆるBCP、事業継続計画なんですけれども、市と商工会が協働してそれを今作成して、県の認可ですから、県に申請中というところでございます。そういうような自立的な支援とか、先ほど言いました資金繰りの支援とかいうのは今そろえている最中ということでございます。

次に、このような事態において、今回の野洲市商工業振興基本条例を生かせるのかということでございますけれども、この中読んでいただくとわかるんですけども、市の役割とか責務、その中で事業者の経営の安定とか、操業とか、そういうことをうたっていますし、また金融機関の役割においても事業者の資金需要に対する積極的な対応ということをやっております。そういった意味で、十分に今後の施策について生かせるものと思っております。着実に実行できるのかなと、法に従ってということになりますので、着実性はあるというふうに考えております。ぜひご賛同していただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 農業も振興計画で今から何年前ですかね、米価が一気に25%下がったとき、これもそれを根拠にして、これ野洲市だけが最初下支えで出しました。そ

れと、3年半前のちょうど市議会議員選挙の台風で市内のビニールハウスとか農業施設が被害を受けたときも、これも農業振興計画をもとにして一番最初に補修費を市独自でやって、そこに国、県が後追いで来たということですので、全く同じことなので、実情を見てニーズがあれば、この枠組みの中で対応させていただくつもりです。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。やはり野洲市の根幹であるいえば厚かましいんですけど、やはり野洲工業会自体かなり大きな事業所を束ねながら野洲市の市政に対して支援もしますし、要望もしております。この間、私が議員になってからいろいろなそういう企業からの要望もありますけれど、やはり市政の取り組みがちょうど市の計画とぴったり合って、市長もいつも言われます緑地見直し等によって、やはり企業投資がかなり増えています。そのために、新しい就労者も市内に増えています。やはりそういう活気あるまちにするためには、やっぱり市の政策、今後しっかりと継続していただきたいし、環境部長もいろいろと相談にも企業が乗っていただいている、そういうのを継承していただいて、市長が昨日表明していただきましたので、今後の市政の方向を安心して企業が見ていると思いますので、今後とも両輪、市民、企業、まちづくりに一層の力を入れていただきたいと思います。これで質問終わります。ありがとうございます。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第8号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 新誠会、第5番の坂口重良でございます。まずは、本日中に一般質問終わらせていただきます。大変ありがとうございます。少しの延長になるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

今回は、今、全国から注目になっております特定空家対策についての質問をさせていただきます。

昨年の2019年7月6日付の新聞の特集で、隣の家が空家で10年以上住民が不在。塀が倒壊寸前で、取り壊してほしいが所有者と連絡がつかなくて困った。傾いた塀をもとに戻したいが、隣家の所有者に無断で触るわけにもいかず困っていたという老朽化した空家による防災や治安上の問題は各地で起きております。同じような悩みを抱えている人は少なくないと思っております。

また、今年の2月12日の中日新聞では、本市の特定空家である美和コーポがこのように特集で取り上げられておりました。9面の特報で、見出しは「増え続ける廃墟マンション、滋賀野洲市行政代執行で解体」と書かれておりました。

この特報については、中日新聞の本社が名古屋市にあることから、中部地域を中心に掲載されており、今回の9面の特報については中部地域全域に配布されていることを中日新聞に電話にて問い合わせ、確認いたしましたので、かなりの読者が読まれているものと思われれます。

そもそも、この美和コーポにつきましては、昨年2月に京都新聞にも取り上げられました。そのときの見出しが「空家マンション解体苦慮、野洲進む崩壊、危険な状態にアスベスト対策急務」と書かれておりました。読者にインパクトが強い美和コーポの写真と内容でこの掲載を受け、テレビ各社がそれからニュースでも取り上げております。

都市建設部長、お待たせをいたしました。質問第1、今回の質問に際しても私も美和コーポに関して調べておりますが、市民の方々にもこの建築物につきまして、再度認識を深めていただくという観点から、まず美和コーポの経緯についてお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、坂口議員のご質問の特定空家対策についての1点目、美和コーポの経緯についてお答えをいたします。

美和コーポにつきましては、昭和47年に建築されまして、鉄骨3階建て、部屋数が9室、総床面積が408.12平米の建物でございますけれども、10数年前から全室空家となりまして、管理もされていないことから、共用廊下や手すりが崩落している部分が数多く見られ、側壁が崩落するなど、空家として危険な状態と、放置すべきではないと判断したため、平成30年9月に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、特定空家に認定し、指導、勧告、命令を行い、所有者に解体を求めてきました。

しかしながら、所有者が解体に応じなかったため、令和元年7月22日に行政代執行法による勧告書を通知、12月9日には代執行令書の通知を行いまして、行政代執行を行う措置をとることを決定いたしまして、解体工事に着手することとなりました。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 昭和47年の建築ということは、ほぼ建築して50年近くが経過していることとなります。空家として危険なことから解体に至ったということでした。そういった経過も含めて、これからの質問により美和コーポのいきさつ及び問題点などを掘り下げていきたいと思っております。

次に、質問2に入ります。

今回の美和コーポについては、全国的にもレアなケース、つまり珍しい事例であると言われておりますが、こういった点がレアケースとなるのか、都市建設部長に伺います。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） どういったケースがレアケースになるかということでお答えをいたします。

区分所有の分譲マンションを空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして行政代執行をすることが全国で初めてのケースであることから、レアケースと言われております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいまの答弁では、美和コーポは区分所有の分譲マンションで、空家等対策特別措置法により、全国で初めて行政代執行により解体することになるという内容でございました。

こういった老朽化した空家の数は全国的にも増え続けております。1998年に576万戸だったのが、2018年には849万戸に達しており、20年間で約1.5倍に増えております。

このうち、マンションを含む共同住宅は470万戸であり、増える最大の要因は所有者の高齢化、また当時入居した人が亡くなったり、施設に入ったりして空き部屋になるケースがほとんどであります。

それでは、質問3に移らせていただきます。

今回の法的根拠であります空家等対策の推進に関する特別措置法について、この法律の目的、趣旨等を同じく都市建設部長に伺います。お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 3点目の空家等対策の推進に関する特別措置法の目的や趣旨についてお答えをいたします。

空家特措法の第1条に示されておりますとおり、目的並びに趣旨につきましては、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護することと共に、その生活環境の安全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の政策、その他空家等に関

する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進して、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するものであるというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

2015年に施行されました空家対策特別措置法では、自治体は倒壊の危険度が高い空家を所有者の同意なしに解体し、費用を請求できる行政代執行制度が導入されたとございました。空家等対策の推進に関する特別措置法の第1条に示されており、確かにさまざまな法律の第1条に目的等が定められております。

冒頭に申し上げましたが、美和コーポに関して再度認識を深めていただくということを主眼に置いておりますことから、あえて質問させていただいたものであります。

それでは、質問第4に入らせていただきます。

この空家等対策の特別措置につきましても、木造建築物についても全員協議会で報告を受けておりますが、木造建築物でこの空家対策特別措置法を適用した案件につきましても、内容と現在の状況についてを同じく都市建設部長にお伺いします。お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは4点目でございます木造建築物で特別措置法の適用案件についてお答えを申し上げます。

市内には2件ございまして、まず1件目でございますが、野洲市吉地先に所在していらした空家につきましても、平成29年10月の台風の被害によりまして、隣の家にもたれかかる被害が発生しております。そのまま放置されますと倒壊等保安上危険となるおそれがあったため、空家等特別措置法に基づき特定空家等に認定し、相続人に対しまして、法に基づく指導を行ってまいりましたが、平成29年12月に被害を受けておられた隣の家の方が妨害排除請求権を行使されまして、建物を取り壊されました。この権利行使によりまして、特定空家等は解消されたものでございます。

2件目でございますけれども、野洲市北地先の所在いたしておりました空家でございますけれども、1件目と同様、そのまま放置すれば隣の家へ倒壊等保安上危険となるおそれがあるということで、法に基づき特定空家に認定をしております。相続人に対しまして、法に基づく指導等を行ってまいりましたが、相続人全員が相続放棄されましたため、所有者等

が確知できない状態となりまして、平成31年2月から3月にかけて略式代執行により市が解体工事を実施しております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 木造建築物では2件が略式代執行により市が解体工事を行ったということでした。

新聞などによりますと、この略式代執行にしましては、背景には不動産の相続登記が任意という現状があると書いておりました。空家が100件あれば、そのうちの約6割は最新の登記がされていない。明治の時期に最後に届けがなく、相続人が100人を超える物件もあるという、また法務省は2019年から20年までの相続登記の義務化に向けて検討を進めているというのが記事で情報としてございますが、管轄が違うとは思いますが、こういう話があるかどうか、ご存知でしたら教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 相続登記につきましては野洲市が所管している業務ではございませんので、お答えすることはできません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 情報がないということでございます。

今回の美和コーポにつきましては、所有者が複数おられ、経過もさまざま、またアスベストも含んでいるなど、解体に行き着くまでがクリアしなければならない要件は厳しいものがありました。その中で、大きな要因であった所有者との協議について質問をいたしたいと思います。美和コーポに関して、所有者との協議について都市建設部長に伺います。お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、5点目、6点目合わせてよろしいですか。ご質問にお答えいたします。

所有者の協議につきましては、平成30年8月と9月の2回所有者説明会を開催しております。所有者に対しまして、解体撤去等の改善を要求する協議をしてございます。また、9月の説明会では代表者を決定していただきまして、協議もしてございます。なお、2回合わせて出席は、9名中5名が出席されております。

協議の中で、解体撤去等の改善を要求いたしました。が、所有者の中に反対されておられる方がいること、また所有者方1名が見つからなかったということなどから、所有者自ら解体撤去等の改善をされる結論には至りませんでしたので、その後、法に基づき措置をするための手続に移行しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいまの答弁の中で、所有者に解体撤去に反対する意見があったという答弁でございました。

通告書には書いておりませんが、なぜ反対されたか、その理由というのはお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 反対されている理由につきましては、所有者のそれぞれ個々の理由がございますので、事情もございまして、今現在ここでお答えすることはできません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。そういうことであれば結構でございます。

そういった反対意見もあり、また所有者の中で1名が見つからなかったことも含めて、所有者自らが解体撤去されるまでには至らなかったことから行政代執行の措置をするための手続に移行されたとの答弁でございました。

それでは、質問7に移らせていただきます。今、所有者との協議に関して答弁をいただきました。

そうした経過を踏まえて、最終的には行政代執行による解体に至った経緯を伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 解体に至りました経緯についてお答えをいたします。

平成30年6月の大阪北部地震が発生いたしまして、市道に面した側壁が崩壊し危険な状態となりまして、建物を放置すべきでない判断いたしましたため、法に基づきまして、手続に基づきまして、質問1でお答えしましたとおり行政代執行を行う措置をとることを

決定いたしまして、解体工事に着手することとなりました。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

平成30年6月の大阪北部地震の影響で市道に面した壁面が崩壊し、危険な状況になり、放置すべきでないと判断したため行政代執行を行う措置に決定したという答弁でございます。

この行政代執行に至った経緯に関して、もう少し詳細に触れさせていただきたいと思えます。

日本経済新聞系列で、日経クロステックという、Xテックと書くんですが、クロステックという情報誌がございます。その中で、美和コーポの行政代執行に関して山仲市長へのインタビューが取り上げられております。この見出しでは、廃墟マンション放置は社会経済的災害だと触れられておまして、インタビューでは、山仲市長は以下のように答えられております。「私は今回の問題を災害と捉えている。アスベストの飛散のリスクを抱えた建物が放置される状況は、制度の不備などによって人為的に生じた社会経済的災害ではないか。野洲市の財政は決して豊かではないが、社会が安全に存続するためには、危険の排除が優先されると考えている。解体費用は区分所有者に請求することになるが、全額の回収は難しいかもしれない。市が共同住宅の管理組合の運営に関与する制度はない。解体費用の回収についてあれこれ議論する間にも危険な空家は存在をしている。行政代執行による解体と、解体費用の回収は別々の問題に分け、危険除去を優先した」、このように述べられております。山仲市長の美和コーポに関しての考えが理路整然と表明されていることから触れさせていただきました。

そうした経緯に基づき、最終的に解体工事の入札に至ったものですが、次、工事の状況を伺います。解体工事の入札の結果及び現在の工事の進捗状況を都市建設部長に伺います。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、解体工事の入札結果につきましてでございますけれども、10月の11日に入札を行いまして、9,460万円で落札、10月18日に請負業者と契約を締結しております。

また、工事の進捗状況でございますけれども、1月25日、行政代執行宣言の当日に高架水槽の撤去を行いまして、その後非常階段の撤去、崩落したバルコニーの撤去を行い、四

方に足場を立てまして、現在はアスベスト撤去工事に向けた準備工に入っているところでございます。

なお、建物の崩壊が想像以上に進んでおりますので、現場作業員の安全確保も大変厳しい状態でございます。今後、工事の工程、作業工法の検討などを行うと共に、大津労働基準監督署や滋賀県南部環境事務所などの関係機関とも協議を重ねたことにより時間を要したことから、本定例会におきまして明許繰越事業の議案として提案させていただく予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 工期の延長があるということでもございました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

最終的には、地権者に対し行政代執行による解体の費用を回収することになりますが、現時点での回収の見通しを都市建設部長に伺います。

○議長（岩井智恵子君） 野崎都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 9点目の費用回収の見通しでございますけども、行政代執行法にのっとりまして、解体工事の完了後に所有者に対しまして納付命令を行うこととしております。現時点では費用回収の予定や明確な費用負担は確定しておりませんが、今後、弁護士等と相談しながら進めていきたいと考えております。

なお、県知事から積極的な提案をいただいておりますので、回収ができていない費用については、その時点で県に請求する予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと最後の部分、慎重に申し上げておかないといけませんし、クロステックの記事も引いていただいたので、情報だけ追加させていただきます。

積極的だったんですけども、ちょっと最近腰が引けていますので、そのため補足で解体が始まって情報提供しました。

なぜ積極的かといいますと、既にお示ししていますように、去年の3月26日、わざわざ私の携帯にいろいろな手立てもしたい、お金も出したいということでしたので、改めてその3月26日のことも含めて公文書で通知をいたしました。確かに文言は否定されていませんけども、少し腰が引けた文書になっていますので、積極的というのは誤解されると

いけませんけど、そもそもは積極的と。

もう一つは、回収は担当部局だけじゃなしに、総務部の納税推進課、市が生活困窮者支援のことも合わせて滞納整理の透明化を目指して平成26年でしたかね、制定いたしました債権管理条例の仕組みに基づいてやろうと思っていますので、原課で最大限請求しても、いわゆる焦げつき債権になる可能性が高いので、そうなれば債権管理条例の枠の中で対応しようと思っていますし、それで最大限やってダメな場合は、今回も市営住宅でご報告いたしましたように、債権放棄をします。その債権放棄をするという金額について、滋賀県知事の提案に基づいて求めようというふうにしております。

なお、先ほどの北の債権もまだ回収できていませんけども、これも債権管理条例の適用で今作業を進めています。根抵当権者がおりますので、抵当権者と話し合っ、市が代理人を立てて売却すると。今回、野洲市、今年度から旧来の集落の調整区域の宅地も元宅地であれば売却できると、これが効いてきていまして、売れそうな見込みがありますので、かなりの債権の回収の見込みが出てきましたので、市が率先して抵当権者が応諾すれば売却して回収しようと思っていますので、ここの美和コーポに関しましても同じような趣旨であります。

先ほどの京都新聞の記事は、もともと私は代執行も含めて去年の1月30日の公開の会議で言っていたのを、いかにも何か大変なことが起こっているような記事にされてしまいましたのであなりましたが、当初から市民の安全を守るのと財政出動は切り離してということで改めて取材を受けましたので、そういうことになっております。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 費用が回収できないという懸念はもちろんあったと思うんですが、どうか県知事からの方も積極的、真ん中辺かな、提案もあったということでございますので、期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

最後に、2月5日、6日と私どもの会派で新誠会会派研修を東京で実施をさせていただきました。5日の午後から衆議院議員会館会議室におきまして武村展英衆議院議員並びに小鍬隆史参議院議員も同席を願いまして、国土交通省の住宅総合整備課住環境整備室長に対しまして、今回の案件であります特定空家対策につきまして、野洲市の状況、特に美和コーポに関しましてパワーポイントを駆使しまして詳細な報告並びに説明を行わせていただきました。さらに、この機会を活用して提案等を行わせていただきました。提案内容は、過去に対象の施設に対して滋賀県が建築基準法第10条に基づき建築に吹き付け材がある

可能性が高く、このまま放置すれば第三者や住人に危害や健康被害が及ぶ可能性があるとして勧告されているが、勧告どまりで、その後踏み込んだ手続がなされていない。今後このような老朽施設が増えることが想定をされるので、建築基準法を厳格にすべきであることを提案させていただきました。また、マンションなどの共同住宅につきましては、解体費用の積立金が少なく、解体の実施までにはハードルが高いことから、今回を教訓として解体費用の積立金額を国に報告することを所有者に義務づけるなどの法整備の検討を提案させていただきました。そのことを報告して質問を終わりたいと思います。次は1番札を狙いたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明7日から3月18日までの12日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、明7日から3月18日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る3月19日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。（午後5時13分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年3月6日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 山本 剛

署名議員 鈴木 市朗